

昭和 63 年度

京都市衛生研究所年報

.....
ANNUAL REPORT
OF
KYOTO CITY INSTITUTE OF PUBLIC HEALTH
:.....

No. 55 : 1989
..

京都市衛生研究所

は じ め に

昭和61年4月、当衛生研究所を本市衛生行政の一翼を担う事業所としての位置づけを明確にするために、厚生省の地研設置要綱に基づいて組織改正し、早や3年が経過しました。

この間、業務の内容も、試験検査・公衆衛生情報の解析提供及び衛生面での安全確保の指導などを中心に拡大・充実を図っております。

特に、個人による検査・研究体制から、あらゆる業務を組織的に対応する体制をとることとしたため、相当な業務拡大が図られたものと確信しております。

今後とも、京都市民のための衛生研究所として、業務の充実をめざし所員全員が一丸となって邁進すべく努力いたしてまいります。

ここに、昭和63年度の業務実績を年報第55号としてまとめましたので、ご関係の方々の資料としてご活用いただければ幸いです。

平成元年9月

京都市衛生研究所

所長 谷口尚樹

目 次

第1部 事業概要

1. 沿 革	1
2. 施 設	1
3. 主要購入備品	1
4. 機構及び事務分担	2
5. 職員名簿	3
6. 予算及び決算	4
7. 試験検査	5
8. 各部門の業務概要	6
1) 理化学検査部門	6
2) 臨床検査部門	6
3) 微生物検査部門	7
4) 病理検査部門	8
5) 疫学情報部門	9
6) 調査研究部門	9
7) 消費者コーナー	9

第2部 試験検査

I 環境衛生に関する試験検査	11
1. 年間取扱件数	11
2. 飲用水などの水質に関する検査 (理)	12
3. 排水の水質検査 (理)	12
4. 浄化槽放流水の細菌検査 (臨)	12
5. 廃棄物に関する検査 (理)	13
6. 温泉分析 (理)	13
7. プール水の水質検査 (理)	13
8. 家庭用品の有害物質の検査 (理)	14
II 栄養及び食品衛生に関する試験検査	16
1. 年間取扱件数	16
2. 食品の栄養成分分析 (理)	16

3. おしぼりの衛生検査	(臨)	17
4. 食中毒及び食品苦情に関する検査	(臨)	17
5. 収去食品の細菌学的検査	(臨)	19
6. 依頼食品等の細菌検査	(臨)	21
7. 食品の規格などの検査	(理)	22
8. 食品添加物の成分規格検査	(理)	22
9. 食品中の食品添加物検査	(理)	22
10. 食品中の残留物質検査	(理)	24
11. 器具・容器包装の検査	(理)	28
12. 一般獣畜のと畜検査	(病)	28
13. 病・切迫畜のと畜検査	(病)	35
14. 病理学的・細菌学的精密検査	(病)	37
15. 食鳥の病理学的検査	(病)	41
16. 魚介類の病理学的検査	(病)	43
17. その他の食肉の病理学的検査	(病)	46
18. と畜検査情報の解析	(病)	47
Ⅲ 微生物及び免疫に関する試験検査		50
1. 年間取扱件数		50
2. 京都市結核・感染症サーベイランス事業における病原体検査	(微)	50
3. 法定伝染病病原体検査	(微)	51
4. インフルエンザに関する疫学調査	(微)	52
5. 日本脳炎流行予測調査及び日本脳炎ウイルス増幅抑制効果調査	(微)	54
6. 風疹ウイルス抗体検査	(微)	55
7. エイズウイルス抗体検査	(微)	56
8. 梅毒血清反応検査	(微)	57
Ⅳ 衛生動物に関する試験検査		59
1. 年間取扱件数		59
2. 蚊幼虫駆除のためのタップミノーの活用	(微)	59
3. 衛生動物検査及び衛生相談	(微)	60
Ⅴ 母子・成人・老人保健等に関する試験検査		61
1. 年間取扱件数		61
2. 先天性代謝異常症等検査	(臨)	61

3. 神経芽細胞腫検査 -----	(臨) -----	62
4. 血液の一般検査並びに生化学検査 -----	(臨) -----	63
5. 血清鉄検査 -----	(臨) -----	64
6. クームス試験 -----	(臨) -----	65
7. 母乳中PCB及び有機塩素系農薬の検査 -----	(理) -----	65
第3部 公衆衛生情報		
1. 公衆衛生情報の解析提供 -----		67
2. その他の公衆衛生情報の収集提供 -----		67
第4部 監視指導業務		
1. 京都市中央卸売市場第一市場における監視指導業務 -----		81
2. 京都市中央卸売市場第二市場における監視指導業務 -----		83
第5部 消費者コーナー業務		
1. 食品衛生に関する相談 -----		85
2. 食品衛生講座の開催 -----		85
3. 刊行物の発行 -----		85
4. 参考品の展示並びに簡易な検査 -----		87
第6部 報 文		
京都の天然水の成分に関する研究(地下水, 川水, 池水) -----	(調) -----	89
魚介類中におけるニコチン酸, ニコチン酸アミドの経日変化について -----	(理) -----	97
自動車のエアコン吹出口における真菌類の汚染実態調査(第2報) -----	(調) -----	102
牛枝肉の細菌汚染検査成績 -----	(病) -----	105
内臓処理室における細菌汚染の実態について -----	(病) -----	109
と畜検査における牛水腫の発生状況について -----	(病) -----	112
と畜検査における牛水腫の判定基準について -----	(病) -----	121
京都市結核・感染症サーベイランス事業における病原体検査成績(その1)		
総 論 -----	(微) -----	126
京都市結核・感染症サーベイランス事業における病原体検査成績(その2)		
肺炎マイコプラズマの分離状況 -----	(微) -----	139
日本脳炎流行予測調査及び日本脳炎増幅抑制効果調査成績 -----	(微) -----	145
泡沫浮遊法による室内塵中のダニ類の抽出分離について -----	(微) -----	150
京都市の人口年齢構造推移の解析 -----	(疫) -----	155

京都市における標準化死亡比（SMR）の年次推移と地域特性-----	（疫）-----	160
ニューロンの耐無酸素性電位と組織ATP量の関係-----	（調）-----	166

第7部 短 報

食物繊維の測定結果について（昭和63年度分）

（地方衛生研究所全国協議会共同研究）-----	（理）-----	171
京都市と畜場に搬入された豚の萎縮性鼻炎，トキソプラズマ， ヘモフィルスの抗体保有状況について -----	（病）-----	172
豚の病変部より分離された β -溶血レンサ球菌の血清型別について -----	（病）-----	176
牛・豚肝臓における犬回虫の幼虫移行に関する調査 -----	（病）-----	178
コチの筋肉にみられた白色粒状病変について -----	（病）-----	179
豚のリンパ性白血病の一症例について -----	（病）-----	180
京都市結核・感染症サーベイランス事業におけるアデノウイルス35型の分離例 --	（微）-----	182

第8部 資 料 -----	185
---------------	-----

理： 理化学検査部門
臨： 臨床検査部門
微： 微生物検査部門
病： 病理検査部門
疫： 疫学情報部門
調： 調査研究部門

第 1 部 事業概要

目 次

1. 沿革	1
2. 施設	1
3. 主要購入備品	1
4. 機構及び事務分担	2
5. 職員名簿	3
6. 予算及び決算	4
7. 試験検査	5
8. 各部門の業務概要	6
1) 理化学検査部門	6
2) 臨床検査部門	6
3) 微生物検査部門	7
4) 病理検査部門	8
5) 疫学情報部門	9
6) 調査研究部門	9
7) 消費者コーナー	9

1. 沿革

大正 9年 8月 下京区（現東山区）今熊野旧日吉病院跡に京都市衛生試験所として開設。
 大正15年11月 上京区竹屋町通千本東入主税町 910 番地に新築移転。
 昭和21年 4月 京都市生活科学研究所に改称。
 昭和25年 7月 厚生省通ちょう（地方衛生研究所設置要綱）に基づき京都市衛生研究所に改称。
 昭和38年12月 機構改革により、事務部門を除き従来の部制を廃止し、研究主幹制に変更。
 昭和45年 7月 中京区壬生東高田町 1 番地の 2 に新築移転。
 昭和54年 1月 京都市公害センター設立に伴う機構改革により当所から公害関係業務を分離。
 昭和61年 4月 組織改正により、京都市食品検査所並びに衛生局環境衛生課環境防疫室及び総合検査室を統合し、1課6部門となる。また、京都市中央卸売市場第一市場及び第二市場にそれぞれ第一検査室及び第二検査室を設置。現在に至る。

2. 施設

- ① 本所（管理課・理化学検査部門・臨床検査部門・微生物検査部門・疫学情報部門・調査研究部門）
 敷地面積 3,300 m^2
 建物総延面積 4,320 m^2
 本館構造 鉄筋コンクリート造 地下1階、地上5階（一部6階） 4,110.0 m^2
 動物実験施設 鉄筋コンクリート造 地上2階 190.2 m^2
 危険物貯蔵所 コンクリート・ブロック造 地上1階 19.6 m^2
- ② 第一検査室（理化学検査部門）
 構造 鉄筋コンクリート造 地上3階（一部） 475.0 m^2
- ③ 第二検査室（病理検査部門）
 構造 鉄筋コンクリート造 地上2階（一部） 300.0 m^2

3. 主要購入備品（昭和63年度）

品 名	規 格 形 状	設 置 場 所
フレームレス原子吸光分析装置	日本ジャーレル・アッシュ製 AA-855	（3階）機器室
デジタルふ卵器	テーハー式 HD-8C	（"）臨床検査室
オートクレープ	トミー SS-240	（4階）理化学検査室
落射蛍光顕微鏡装置	オリンパス光学製 BHS-RFK	（5階）微生物検査室
液体クロマトグラフ	柳本製 L-5000 スペクトロモニター M-515	第一検査室
マイクローム	改良大型滑走式 TU-213 DON	第二検査室

4. 機構及び事務分担

課長級 *		課長補佐**	係 長 級		分 担 事 務	
所長—次長—	管 理 課 長	—	管理係長		• 衛生研究所の庶務 • 食品衛生に関する消費者の相談並びに講座の開催 • 刊行物の発行並びに参考品の展示及び簡易な検査	
			主 査			
	理化学検査 担 当 主 幹 (次長兼務)	—	食品栄養 担当主査		• 中央卸売市場第一市場における食品の検査及び場 内の監視指導 • 食品衛生法による規格試験及び特殊検査 • 食品の栄養成分の分析 • 有害化学物質（農薬, PCB, 重金属など）の分析 • 生活関連物質及び容器, 包装などの試験 • 飲料水, 河川水, 家庭排水などの理化学検査及び 温泉分析 • 生活及び作業環境などの理化学検査	
			家庭用品 担当主査			
			環 境 担当主査			
	臨 床 検 査 担 当 主 幹	—	老人保健 担当主査		• 基本健診, 循環器健診などの血液検査 • 先天性代謝異常などの検査 • 神経芽細胞腫検査 • 食中毒の検査 • 食品衛生及び環境衛生の細菌検査	
			生 化 学 担当主査			
			細 菌 担当主査			
	微生物検査 担 当 主 幹	—	感 染 症 担当主査		• 感染症の原因となる寄生虫, 細菌, ウイルスなど の病原微生物検査 • インフルエンザ, 風疹, 梅毒などの血清検査 • 日本脳炎, 手足口病, ヘルパンギーナなどのウイ ルス検査 • 衛生動物などの同定, 鑑別並びに昆虫天敵魚の飼 育及び放流	
			ウイルス 担当主査			
			衛生動物 担当主査			
病 理 検 査 担 当 主 幹	—	病 理 担当主査		• 中央卸売市場第二市場における獣畜のと畜検査並 びに獣肉の病理検査及び場内の監視指導		
		精密検査 担当主査				
疫 学 情 報 担 当 主 幹	—	疫 学 担当主査		• 母子保健, 成人保健などの健康事象の疫学的調査 • 公衆衛生情報の収集, 解析及び提供		
		情 報 担当主査				
調 査 研 究 担 当 主 幹 (次長兼務)	—	理 化 学 担当主査		• 公衆衛生の増進, 向上に資するための理化学的, 生物学的調査及び研究		
		微 生 物 担当主査				
		臨 床 担当主査				

* 課長・主幹・研究主幹

** 副主幹・研究副主幹・係長・主査・主席研究員

5. 職員名簿(平成元年3月現在)

所長(衛生局保健衛生部技術長兼職)	谷口尚樹
次長	唐木利朗
管理課	
管理課長	古川満智男
管理係長	小川川詔三
主査	工藤滋子
主任	古村京子
	高橋文雅明
	水見村夫
	大笹
理化学検査部門	
主席研究員	丸岡捷治
"	松本正義
主査	野々々村子
"	眞方敏行
主任	細川ナミ
"	田崎和子
"	片柴繼幸
"	本田久美子
	川勝剛志
	筒井達也
	安原清高
臨床検査部門	
主幹	北澤進
主席研究員	大吉江武
主査	箕田陽子
"	土浦嘉代
主任	竹上正修
	永平繁則
	森本恵一代
	森田雅美
	八木親
	鎌山野
微生物検査部門	
研究主幹	山中伸一
副主幹	三原啓
主席研究員	黒田晃
"	唐牛良

"	森垣忠啓
(京都府衛生公害研究所細菌ウイルス課主任研究員から併任)	
主任	大森務
"	大吉田俊博
	吉川宏一
	吉田聡三
	水谷幸子
	畑
病理検査部門	
研究主幹	福井一征
主査	藤江三郎
"	藤井三博
主任	佐藤高行
"	松尾卓
	鈴木康明
	谷川哲彦
	谷口良之
	男成恒幸
	岩田善朗
	杉山覺
	力身政彦
	梶
疫学情報部門	
研究主幹	戸田和子
研究副主幹	竹之熊国一
"	蒲原正三
	奥田や
	井崎
調査研究部門	
主査	戸板健一
"	久納公雄
主席研究員	日高
(京都府衛生公害研究所理化学課主任研究員に併任)	
主任	西村洋二
"	長谷川輝夫
	堀場孝司
	吉田育子
	柳野典子
	宇林美智子
	安田純子
	藤井崇知
(併)	
非常勤嘱託員	岡本萬三郎

6. 予算及び決算（昭和63年度）

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済 額	備 考
衛生研究所 手 数 料	9,206,000 円	7,854,340 円	
環 境 衛 生 手 数 料	7,700,000	6,290,600	

歳 出

科 目	予 算 額	支 出 済 額	備 考
衛生研究所 運 営 費	72,824,000 円	64,554,453 円	
衛生研究所 配 分 予 算	59,420,645	57,582,066	

7. 試験検査

昭和63年度の試験検査状況は表1のとおりである。

表1 試験検査状況(63. 4. 1～元. 3. 31)

項 目			件数	項 目			件数		
細菌検査	分離 同定	腸管系病原菌	135	水 質 検 査	飲用 水	井戸水	細菌学的検査	—	
		その他の細菌	61				理化学的検査	29	
	血清 検査	血 清 検 査	—		利 用 水	その他	細菌学的検査	—	
		化学療法剤に対する耐性検査	—				理化学的検査	—	
ウリケッチ ス・等検査	分離 同定	インフルエンザ	—	下 水		細菌学的検査	—		
		その他のウイルス	474				理化学的検査	6	
	血清 検査	リケッチアその他	8			生物学的検査	—		
		インフルエンザ	314			細菌学的検査	—		
		その他のウイルス	549		理化学的検査	221			
		リケッチアその他	—			生物学的検査	—		
病原微生物の動物試験			—	廃棄物 関係検査	し尿	細菌学的検査	472		
原寄生 虫・虫等	原寄 生 そ 族 ・ 節 足 動 物 真 菌 ・ そ の 他	虫	23				理化学的検査	—	
		虫	10				生物学的検査	—	
		動物	281				その他	20	
		その他	4						
結核	培 養 化学療法剤に対する耐性検査	養	—	公 害 関 係 検 査	大 気	SO ₂ ・NO・NO ₂ ・O _x ・CO	—		
		化学療法剤に対する耐性検査	—			浮遊粒子状物質 (粉じんを含む)	—		
性病	梅 り そ の 他	毒	80			河 川	降 下 ば い じ ん の 他	—	—
		病	8					理化学的検査	—
		他	—	騒音・振動	—				
			—	その他	2				
食中毒	病 理 化 学 的 検 査	病原微生物検査	541	一環 般境	一 般 室 内 環 境	一般室内環境	—		
		理化学的検査	—			浴場水・プール	55		
臨床 床 検 査	血 液	血液型	2			放 射 能	雨 空 食 そ の 他	水・陸	—
		血液一般検査	3,869					中品	—
		生化学検査	3,910	他	—				
		先天性代謝異常検査	16,954		—				
		その他の	—						
検査	尿 便	—	13,365						
		—	—						
		病理組織学的検査	—						
		その他	—						
食品検査	病 理 化 学 的 検 査	病原微生物検査	1,461		温 泉 (鉱 泉) 泉 質 検 査	2			
		理化学的検査	2,577		家 庭 用 品 検 査	680			
		その他	2		薬 品 医 薬 の 他	—			
	水 道 原 水	細菌学的検査	1	栄 養 の 他	合 計	64			
		理化学的検査	12			154			
		生物学的検査	—			46,553			
		細菌学的検査	100						
	水 道 水	理化学的検査	100						

(注) 厚生省報告例による。

(注) 厚生省報告例による。

8. 各部門の業務概要

機構及び事務分担は前記4.に記したが、それぞれの部門別業務概要は次のとおりである。

1) 理化学検査部門

当部門は、昭和61年4月の組織改正により、食品検査所と衛生局環境衛生課総合検査室の業務と所内旧3部門で行っていた理化学検査に関する業務を再編成し、新たに発足したものである。

当部門は、本所と京都市中央卸売市場第一市場（以下、第一市場）にある第一検査室とで編成され、衛生局の関係各課、保健所及びその他の関係部局との連携を密にして、それぞれの業務を行っている。

主な業務は下記のとおりである。

- (1) 第一市場における衛生に関する監視指導と違反食品などに対する措置。
- (2) 第一市場において収去した検体の残留農薬、PCBその他の理化学検査。
- (3) 保健所などで収去された食品及び器具容

器包装などの理化学検査。

- (4) 食品中の抗生物質及び抗菌性物質の検査。
- (5) 食品添加物の成分規格検査及び食品の栄養分析。
- (6) 有害物質を含む家庭用品の規制に関する法律に基づく家庭用品の試買及び検査。
- (7) 水道法、下水道法及び温泉法などに基づく水質検査。
- (8) 産業廃棄物に関する検査。
- (9) 母乳中のPCBなどの検査。
- (10) 全化協精度管理及び地方衛生研究所全国協議会共同研究への参加。

昭和63年度の取扱件数は表2のとおりである。

2) 臨床検査部門

当部門は、業務として母子・成人・老人保健対策に関する生化学検査並びに環境・食品衛生対策に関する細菌学的検査を担当している。主な業務内容は次のとおりである。

- (1) 乳幼児のマス・スクリーニング検査

表2 理化学検査部門取扱件数

検 査 名	件数（項目数）
食品中の残留物質検査	715（ 3,978）
食品中の食品添加物検査	1,083（ 2,437）
食品の規格検査	47（ 154）
器具及び容器包装の検査	590（ 739）
食品に関するその他の理化学検査	146（ 390）
家庭用品の有害物質の検査	680（ 736）
飲料水などの水質検査	140（ 1,384）
排水の水質検査	236（ 865）
温泉分析	2（ 77）
環境衛生に関するその他の検査	55（ 660）
廃棄物に関する検査	20（ 177）
食品添加物の成分規格検査	21（ 132）
食品の栄養成分分析	64（ 137）
母乳中のPCB等の検査	22（ 220）
計	3,821（ 12,086）
監視指導延件数	37,264

表3 臨床検査部門取扱件数

昭和63年度	
	件 数
先天性代謝異常症等検査	17,263
神経芽細胞腫検査	13,365
血液検査	3,920
血清鉄検査	41
クームス試験	2
浄化槽放流水の細菌学的検査	472
河川水の細菌学的検査	9
おしぼりの衛生検査	49
食中毒・食品苦情に関する検査	978
収去食品の細菌学的検査	768
依頼食品等の細菌学的検査	252
計	37,119

新生児（生後5～7日目）の血液について先天性代謝異常（フェニルケトン尿症等5疾患）及び先天性甲状腺機能低下症（クレチン症）のマス・スクリーニングを、また、幼児（6ヶ月児）の尿について小児がんの一種である神経芽細胞腫のマス・スクリーニングをそれぞれ行っている。

先天性代謝異常症及びクレチン症検査に関してはコンピュータを導入して業務の省力化をはかっている。

(2) 血液検査

老人保健法に基づく基本健康診査を昭和62年度から医師会委託とは別に保健所でも実施することになったが、血液検査については当部門で行っている。また、従前から実施している同和地区成人病健診に係る循環器疾患等健康診断事業の血液検査も昭和62年度から担当している。さらに、京都市職員の健康診断のうち保健所で実施する分について、その血液検査も行っている。

なお、保健所で実施している婦人健康診査時の貧血検査の内容をより充実したものにする目的で、今年度は試行的に保健所を限定して血清鉄の検査を行った。

(3) 細菌学的検査

食品の衛生状態を把握するために計画的に食品を収去し、細菌学的検査を実施している。また、細菌性食中毒など食品等に起因する事項に対する原因究明のための食中毒菌の検索を行っている。

さらに、当部門では公害対策の面から年間計画に基づく浄化槽放流水及び河川水の細菌学的検査も担当している。

昭和63年度の取扱件数は表3のとおりである。

3) 微生物検査部門

当部門は、昭和61年4月の組織改正により、従来の微生物部門に環境生物部門及び衛生局環境衛生課環境防疫室を併合し設けられたものである。衛生微生物及び衛生動物に関する検査を担当しており、業務内容は次の4項目に大別される。

(1) ウイルス等に関する業務

インフルエンザウイルスや日本脳炎ウイルスの分離は昭和30年頃から実施し、その後アデノウイルス、エンテロウイルス等対象ウイルスの拡張を図ってきた。

さらに昭和57年からは国の事業の一環として、京都市感染症サーベイランス事業における病原検査を担当している。昭和62年から同事業は新たに京都市結核・感染症サーベイランス事業と

表4 微生物部門取扱件数

昭和63年度	
	件 数
ウイルス分離試験	474
リケッチア・その他検査	8
血清試験	1,049
性病検査	80
細菌検査	247
原虫検査	27
衛生動物検査	433
衛生相談	34
蚊幼虫天敵検査	50

して対象疾病も拡張され、ウイルスの分離・同定とともに、クラミジアの検索を行って疾病診断の確認や病原体情報の解析評価を行っている。

また、日本脳炎流行予測調査及びウイルス増幅抑制効果調査については、本市が日本脳炎多発地域であったため、昭和40年ころから継続して実施してきた。

(2) 免疫に関する業務

風疹血清試験は、昭和51年から妊婦及び妊娠予定者について実施してきた。

インフルエンザに関する調査は、流行前に市民の免疫力を調査し、流行を予測するために実施している。また、インフルエンザ集団発生時にはウイルスを分離するとともに、血清試験や分離ウイルスの抗原分析を行っている。

エイズ（後天性免疫不全症候群）は、日本では主として血液製剤を介した感染者が多いが、予防対策の一環としてエイズ感染の現状を把握するために、昭和62年1月より実施している。

梅毒検査は性病予防法に基づいて古くから実施している検査であり、保健所でスクリーニングしたものについて検査を行っている。

(3) 細菌等に関する業務

細菌等の検査業務としては、京都市結核・感染症サーベイランス事業における臨床細菌検査とマイコプラズマ検査及び法定伝染病に係るコレラ菌、赤痢アメーバの検査を行っている。

(4) 衛生動物に関する業務

原虫、寄生虫、そ族及び節足動物等衛生上有害な生物及び不快昆虫の種類鑑別、食品中の異物の鑑別を行っているほか、市民からの衛生動物に関する衛生相談に応じている。

また、昭和62年からは感染症サーベイランス事業の内容拡張に伴い、トリコモナス原虫の検査を行っている。

その外に、蚊幼虫天敵調査として、蚊幼虫の駆除に有効な魚であるタツポミノの飼育、各種水域への放流、生息密度、生息環境および蚊幼虫の発生状況調査を行っている。

昭和63年度の取扱件数は表4のとおりである。

4) 病理検査部門

当部門は、昭和61年4月の組織改正により、昭和59年に食品検査所に合併されていた旧食肉衛生検査所の機能を中心として設置されたものである。京都市中央卸売市場第二市場内に衛生研究所第二検査室として位置し、「市場における獣畜のと畜検査及び場内の衛生監視指導並びにその他の獣畜の病理検査」を担当する部門として運営されている。

当部門の主な業務は、

- (1) と畜場法に基づく食用獣畜のと殺解体検査及びこれに伴うと殺解体禁止、廃棄等の行政措置。
- (2) と畜場及びと殺解体作業の衛生保持。
- (3) 食品衛生法に基づく食肉とその取扱及び施設の検査、監視指導。

で、食肉の衛生的な処理と安全確保につとめている。

また、(4) 鳥類及び魚介類やその他の食用獣畜についての病理的検査を行って食用の適否判定を行っている。

(5) 以上の諸検査によって得られた検査成績等の情報を、今後のと畜検査業務及び本市食品衛生監視指導業務に資するとともに、と畜業者、生産者、買参者等食肉関係業者への参考資料提供のために、必要なデータ解析を行っている。

表5 病理検査部門取扱件数

昭和63年度	
	頭・件数
と畜検査	48,097 頭
と畜場外と殺検査	4 頭
緊急と殺検査	90 頭
合否保留	98 頭
処 分(全部・一部廃棄件数)	54,079 件
精密検査	6,831 検体
鳥類・魚介類病理検査	51 検体
監視指導	1,025 件
瑕疵検査	144 件

なお、(6) と畜場での感染症を早期に発見し、解体作業の衛生保持を図るために、と畜検査員が宿直し、夜間搬入またはけい留中の異常畜の診断と血液検査を行っている。

昭和63年度の取扱頭・件数は表5のとおりである。

5) 疫学情報部門

当部門は、昭和38年12月の機構改革に際し、公衆衛生活動に関する調査研究、母子保健及び成人保健等に関する疫学的研究等を担当する疫学部門として設置されたものであるが、昭和54年1月に「公衆衛生活動に関する情報の収集、解析及び提供に関すること」も担当することとなり、疫学情報部門と改称された。

今年度実施した主な業務は次のとおりである。

(1) 保健需要度調査

- a. 地域特性に基づく死因構造の解析
- b. 京都市における疾病の動向

本年度は、上記の解析を行い報告書を作成した。

(2) 情報関係業務

公衆衛生関係文献情報の収集、整理、図書室の運営管理及びレファレンス・サービス等を行っている。

6) 調査研究部門

当部門は、昭和61年4月の組織改正により、調査研究に専従する部門として設置されたもので、理化学、生物学、微生物学の分野をはじめ、疫学、基礎医学的な各分野における調査研究を行っている。

今年度実施した当部門の主な業務は次のとおりである。

(1) 京都の天然水の成分に関する研究

今年度は、人や生物の影響の少ない、主として山間部の地下水、川水、及び池水に含まれる天然成分の分析を行い、自然との関連を検討した。

(2) 生活環境中における真菌類の研究

今年度は、自動車のエアコン吹出口における、真菌類の汚染実態調査を夏期について行い、昨

年度（冬期実施）の結果と比較検討した。

(3) 神経細胞のエネルギー代謝過程に関する研究

ニューロンの耐無酸素性電位と組織ATP量の関係について検討した。

(4) 生体及び環境試料における微量成分の迅速分析法とその自動化に関する研究

アンペロメトリー型揮発性アミン類選択性電極の開発を試みた。

(5) 老年期の社会適応の期間と日常の社会参加の機会との関連について—在宅老人の精神的健康と社会参加の機会との関連について—

昭和62年度に、京都在住の65歳以上の男女3,000名を対象にして行ったアンケートについて、クロス集計と若干の検討を加えた。全般的なまとめは継続中である。

(6) 衛生害虫及び不快昆虫の調査

ライトトラップによる蚊成虫の周年調査、ユスリカ、トビケラ等の発生調査を環境衛生課、保健所と共同で行った。

以上の諸研究を通じて公衆衛生の基礎資料を作成し、本市衛生行政の推進に資することを目的にしている。

上記(1)～(3)の詳細は、報文の項に掲載したので参照されたい。また、(2)～(4)は京都市立看護短期大学との共同研究である。

なお、(6)の調査結果については、それぞれ平成元年3月保健衛生部環境衛生課に報告した。

7) 消費者コーナー

消費者コーナーは、本市における消費者保護対策を、他局に先駆けて推進するために、食品の安全性を中心とした相談及び指導業務を担当する部門として、昭和45年当所新築移転時に設置されたものである。

生活の多様化に伴い栄養、食品添加物、食中毒、表示や包装など日常生活に深いかかわりのある食品の諸問題について、各部門の機能を活用し、消費者の食生活の安全や衛生知識の向上を図るため、次の業務を行っている。

- (1) 食品衛生に関する相談
- (2) 食品衛生講座の開催
- (3) 刊行物の発行
- (4) 参考品の展示並びに簡易な検査

(5) 消費者団体主催の食生活展等への助言
昭和63年度の相談件数は86件、講座開催回数
は15回（455名）である。

第2部 試験検査

目 次

I. 環境衛生に関する試験検査

1. 年間取扱件数	11
2. 飲用水などの水質に関する検査	(理) 12
3. 排水の水質検査	(理) 12
4. 浄化槽放流水の細菌検査	(臨) 12
5. 廃棄物に関する検査	(理) 13
6. 温泉分析	(理) 13
7. プール水の水質検査	(理) 13
8. 家庭用品の有害物質の検査	(理) 14

II. 栄養及び食品衛生に関する試験検査

1. 年間取扱件数	16
2. 食品の栄養成分分析	(理) 16
3. おしぼりの衛生検査	(臨) 17
4. 食中毒及び食品苦情に関する検査	(臨) 17
5. 収去食品の細菌学的検査	(臨) 19
6. 依頼食品等の細菌検査	(臨) 21
7. 食品の規格などの検査	(理) 22
8. 食品添加物の成分規格検査	(理) 22
9. 食品中の食品添加物検査	(理) 22
10. 食品中の残留物質検査	(理) 24
11. 器具・容器包装の検査	(理) 28
12. 一般獣畜のと畜検査	(病) 28
13. 病・切迫畜のと畜検査	(病) 35
14. 病理学的・細菌学的精密検査	(病) 37
15. 食鳥の病理学的検査	(病) 41
16. 魚介類の病理学的検査	(病) 43
17. その他の食肉の病理学的検査	(病) 46
18. と畜検査情報の解析	(病) 47

III. 微生物及び免疫に関する試験検査

1. 年間取扱件数	50
2. 京都市結核・感染症サーベイランス事業における病原体検査	(微) 50

3. 法定伝染病病原体検査	(微)	51
4. インフルエンザに関する疫学調査	(微)	52
5. 日本脳炎流行予測調査及び日本脳炎ウイルス増幅抑制効果調査	(微)	54
6. 風疹ウイルス抗体検査	(微)	55
7. エイズウイルス抗体検査	(微)	56
8. 梅毒血清反応検査	(微)	57

Ⅳ. 衛生動物に関する試験検査

1. 年間取扱件数		59
2. 蚊幼虫駆除のためのタッグミノーの活用	(微)	59
3. 衛生動物検査及び衛生相談	(微)	60

Ⅴ. 母子・成人・老人保健等に関する試験検査

1. 年間取扱件数		61
2. 先天性代謝異常症等検査	(臨)	61
3. 神経芽細胞腫検査	(臨)	62
4. 血液の一般検査並びに生化学検査	(臨)	63
5. 血清鉄検査	(臨)	64
6. クームス試験	(臨)	65
7. 母乳中のPCB及び有機塩素系農薬の検査	(理)	65

Chapter 2 Examinations

Contents

I Examinations concerning environmental health

1. Number of samples treated for FY 1988	11
2. Examination of raw and potable water	(Food) -- 12
3. Examination of wastewater	(Food) -- 12
4. Bacteriological examination of effluent from disposal tank	(Clin) -- 12
5. Examination of industrial wastes	(Food) -- 13
6. Examination of hot springs	(Food) -- 13
7. Examination of swimming pool water	(Food) -- 13
8. Examination of hazardous materials in household necessities	(Food) -- 14

II Examinations concerning nutrients and food sanitation

1. Number of samples treated for FY 1988	16
2. Chemical analysis of nutrients in foods	(Food) -- 16
3. Sanitary examination of wet towels	(Clin) -- 17
4. Bacteriological examination on food poisoning	(Clin) -- 17
5. Bacteriological inspection of foods	(Clin) -- 19
6. Bacteriological examination of foods	(Clin) -- 21
7. Standard examination of foods such as milk and meat-products	(Food) -- 22
8. Standard examination of food additives	(Food) -- 22
9. Chemical analysis of food additives in foods	(Food) -- 22
10. Chemical analysis of hazardous residues in foods	(Food) -- 24
11. Standard examination of food containers, food wrapping materials and other utensils used for cooking	(Food) -- 28
12. Meat inspection at normal slaughter	(Path) -- 28
13. Meat inspection at emergency slaughter	(Path) -- 35
14. Pathological and bacteriological examination of meat	(Path) -- 37
15. Pathological examination of poultry	(Path) -- 41
16. Pathological examination of fish	(Path) -- 43

17. Pathological examination of other meats -----	(Path) --	46
18. Analysis of information on meat inspection -----	(Path)	47
III Microbiological and serological examinations		
1. Number of cases treated for FY 1988 -----		50
2. Pathogenic agents determination in the infectious diseases surveillance system in Kyoto City -----	(Micr)--	50
3. Pathogenic microbes determination of the legal infectious diseases ---	(Micr)--	51
4. Epidemiological examination on influenza outbreaks -----	(Micr)--	52
5. Epidemiological survey of Japanese encephalitis (JE) with reference to the control of JE virus amplification in Kyoto City -----	(Micr)--	54
6. Serological examination on rubella -----	(Micr)--	55
7. Serological examination on AIDS -----	(Micr)--	56
8. Serological examination on syphilis -----	(Micr)--	57
IV Laboratory and field examinations on medical zoology		
1. Number of cases treated for FY 1988 -----		59
2. Use of top minnows for the control of mosquito larvae -----	(Micr)--	59
3. Examination and consultation on medical zoology -----	(Micr)--	60
V Examinations concerning aged, adult, maternal and child health		
1. Number of samples treated for FY 1988 -----		61
2. Mass screening for inborn errors of metabolism and congenital hypothyroidism -----	(Clin) --	61
3. Mass screening for infant neuroblastoma -----	(Clin) --	62
4. Haematological and biochemical examination of bloods -----	(Clin) --	63
5. Examination of serum iron -----	(Clin) --	64
6. Coombs test -----	(Clin) --	65
7. Analysis of PCB and organochlorine pesticides residues in human milk -----	(Food)--	65

(Food) : Division of Food and Environmental Hygiene

(Clin) : Division of Clinical Chemistry and Bacteriology

(Micr) : Division of Microbiology

(Path) : Division of Pathology

I 環境衛生に関する試験検査

1. 年間取扱件数

昭和63年度の環境衛生に関する試験検査の取扱件数である。

取扱件数及び検査項目数は表 I - 1 に示すとおり

表 I - 1 環境衛生に関する月別試験検査取扱件数

		総 数		昭和63年												平成元年		
		件数	項目数	4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1月	2	3			
水 質 検 査	水 道 原 水	12	66	—	—	1	—	—	8	—	—	3	—	—	—			
	飲 水 道 水	94	1,146	1	1	4	25	30	1	—	6	21	2	2	1			
	用 井 戸 水	34	172	—	2	3	2	—	—	—	3	8	8	4	4			
	水 小 計	128	1,318	1	3	7	27	30	1	—	9	29	10	6	5			
廃 水 検 査	廃 水	236	865	17	17	23	18	22	19	18	23	19	18	19	23			
	プ ー ル 水	55	660	—	—	—	7	20	—	—	—	—	—	28	—			
	温 泉	2	77	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
細菌検査	浄化槽放流水	472	472	41	39	29	39	41	40	43	42	43	41	33	41			
	河 川 水	9	9	—	—	2	—	3	—	2	—	—	—	2	—			
廃 棄 物 検 査		20	177	—	—	—	—	—	—	—	—	7	—	—	13			
家 庭 用 品 検 査	住宅用洗浄剤	3	15	—	—	—	—	—	3	—	—	—	—	—	—			
	家庭用洗浄剤	11	55	—	—	—	—	—	11	—	—	—	—	—	—			
	噴 射 剤	10	10	—	—	—	10	—	—	—	—	—	—	—	—			
	防 炎 剤	20	20	—	—	—	—	—	—	—	—	20	—	—	—			
	防 虫 剤	30	30	—	—	—	—	—	—	—	30	—	—	—	—			
	防菌・防かび剤	80	80	—	—	—	20	—	—	60	—	—	—	—	—			
	溶 剤	70	70	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	70			
	樹脂加工剤	456	456	—	45	47	47	90	—	46	20	69	50	—	42			
小 計		680	736	—	45	47	77	90	14	106	50	89	50	—	112			
合 計		1,614	4,380	59	106	109	168	206	82	169	124	190	119	88	194			

2. 飲料水などの水質に関する検査

理化学検査部門

1) 目的

市民の飲み水の安全性を確保するために、行政上必要とされるもの、あるいは一般依頼のあった飲料水などについて水質検査を行っている。

2) 方法

水道法に基づく水質基準に関する省令に定める方法によった。

3) 結果

保健所が行っている簡易専用水道の立ち入り指導の一環としての水質検査(93件, 1,116項目), 簡易水道水及びその原水(2件, 63項目), 専用水道水の原水(11件, 33項目)及び地下水など(34件, 172項目)の検査を行ったが, 簡易専用水道水で, 鉄及び残留塩素の項目について基準に適合しないものが数検体あったほかは, いずれも問題はなかった。

3. 排水の水質検査

理化学検査部門

1) 目的

水質汚濁を防止することを目的として, 下水道法に基づく排水の水質検査を行っている。

2) 方法

下水の水質の検定方法に関する省令に規定す

る方法によった。

3) 結果

医療機関などの排水(合計236件, 865項目)について定期的に水質検査を行ったところ, 基準を超えるものはなかった。

4. 浄化槽放流水の細菌検査

臨床検査部門

1) 目的

公共下水道の整備や水質汚濁防止法による排水規制の強化に伴って, 市内を流れる河川の水質は改善されてきているが, 生活排水による河川への汚濁は高くなる傾向にある。特に浄化槽の維持管理が十分行われていないために生ずる水質汚濁を防止することが重要となっている。

本市では, 水質汚濁防止対策の一環として浄化槽の維持管理が適正に行われているかをチェックするために, 浄化槽放流水の細菌検査を行っている。

2) 結果

(1) 浄化槽放流水の検査件数は前年度より約100件増加し472件であった。500人槽以下に

ついては, 処理対象人員10人以下の家庭用浄化槽が397件中342件(86%)であり, このうち単独処理槽が235件(69%)合併処理槽が107件(31%)であった。これらの細菌検査の結果は, 指導の目安として参考になっている排水基準(大腸菌群数日間平均, 3,000個/㎖以下)を超えていた浄化槽が397件中84件(21%)であり, 前年度にくらべてやや高くなっている(表I-2)。今後とも小型浄化槽の維持管理等の指導を十分に行う必要があると思われる。

(2) 501人槽以上の浄化槽放流水では, 排水基準を超えていたのが75件中2件(2.7%)であり, 維持管理がほぼ適正に行われているといえる。

表 1-2 浄化槽放流水の取扱件数及び細菌検査結果

処理対象人員(人)	件 数	大 腸 菌 群 数 (個/㎖)		
		0 - 3,000	3,001 - 30,000	30,001 以上
500 以下				
10以下	342	263	55	24
11-50	14	10	3	1
51-500	41	40	1	-
501 以上	75	73	2	-
合 計	472	386	61	25

5. 廃棄物に関する検査

理化学検査部門

1) 目的

産業廃棄物が適切に処理されるよう指導業務にあたっている清掃局廃棄物指導課からの依頼検査を行っている。

2) 方法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律によった。

3) 結果

20検体の試料について溶出試験を、そのうち9検体は含有試験も合わせて行ったが(合計177項目)(表1-1)、含有試験の一部を除いて特に問題とすべきものはなかった。

6. 温 泉 分 析

理化学検査部門

1) 目的

当所は温泉法施行規則第5条による温泉分析機関の指定を受けている。そこで、一般依頼により温泉分析を行っている。

2) 方法

鉱泉分析法指針(改訂)(昭和53年5月)に

定める方法によった。

3) 結果

依頼のあった2件(77項目)の地下水について分析を行ったところ、単純温泉(温度)及び単純弱放射能泉(ラドン)としてそれぞれ基準を満たすことを認めた。

7. プール水の水質検査

理化学検査部門

1) 目的

本市における遊泳用プールについて衛生的で快適な環境の保持を図ることを目的として環境衛生課、各保健所及び当所が協同で調査を行った。

2) 方法

保健所の監視員が現場で調査・指導した際に

採取したプール水について水質検査を行った。

3) 結果

夏期と冬期にそれぞれ27件(324項目)、28件(336項目)について検査を行ったが(表1-1)、水質は概ね良好に維持されていた。

8. 家庭用品の有害物質の検査

理化学検査部門

1) 目的

現在、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、政令で指定されている有害物質は17種類あり、各々について保健衛生上の見地から基準が定められている。そこで、市内で販売されている家庭用品を試買し、これらについて基準に適合しているかどうかを検査している。

2) 方法

検査方法は、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律の施行規則に定める方法によった。

3) 結果

検査対象品及び有害物質別検査件数は表Ⅰ-3のとおりである。680件(736項目)について検査した結果、すべて基準に適合していた。

表Ⅰ-3 家庭用品に関する項目別取扱件数

		洗浄剤		噴射剤	防炎剤		防虫剤		防菌・防カビ剤		溶剤			樹脂加工剤			計
		塩化水素・硫酸	水酸化ナトリウム	塩化ビニル	ホルス（一・二・三） トリス（一・二・三） （一・二												

注（ ）内は検査項目数である。

Ⅱ 栄養及び食品衛生に関する試験検査

1. 年間取扱件数

昭和63年度の栄養及び食品衛生に関する試験 おりである。
検査の取扱件数及び検査項目数は表Ⅱ-1のと

表Ⅱ-1 栄養及び食品衛生に関する試験検査取扱件数

	総 数		昭和63年												平成元年		
	件 数	項目数	4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1月	2	3			
食品の栄養成分分析	64	137	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	—	62			
おしぼりの衛生検査	49	283	—	—	11	—	—	—	—	—	—	—	38	—			
食中毒・食品苦情検査	978	4,526	5	100	324	7	46	77	110	136	1	8	45	119			
収去食品の細菌学的検査	768	3,040	56	55	67	59	188	53	57	55	18	47	58	55			
一般依頼食品の細菌学的検査	252	662	32	33	16	32	24	31	26	9	4	11	16	18			
食品の規格検査	47	154	3	12	—	4	17	2	—	—	—	8	1	—			
食品添加物の成分規格検査	21	132	—	12	—	6	—	3	—	—	—	—	—	—			
食品中の食品添加物検査	1,083	2,437	184	—	60	180	157	54	—	87	210	90	30	31			
食品中の残留物質検査	715	3,978	25	41	35	53	78	45	154	48	92	33	37	74			
器具及び容器包装の検査	590	739	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15	575			
食品のその他の理化学検査	146	390	7	45	15	—	—	46	15	—	2	16	—	—			
小 計	4,713	16,478	312	298	528	342	510	311	362	335	327	214	240	934			
と 畜 検 査	48,097		4,515	3,987	3,895	3,922	3,877	3,862	3,979	3,966	4,792	3,678	3,610	3,014			
緊急と殺検査	90		8	9	6	6	6	5	11	19	6	2	6	6			
切迫と殺検査	4		—	—	—	—	1	1	—	—	—	1	1	—			
その他獣畜の検査	51		—	4	3	5	6	9	6	5	5	3	2	3			
精 密 検 査	6,831	16,843	180	177	187	594	632	703	660	728	703	774	769	724			
小 計	55,073	16,843	4,703	4,177	4,091	4,527	4,522	4,580	4,656	4,718	5,506	4,458	4,388	4,747			
合 計	59,786	33,321	5,015	4,475	4,619	4,869	5,032	4,891	5,018	5,053	5,833	4,672	4,628	5,681			

2. 食品の栄養成分分析

理化学検査部門

1) 目的

主に行政部局内の依頼により、食品中の栄養成分の分析を行っている。

2) 方法

食品衛生法に示された方法に準じて行った。

3) 結果

経済局から加工食品中のカルシウム及びリン62件(124項目)の分析依頼並びに一般からの依頼が2件(13項目)あった。

3. おしぼりの衛生検査

臨床検査部門

1) 目的

飲食店においておしぼりがサービスの一環として提供されることが一般化している。提供されるおしぼりが細菌汚染のない清潔なものであることはいうまでもないことであるが、ときとして異臭などのするものがだされる場合がある。

そこで、提供されるおしぼりの衛生面での実態を把握し、今後の指導の一助とすることを目的として、市内の貸おしぼり業者並びに飲食店等食品関係営業施設における自家処理おしぼりを対象に検査を行った。なお、検査は厚生省の『貸おしぼりの衛生確保について』に基いた。

2) 結果

(1) 貸おしぼりについては、検査した19検体からは異臭、変色は認められなかった。また、大腸菌群はすべて陰性であり、黄色ブドウ球菌も検出されなかった。

(2) 厚生省のおしぼりの衛生基準では、一般

細菌数は一枚当たり10万個を超えないことが望ましいとされているがこの基準を超えていた検体は、夏期(6月)の検査では11検体中8検体(72%)あったが、冬期(2月)の検査では10万個を超えているものはなかった。

(3) 自家処理おしぼりについては、30検体を検査したが、このうち変色のあった検体は5件(17%)、異臭のあった検体は3件(10%)あった。異物についても検査をしたが、髪の毛の付着していた検体は7件あった。

(4) 黄色ブドウ球菌は検出されなかったが、大腸菌群が陽性の検体は6件(20%)あった。また、一般細菌数がおしぼりの衛生基準(10万個)を超えた検体は7件(23%)あり、最高は一枚当たり12,000万個であった。

(5) これらの結果から、自家処理おしぼりの衛生状態は良好とはいえず、洗浄方法も含めて指導していく必要があると思われる。

4. 食中毒及び食品苦情に関する検査

臨床検査部門

1) 目的

食品の取扱や保存方法など衛生管理が十分でないと食中毒など食品に起因する健康障害が生じやすくなる。そこで、こうした事故が発生した場合危害の拡大を防止し、原因究明にあたるとともに今後の事故防止対策に寄与することを目的として、検査を実施している。

2) 結果

(1) 昭和63年度の食中毒及び食品苦情の取扱件数は前年度より10%増の47件であったが、検査件数は15%減の978件であった(表Ⅱ-2)。これらの検体から、黄色ブドウ球菌(907件中78件、検出率8.5%)、腸炎ビブリオ(775件中35件、検出率4.5%)、サルモネラ(977件中39件、検出率4.0%)、病原大腸菌(977件

中14件、検出率1.4%)、カンピロバクター(411件中4件、検出率1.0%)、プレジオモナス・シゲロイデス(患者便から1件)、ビブリオ・フルビアリス(そうざいから1件)の食中毒菌を検出した。しかし、これ以外の食中毒菌は検出しなかった(表Ⅱ-3)。

(2) 黄色ブドウ球菌を検出した検体のコアグラゼ型は、Ⅲ型(44件、56%)とⅦ型(26件、33%)が最も多く全体の約90%を占めていた。6月に起きたおにぎりを原因とする食中毒でのコアグラゼ型はⅢ型で、エンテロトキシン型はAであった。

(3) 腸炎ビブリオによる食中毒は夏季に多く発生し、海水温度が低くなる10-4月頃の発生は極めてまれであるといわれているが、3月に

表Ⅱ-2 食中毒及び食品苦情に関する取扱件数及び検査件数

		昭和63年												平成元年				計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
食中毒及び食品苦情取扱件数		3	2	8	4	5	7	2	3	1	3	3	6	47				
有 症 者 (患者含む)	ふ ん 便	4	29	21	2	22	23	15	45	1	2	12	24	200				
	吐 物	—	—	—	—	—	—	—	3	—	—	1	—	4				
	食 品	1	—	3	4	—	3	—	—	—	1	1	—	13				
業 者	ふ ん 便	—	24	118	—	7	10	52	11	—	—	3	15	240				
	食 品	—	13	65	1	—	1	—	31	—	5	7	27	150				
	器具容器等	—	25	74	—	10	30	26	38	—	—	17	45	265				
	手指ふきとり	—	8	40	—	7	10	17	8	—	—	3	5	98				
	水	—	1	3	—	—	—	—	—	—	—	1	3	8				
計		5	100	324	7	46	77	110	136	1	8	45	119	978				

表Ⅱ-3 検査対象検体別食中毒菌検出結果

		病原大腸菌	黄色ブドウ球菌	サルモネラ	腸炎ビブリオ	カンピロバクター
有 症 者 (患者含む)	ふん便	10/200	25/181	34/200	32/136	3/127
	吐物	0/4	1/4	0/4	—	0/4
	食品	0/13	3/12	0/13	0/6	0/4
業 者	ふん便	4/240	22/225	3/240	2/231	1/139
	食品	0/150	8/137	2/150	1/102*	0/129
	器具容器等	0/265	16/254	0/265	0/209	—
	手指ふきとり	0/98	3/90	0/98	0/87	—
	水	0/7	0/4	0/7	0/4	0/8
計		14/977	78/907	39/977	35/775	4/411

注 * 腸炎ビブリオとビブリオ・フルビアリスを検出。

その他、患者便からブレジオモナス・シゲロイデスを1件検出。

分子は検出検体数、分母は検査検体数。

市内の社員食堂で腸炎ビブリオによる食中毒が発生した。血清型はK14とK3であった。また、同施設の調理食品からも腸炎ビブリオとビブリオ・フルビアリスを検出した。

(4) 8月に京都府下で発生した集団食中毒の原因菌は、毒素原性大腸菌(ETEC)O148で

あったが、京都市内の患者11名のふん便検査においても、10名から(LT及びSTの両毒素を産生する)毒素原性大腸菌を検出した。

(5) サルモネラ(*S. typhimurium*)を原因菌とする食中毒及び食品苦情の中には、生レバーや生食用肉類が原因と思われるものがみられた。

5. 収去食品の細菌学的検査

臨床検査部門

1) 目的

食品加工技術の高度化や食品流通の広域化等に伴ってわれわれは多種多様の食品を豊富に、かつ容易に入手でき食生活を潤いのあるものに行っている。しかし、食中毒など食品に起因する事故も依然として発生しており、食品の安全性を確保していくことが極めて重要である。

本市では、食品衛生対策の一環として毎年重点的に収去する食品を定め、年間計画に基づいて理化学的、細菌学的検査を実施し、食品の安全確保に努めている。

また、今年度は、京都において国民体育大会並びに全国身体障害者スポーツ大会が開催されることから、食品による危害を防止する目的で宿泊施設の残置食及び弁当調製所の弁当について細菌学的検査を実施した。

2) 結果

項目・食品別の検査結果は表Ⅱ-4のとおりである。

(1) 項目別検査状況

a. 食品の細菌学的衛生状態を把握するために行った細菌数検査において、指導の目安である 10^5 個/gを超えていた検体数は252件中32件(12.7%)であった。このうち、最も高い割合を示した食品はカット野菜(69%)であり、ついで生食用レバー(25%)であった。

生食用カキの規格基準(5×10^4 個/g)を超えていた件数は33件中1件(3%)であり、概ね良好であった。

b. 細菌数検査と同じ目的で行った大腸菌群検査において、「陽性」となった検体数は609件中325件(53.4%)であり、いずれの食品からも大腸菌群を検出した。とくに、鶏肉(100%)、生食用レバー(78%)の食品は、極めて高い陽性率を示した。

生食用カキの規格基準(E. coli MPN, 230/100 g)を超えた件数は33件中1件であった。

大腸菌群陽性の食品は必ずしも細菌数が多いとはいえず、両項目間に明確な関連性がなかった。

c. 食中毒菌の検索では、黄色ブドウ球菌の検出率が最も高く、検体数522件中111件(21.3%)であった。次いで高い傾向にあったのは、エルシニア・エンテロコリチカ(10.9%)、カンピロバクター(10.0%)、ウエルシュ菌(9.1%)であり、サルモネラ(2.9%)、及び腸炎ビブリオ(1.2%)については低い検出率であった。

(2) 食品別検査状況

a. 国体並びに身障者スポーツ大会開催に先立ち、食中毒予防等の目的で、残置食及び弁当(副食・米飯)の細菌学的検査を行った。残置食とは検食用として約72時間保存しておいた宿泊施設の夕食であり、弁当とは同様の条件下での弁当調製所の昼食である。

いずれの検体からも大腸菌群が高率で陽性となったのは、長時間保存によるためと思われる。また、黄色ブドウ球菌が、残置食から29%、弁当から20%それぞれ検出されたが、大腸菌群の場合と同様、特別な条件下の検体によるものといえる。しかし、これらの検査結果をもとに、保健所の監視員が中心になって、施設に対する指導をさらに徹底したために、食品による事故は皆無であった。

b. 鶏肉は、すべて大腸菌群が陽性であり、食中毒菌についても、黄色ブドウ球菌(69%)、カンピロバクター(60%)、サルモネラ(20%)エルシニア・エンテロコリチカ(10.9%)をそれぞれ検出した。これらの検査結果から、鶏肉は細菌学的に汚染されているため、今後とも衛生状態の把握に努めていく必要があると思われる。

c. 生食用カキの細菌数、E. coli 最確数は、ともに前年度と同じ傾向にあった。食中毒菌については、昨年度はウエルシュ菌のみの検査であったが、今年度は腸炎ビブリオ、病原大腸菌、

表Ⅱ-4 収去食品細菌検査取扱件数と検査結果

検体の種類	検体数	細菌数 300以下 10 ⁵ 以上	大腸菌群	黄色ブドウ球菌	サルモネラ	セレス菌	腸炎ビブリオ	カンピロバクター	エルシニア・コリチカ	病原大腸菌	ビブリオ・アリス	エロモナス	ウェルシュ菌	リステリア菌	クロストリジア
カットフルーツ	43	8	3/43	0/43	—	0/43	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カット野菜	13	4	7/13	0/13	—	0/13	—	—	—	—	—	—	—	—	—
和生菓子	55	17	4/55	2/55	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
残置食	126		120/126	36/126	0/126	—	1/126	0/126	—	—	—	—	—	—	—
弁当(副食)	176		105/176	35/176	0/176	—	0/176	0/176	—	—	—	—	—	—	—
弁当(主食)	68			—	—	1/68	—	—	—	—	—	—	—	—	—
だし巻肉	54	33	4/54	0/54	0/54	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鶏肉	55		55/55	38/55	11/55	—	—	33/55	6/55	—	—	—	—	—	—
生食用カキ	33	19	10/33*2	—	—	—	3/33	—	—	0/33	0/33	1/33	3/33	—	—
生食用レバー	32	24	25/32	—	2/32	—	—	6/32	—	—	—	—	—	—	—
チーズ	58			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0/58	—
魚肉ねり製品	55	47	2/55	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0/55

注 *1 50,000以上

*2 E. coli MPN

ビブリオ・フルビアリス、エロモナスの検査も行ったが、ウェルシュ菌及び腸炎ビブリオをそれぞれ33件中3件検出した。エロモナスは1件検出した。

d. 生食用レバーは、細菌数が 10^5 個/gを超えた検体数は32件中8件(25%)であり、これ以外の検体でも細菌数は比較的多かった。また、大腸菌群の陽性が32件中25件(78%)もあった。さらに、カンピロバクター(19%)、サルモネ

ラ(6%)がそれぞれ低率ではあるが検出された。

e. ナチュラルチーズのリストeria菌検査を行ったが、すべての検体(58件)からリストeria菌(*Listeria monocytogenes*)は検出されなかった。検査に使用したナチュラルチーズの種類は、カマンベーチーズ22件、ブルーチーズ8件、クリームチーズ7件、その他21件であった。

6. 依頼食品等の細菌検査

臨床検査部門

1) 目的

食品の安全確保を図るため、本市では年間計画をたて、多種類の食品を収去し検査を実施しているが、市場に流通している多種多様の食品をすべてチェックすることは不可能であることから、食品製造業者の自主的なチェックが重要である。こうした関係業者から依頼された食品等について細菌検査を行っている。

2) 結果

依頼件数は前年度に比べて15%減であった。

今年度の検査で細菌学的に問題が残った食品は、和生菓子(大腸菌群陽性)、うどん(セレウス菌)、鶏肉(カンピロバクター)であった。しかし、全般的には昨年度にくらべて結果は良好であった。

なお、食品以外には、おしめ、タオル等の衣料品があった(表Ⅱ-5)。

表Ⅱ-5 依頼食品等細菌検査件数

	平成元年												計
	昭和63年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
魚介類とその加工品	1	—	—	2	1	1	—	1	2	—	—	—	8
肉 類とその加工品	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	2
穀 類とその加工品	5	5	2	1	—	—	4	—	—	—	2	2	21
卵 類とその加工品	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	2
野菜類とその加工品	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1	—	—	2
菓 子 類	—	—	—	—	—	—	1	4	—	—	—	—	4
氷 雪	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
水	—	—	2	—	2	—	—	—	—	—	—	—	4
そ の 他 の 食 品	10	12	11	22	20	25	15	—	2	10	10	12	149
添 加 物	8	12	—	5	—	4	—	—	—	—	—	—	29
衣 料 品	7	3	—	—	—	—	7	4	—	—	4	4	29
計	32	33	16	32	24	31	26	9	4	11	16	18	252

7. 食品の規格などの検査

理化学検査部門

1) 目的

食品衛生法で定められている食品の規格検査、そのほか揚げ油の変敗試験など、種々の検査を行っている。

2) 方法

牛乳の成分規格検査は、食品衛生法の乳及び乳製品の成分規格等に関する省令に定める方法、その他の成分規格検査は食品、添加物等の規格基準に定める方法によった。また、その他の検査は主に食品衛生検査指針に定める方法に準じた。

3) 結果

本年度の食品の規格検査は、生食用かき8件、牛乳・加工乳24件、生あん15件の計47件(154

項目)について実施した(表Ⅱ-1及び付表-3)。その結果、いずれも成分規格に適合していた。

その他、生食用かきについて塩分、保存温度の測定を行ったところ異常は認められなかった。また、京都国体及び身体障害者スポーツ大会に対する食品衛生特別対策の一環として、調理施設等で使用されている揚げ油121件(363項目)について、油脂の変敗試験を行った。結果は表Ⅱ-6のとおりであり、弁当及びそうざいの衛生規範における揚げ処理中の油脂の劣化の値を超えたものが、酸価で5件(4.1%)、カルボニル価で2件(1.7%)。

表Ⅱ-6 揚げ油の検査成績

検体数	酸 価			過酸化物質価 (meq/kg)			カルボニル (meq/kg)		
	最低値	最高値	平均	最低値	最高値	平均	最低値	最高値	平均
121	0.01	8.21	0.52	0.0	19.8	3.2	4.1	99.4	18.8

8. 食品添加物の成分規格検査

理化学検査部門

1) 目的

食品添加物に指定されているショ糖脂肪酸エステルなどについて、業者の依頼により規格検査を行っている。

2) 方法

食品衛生法における食品添加物の規格基準に

定める方法によった。

3) 結果

ショ糖脂肪酸エステル類21件(132項目)について規格検査を行ったが、すべて規格に適合していた。

9. 食品中の食品添加物検査

理化学検査部門

1) 目的

食品添加物は食品の調味、保存、着色、着香などさまざまな目的で用いられているが、その

使用については、食品衛生法で使用基準が定められ、使用できる食品の種類、使用量などが規制されている。保健所が収去した食品、第一市

場を流通する食品及び検査の依頼があった食品中の合成甘味料、合成保存料、発色剤などの食品添加物が、使用基準に適合しているか否かを検査している。なお、本年度は京都国体及び身体障害者スポーツ大会に対する食品衛生特別対策の一環として、漬物・京土産等を中心に、保存料と甘味料の検査を行った。また、酸化防止を目的としたL-アスコルビン酸(ナトリウム)の、鮮魚介類への使用の有無と、前年度に引き続き、発色、漂白を目的とした次亜塩素酸及びリン酸(塩類を含む)の生野菜への使用の有無について検査している。

2) 方法

検査は主として、食品中の食品添加物分析法¹⁾に準じた方法によった。

3) 結果

取扱件数及び項目は表Ⅱ-1、付表-1及び付表-3のとおり1,083件(2,437項目)であった。また、主な検査項目ごとの結果は以下のとおりである。

(1) サッカリン

サッカリンの検査を行った検体は漬物151件、菓子67件、魚肉ねり製品35件など計333件である。食品別の検査成績は表Ⅱ-7のとおりである。すなわち、サッカリンを検出したものは漬物151件中15件(9.9%)、つくだ煮22件中2件(9.1%)、魚肉ねり製品35件中1件(2.9%)、清涼飲料水8件中1件(12.5%)であり、全体としては333件中19件(5.7%)であった。これらすべての検体は使用基準に適合していた。

(2) 合成保存料

合成保存料の検査をした検体は漬物151件、煮豆67件など計447件で、これらの検査成績は表Ⅱ-7のとおりである。検査の結果検出されたものは、安息香酸では清涼飲料水8件中7件(87.5%)、つくだ煮23件中4件(17.4%)などで全体では447件15件(3.4%)と低率であった。

ソルビン酸では、検出率の高い順に魚肉ねり製品35件中27件(77.1%)、ジャム4件中3件

(75%)、漬物151件中88件(58.3%)などであり、全体として447件中179件(40.0%)であった。また、パラオキシ安息香酸は漬物1件、ソース1件より検出されただけで、その他の食品からは検出されなかった。なお、デヒドロ酢酸はいずれの検体からも検出されなかった。以上、今回の検査ではすべての検体が使用基準に適合していた。

(3) サッカリン、保存料に関する表示

サッカリン、保存料に関する表示については、「添加物使用せず」と表示しながら検出されたものが保存料で2件、表示なしで検出されたものが保存料で4件、サッカリンで2件、「使用」と表示があって、検出されないものが保存料で3件、サッカリンで1件の計12件が表示違反又はその疑いと思われるものであった。

(4) 亜硫酸

亜硫酸の検査をした検体は煮豆60件であり、すべて使用基準に適合していた。

(5) 過酸化水素

過酸化水素の検査は塩かずのこ18件、ちりめん8件について行った。塩かずのこは、昭和63年7月に、“過酸化水素残留かずのこ”で社会問題化したもので、検査した18件中5件から過酸化水素を検出した。また、ちりめんについては8件中6件から検出し、最高値は3.8ppmであった。

(6) 亜硝酸

ハム、ソーセージ等食肉製品中の亜硝酸の検査を56件について行った結果、いずれも使用基準に適合していた。

(7) プロピレングリコール

生めん31件について検査を行ったところ、9件からプロピレングリコールが検出され(検出率29%)、そのうち1件は使用基準違反であった。

(8) 生野菜に使用される次亜塩素酸及びリン酸

生野菜への次亜塩素酸使用について、もやし、スライス野菜等51件の検査を行ったところ、検出したのは1件(2.0%)のみであった。また、リン酸については、かんしょ、にんじんの計16

表Ⅱ-7 食品中の保存料及びサッカリンの検査成績

検体の種類	検査 件数	検出件数				検査 件数	検出件数 サッカリン
		安息香酸	ソルビン酸	デヒドロ酢酸	パラオキシ安息香酸		
漬物	151	3 (2.0)	88 (58.3)	0	1 (0.7)	151	15 (9.9)
煮豆	67	0	36 (53.7)	0	0	7	0
菓子	65	0	1 (1.5)	0	0	67	0
食肉製品	61	0	6 (9.8)	0	0	6	0
魚肉ねり製品	35	0	27 (77.1)	0	0	35	1 (2.9)
つくだ煮	23	4 (17.4)	11 (47.8)	0	0	22	2 (9.1)
清涼飲料水	8	7 (87.5)	0	0	0	8	1 (12.5)
みそ	7	0	2 (28.6)	0	0	7	0
しょう油	6	0	0	0	0	6	0
ジャム	4	0	3 (75.0)	0	0	4	0
ソース	2	0	0	0	1 (50.0)	2	0
その他	18	1 (0.1)	5 (27.8)	0	0	18	0
計	447	15 (3.4)	179 (40.0)	0	2 (0.4)	333	19 (5.7)

()内は検出率%

件について検査を行ったが、いずれの検体からも検出されなかった。このことは、前年度の検出率3.9%に比べ、監視指導の効果があらわれているものと考えられる。

(9) L-アスコルビン酸

L-アスコルビン酸については酸化防止の目的で魚介類に使用される事例がみうけられる。生食用まぐろ55件について検査したところ、全

検体から検出されたが、そのうちL-アスコルビン酸を添加していると思われるものが3件(5.5%)あった。

参考文献

1) 厚生省環境衛生局食品化学課編：食品中の食品添加物分析法(第2版)，講談社サイエティフィック(1983)

10. 食品中の残留物質検査

理化学検査部門

1) 目的

第一市場を流通する食品の安全性をチェックするために、果実・野菜については規格基準を中心に残留農薬の検査を、また、魚介類についてはPCB、メチル水銀、白アリ駆除剤として使われていたクロルデン及び魚網や船底の防汚剤のビストリブチルスズオキシド(TBTO)，また輸入魚介類については、抗菌性物質の検査を

行っている。

また、畜水産業においては抗菌性物質が動物用医薬品及び飼料添加物として用いられ、生産性向上に貢献している反面、これらの残留による人体への影響が問題になっている。そこで、中央卸売市場第二市場で収去し、第二検査室での抗菌性物質のスクリーニングテストで陽性になった肉類並びに保健所が市内で収去した鶏肉

及び牛乳について、抗菌性物質の検査を行っている。また、牛乳については残留農薬検査もあわせて行っている。

2) 方法

(1) 農業

公定法に準じた方法によった。

(2) PCBおよびクロルデン

過塩素酸分解した試料をヘキサン抽出、発煙硫酸処理し、シリカゲルドライカラムによりPCB及びクロルデンを分画溶出したものについて、ECDガスクロマトグラフィーを用いて定量した。

(3) メチル水銀

厚生省通達、環乳第99号の分析法に準じた方法によった。

(4) TBTO

試料のヘキサン抽出物を、塩酸処理したのちシリカゲルカラムによるクリンアップを行い、ECDガスクロマトグラフィーを用いて定量した。

(5) 抗生物質及びサルファ剤のスクリーニングテスト

抽出液をしみ込ませたディスクによるバイオアッセイ法によった。

(6) ペニシリン

ペニシリナーゼ不活化法によった。

(7) ストレプトマイシン・カナマイシン・オキシテトラサイクリン・クロルテトラサイクリン
マイクロバイオオートグラフィー法によった。

(8) ナイカルバジン・クロピドール・エトパベート・ゾーリン・スルファジミジン

液体クロマトグラフィー法によった。

表Ⅱ-8 果実、野菜及び牛乳中の残留農薬検査成績

単位：ppm

検 体 数	有 機 リン 系	有 機 塩 素 系																											
			リン系								塩素系																		
			パ ラ チ オ ン	E P N	マ ラ チ オ ン	ダ イ ア ジ ノ ン	フ エ ニ ト ロ チ オ ン	ジ ク ロ ル チ オ ン	ジ メ ト エ ー ト	フ エ ン ト エ ー ト	ク ロ ル フ エ ン ビ ン ホ ス	ク ロ ル ビ リ ホ ス	ホ サ ロ ン	ド リ ン ア ル ド リ ン	剤 デ イ ル ド リ ン	α B H C	β B H C	γ B H C	δ B H C	D D D E	D D D D	D D D T	D D D T	ジ コ ホ ー ル	キ ャ プ タ ン	カ ブ タ ホ ー ル	ク ロ ル ベ ン ジ レ ー ト	カ ル バ リ ル	
いちご	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.29	-	-	-	-	-
ぶどう	5	-	0.64	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
みかん	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
もも	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
りんご	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アスパラガス	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
えんどう	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
かぼちゃ	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
かんしょ	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
キャベツ	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
きゅうり	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.002	0.002	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ごぼう	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
しゅんぎく	4	-	-	0.12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
だいこん	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トマト	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.05	-	-	-	-
なす	7	-	-	0.03	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
にんじん	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
はくさい	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ピーマン	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ほうれんそう	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
みつば	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
レタス	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
牛乳	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.000	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	109	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注1) -は検出限界以下(ND)を表わし、NDは有機リン系農薬：0.01 ppm未満、キャプタン：0.03 ppm未満、カブタホール：0.05 ppm未満、
op'-DDT・pp'-DDT・pp'-DDD・ジコホール：0.005 ppm未満、その他の有機塩素系農薬：0.001 ppm未満である。

2) 空白部分は検査せずを表わす。

表Ⅱ-9 PCB, クロルデン, 水銀, TBTOの検査成績集計

単位: ppm

検査 件数	P C B				トータル クロルデン				メチル水銀(水銀として)				T B T O			
	検出件数	最低値	最高値	平均値	検出件数	最低値	最高値	平均値	検出件数	最低値	最高値	平均値	検出件数	最低値	最高値	平均値
あ ま だ い	2	1	ND	0.03	0.01	2	0.000	0.001	0.300	2	0.11	0.13	0.12	0	—	—
あじ(天然)	7	6	0.01	0.03	0.02	7	0.001	0.035	0.313	7	0.03	0.07	0.04	5	0.01	0.60
あじ(養殖)	3	3	0.05	0.12	0.09	3	0.023	0.062	0.348	3	0.05	0.08	0.07	3	0.13	0.32
い わ し	8	5	0.01	0.05	0.02	8	0.001	0.083	0.320	6	0.01	0.02	0.00	7	0.02	0.37
い と ょ り	2	0	—	—	—	0	—	—	—	2	0.15	0.24	0.19	0	—	—
き す	1	1	—	—	0.02	1	—	—	0.004	1	—	—	0.07	1	—	0.02
さ ん ま	2	0	—	—	—	2	ND	0.001	0.000	2	ND	0.03	0.01	0	—	—
さ わ ら	4	4	0.01	0.02	0.01	4	0.001	0.021	0.007	4	0.03	0.04	0.03	3	0.03	0.73
さ ば	7	5	0.03	0.08	0.03	6	0.003	0.071	0.017	7	0.01	0.07	0.04	6	0.03	0.50
し ら	1	0	—	—	—	1	—	—	0.000	1	—	—	0.12	0	—	—
たい(養殖)	6	2	0.01	0.02	0.01	6	0.001	0.007	0.003	6	0.04	0.17	0.07	4	0.05	0.46
た ち う お	4	4	0.02	0.24	0.09	4	0.011	0.069	0.032	4	0.03	0.06	0.04	4	0.07	0.27
と び う お	1	0	—	—	—	1	—	—	0.001	1	—	—	0.02	0	—	—
に き す	2	0	—	—	—	1	ND	0.001	0.000	2	0.02	0.07	0.04	2	0.01	0.18
はまち(養殖)	10	8	—	0.06	0.02	10	0.002	0.022	0.012	10	0.04	0.09	0.07	10	0.12	0.82
は も	2	2	0.02	0.03	0.02	2	0.001	0.002	0.001	2	0.04	0.20	0.12	0	—	—
び ん 長	6	1	—	0.03	0.00	1	ND	0.001	0.000	6	0.04	0.15	0.08	2	0.02	0.09
ひ ら め	1	0	—	—	—	1	—	—	0.001	1	—	—	0.03	0	—	—
ぶり(養殖)	1	1	—	—	0.03	1	—	—	0.008	1	—	—	0.05	0	—	—
ぼ ら	1	1	—	—	0.04	1	—	—	0.033	1	—	—	0.03	1	—	0.05
まながつお	1	1	—	—	0.06	1	—	—	0.016	1	—	—	0.03	1	—	0.07
やりいか	3	0	—	—	—	0	—	—	—	3	0.02	0.03	0.02	1	ND	0.02
よ こ わ	3	3	0.01	0.02	0.01	2	0.007	0.011	0.006	3	0.09	0.26	0.18	2	0.10	0.23
か き	8	4	0.01	0.01	0.00	8	0.000	0.003	0.001	0	—	—	—	6	0.13	0.29
あ ゆ	5	0	—	—	—	5	0.002	0.006	0.004	5	0.01	0.05	0.02	0	—	—
う な ぎ	3	3	0.01	0.01	0.00	8	0.003	0.027	0.011	8	0.02	0.05	0.02	0	—	—
こ い	7	0	—	—	—	6	0.000	0.003	0.001	7	0.01	0.04	0.02	0	—	—
手長えび	1	0	—	—	—	1	—	—	0.002	0	—	—	—	0	—	—
ど じ ょ う	3	0	—	—	—	1	ND	0.001	0.000	3	0.03	0.09	0.05	0	—	—
ふ な	1	1	—	—	0.02	1	—	—	0.074	1	—	—	0.02	0	—	—
ま す	3	0	—	—	—	3	0.000	0.004	0.001	3	0.01	0.03	0.02	0	—	—
も ろ こ	5	4	0.05	0.09	0.05	5	0.031	0.074	0.054	4	0.01	0.03	0.01	0	—	—
わ か さ ぎ	5	3	0.02	0.04	0.01	5	0.000	0.018	0.008	4	0.01	0.03	0.01	0	—	—
集 計 値	1 2 4	6 4	ND	0.12	0.017	1 0 8	ND	0.080	0.0110	1 1 1	ND	0.26	0.005	5 8	ND	0.82
検 出 率 (%)			5 1.6				8 7.0				8 9.5				4 6.7	

注) NDはPCB, 水銀及びTBTO: 0.01 ppm未満, クロルデン: 0.0001 ppm未満

(9) TTCテスト

厚生省通達、環乳第103号の分析法に準じた方法によった。

3) 結果

(1) 果実・野菜中の残留農薬

本年度中に実施した残留農薬検査の成績は表Ⅱ-8のとおりで、検査した果実5種32件、野菜17種64件の計96件のうち、ぶどう1件からEPN 0.64ppmが検出され違反となった。その他のものはすべてNDないし基準値以下で、規格基準に適合していた。

(2) 牛乳中の残留農薬

牛乳中の有機塩素系農薬の残留が憂慮されるため、13件について検査をおこなったが、いずれも基準値(昭和46年、暫定許容基準)以下であった。

(3) 魚介類中の残留有害物質

残留有害物質の検査は23種86件の海水魚介類及び9種38件の淡水魚介類を対象に、PCB、クロルデン、TBTO及びメチル水銀について実施した。検査成績は表Ⅱ-9のとおりである。

PCBの生体中濃度の最高値は、淡水魚ではもちろん0.09ppm、近海魚ではたちうお0.24ppm、遠洋沖合魚ではさば0.08ppmで、すべての検体が昭和

47年に定められた暫定的規制値（内海内湾魚介類3ppm、遠洋沖合魚介類0.5ppm）以下であった。

クロルデンは検査を行った124件中108件から検出された。トータルクロルデンの最高濃度はいわし0.080ppm、ふな・もろこ0.074ppm、さば0.071ppmの順であり、特に高い濃度ではないものの、広範囲な水質汚染が進んでいるものと推測される。

TBTOは検査を行った124件中58件と約半数から検出され、最高濃度は養殖はまち0.82ppm、次いでさわら0.73ppm、あじ0.60ppmの順であった。今回の検査結果からも明らかのように、TBTOは養殖魚ばかりでなく、さわら、あじなどの天然魚であっても比較的高い値が検出され、養殖魚網による魚介類への移行のほかに、船底塗料などによる海洋汚染からの移行も相当あるものと推定される。また、淡水魚については、すべての検体からTBTOを検出できなかった。

メチル水銀は124件について検査した結果、110件から検出し、最高値はよこわの0.26ppm、

次いでいとよりの0.24ppm、はも・よこわの0.20ppmの順であった。いずれの検体も昭和48年に定められた暫定規制値〔メチル水銀0.3ppm（水銀として）〕を超えているものはなかった。なお、かきについては、いずれの検体からも検出できなかった。

(4) 肉類及び魚介類中の残留抗生物質

輸入養殖えび8件及びスクリーニングテストで陽性になった肉類41件について抗生物質の確認試験を行った。結果は表Ⅱ-10のとおりである。肉類の中で検出率の最も高かったのは、クロルテトラサイクリンの54.5%（33件中18件）で、次いでオキシテトラサイクリン33.3%（33件中11件）、ペニシリン13.5%（37件中4件）、ストレプトマイシン9.7%（31件中3件）の順であり、全体としては68.3%（41件中28件）からいずれかの抗生物質が検出されている。しかし、カナマイシンは全検体とも検出されなかった。また、輸入養殖えびについてはいずれの抗生物質も検出されなかった。

表Ⅱ-10 肉類及び魚介類中の残留抗生物質検査成績

			ペニシリン	ストレプトマイシン	カナマイシン	オキシテトラサイクリン	クロルテトラサイクリン
豚	肝	臓	0/8	0/8	0/8	3/9	3/9
	腎	臓	3/16	3/15	0/15	5/15	11/15
	脾	臓	—	—	—	1/1	0/1
	筋	肉	0/9	0/7	0/7	2/8	4/8
牛	肝	臓	0/2	—	—	—	—
	腎	臓	1/2	0/1	0/1	—	—
	筋	肉	—	—	—	—	—
輸入養殖えび			0/8	0/8	0/8	0/8	0/8
計			4/45	3/39	0/39	11/41	18/41
検出率(%)			8.9	7.7	0	26.8	43.9

注. 検出数/検体数

表Ⅱ-11 肉類及び魚介類中の残留合成抗菌剤検査成績

		ナイカルバジン	クロビドール	エトパペート	ゾーリン	スルファジミジン
鶏	肉	0/32	0/32	0/32	0/32	0/32
輸入養殖えび		0/8	0/8	0/8	0/8	0/8
計		0/40	0/40	0/40	0/40	0/40
検出率(%)		0	0	0	0	0

注. 検出数/検体数

(5) 肉類及び魚介類中の残留合成抗菌剤

鶏肉32件及び輸入養殖えび8件について合成抗菌剤の検査を行った結果、いずれの検体からも合成抗菌剤は検出されなかった(表Ⅱ-11)。

(6) 牛乳中の残留抗菌性物質

牛乳13件、加工乳8件についてTTCテストを行ったが、すべて陰性であった。

11. 器具・容器包装の検査

理化学検査部門

1) 目的

食品の調理、製造、加工、運搬及び保存などに用いられる器具及び容器包装については、食品と接している間に、その成分が食品中に移行し、安全性が損なわれることがないように、食品衛生法によってその材質別に規格基準が定められている。また、蛍光物質の溶出するものは食品と接して使用することが禁止されている。主として、保健所が収去した検体について検査を行っている。

2) 方法

(1) 規格検査

公定法に準じて行った。

(2) 蛍光物質

厚生省食品衛生課通達 環食第244号に定める方法によった。

3) 結果

メラミン樹脂食器31件について規格検査を行ったが、すべて基準に適合していた。

また、紙ナプキン、天ぷら敷紙、菓子の包装紙など559件について、蛍光物質の溶出試験を行った。結果は表Ⅱ-12のとおりで、飲食店で使用している紙ナプキンなど289件中5件(天ぷら敷紙5件)から、また、菓子やパンの包装紙など169件中3件(ケーキ箱2件、菓子用敷紙1件)から蛍光物質を溶出したが、家庭用として販売されている紙ナプキン、天ぷら敷紙など101件からは溶出するものはなかった。

表Ⅱ-12 蛍光物質の検査成績

区 分	検査件数	陽性数	陽性率(%)
飲食店で使用される紙ナプキン、レースペーパー、天ぷら敷紙等	289	5	1.7
菓子、パン等の紙袋、包紙、台紙、紙箱等	169	3	1.8
家庭用として販売されている紙ナプキン、天ぷら敷紙等	101	0	0
計	559	8	1.4

12. 一般獣畜のと畜検査

病理検査部門

1) 目的

食用に供する目的でと畜場で解体される一般

獣畜(牛、馬、豚、めん羊及び山羊)の全頭について、と畜場法に基づいて解体前・後にと畜

検査員による官能検査及び精密検査を行い、と畜場法で規定された疾病り患の有無を検査して食用適否を判定し、食用不適の場合は廃棄（全部または一部）の措置をとって食肉の安全確保を図っている。

2) 方法

(1) 解体前検査（生体検査）

解体予定獣畜の栄養状態、可視粘膜、天然孔、体表などについて望診、視診、触診等を行い、全身及び局所の異常症状の発見につとめ、解体適否の判定を行う。

(2) 解体後検査（内臓・枝肉検査）

解体されたと体の頭部、胸腔臓器、腹腔臓器及び枝肉について視診、触診及び刀を用いて筋肉、臓器実質の切開を行っての官能検査により、疾病の有無を詳細に検査している。疾病を認めた場合は病変の種類、状態及び部位によって一部または全部廃棄の措置をとっている。

なお、内臓については、と室での検査では胃腸内容物による他臓器の汚染を防止するために、切開しての粘膜面の検査及び肝臓の切開検査は必要な場合を除いて行わず、副生物処理室で内容物を取り除いた胃腸及び肝臓の刀による切開検査を行っている。

また、枝肉については、と室での枝肉検査不能な部位及び他のと畜場で解体・搬入された枝肉の異常の有無を検査するため、せり売り前に再度官能検査を行っている。

3) 結果

(1) 昭和63年度のと畜検査頭数は総数48,097頭で、主なものは牛が14,808頭、豚が33,264頭で、前年に比べて減少の傾向にあり、特に豚の減少が著しい。

また、肉用・乳用牛の比は3.6倍と肉用牛（和牛）が著明に多い（表Ⅱ-13）。

暦月別ではそれほど差異は認められないが歳末、春、秋季にやや多い傾向である（表Ⅱ-14）。

(2) と畜検査の結果、食用不適として廃棄処分した件数は、と体全部廃棄が179頭、一部廃棄は、廃棄実頭数で42,592頭、原因別延べ一部廃棄で53,900件であった。前年度に比べて、と畜検査頭数1,000対でみると、全部廃棄が増加し、一部廃棄実頭数及び延べ一部廃棄頭数は減少している（表Ⅱ-15）。

(3) 廃棄処分の原因は、全部廃棄牛では筋肉変性、豚では膿毒症、筋肉変性、黄疸、敗血症が主なもので、白血病が牛及び豚でそれぞれ1頭、抗生物質の残留が豚で6頭認められた（表Ⅱ-16）。一部廃棄では牛で消化系疾患（主に肝疾患）及び呼吸系疾患が、豚では呼吸系疾患が過半数を占め、次いで消化系疾患が廃棄理由として多く挙げられた。また、前年度に比べ、牛では筋肉系疾患の水腫が5.8倍、豚では循環系疾患が約2倍と著明な増加が認められた（表Ⅱ-17～19）。

(4) 牛及び豚枝肉のせり売り前の再検査で発見された異常病変は牛で467件、水腫、血液浸潤、脂肪浸潤、豚で104件、骨折、筋肉膿瘍、血液浸潤が主なものであった（表Ⅱ-20）。

表Ⅱ-13 と畜検査頭数、畜種別、対前年度比較

	昭和63年度	昭和62年度	増△減	増減率
総 数	48,097	54,020	△ 5,923	△ 11.0%
牛 総 数	14,808	15,656	△ 848	△ 5.4
肉 用	11,559	12,033	△ 474	△ 3.9
乳 用	3,249	3,623	△ 374	△ 10.3
仔 牛	24	26	△ 2	△ 7.7
豚	33,264	38,336	△ 5,072	△ 13.2
馬	1	2	△ 1	△ 50.0
めん・山羊	—	—	—	—

表Ⅱ-14 曆月別と畜検査頭数，畜種別，対前年度比較

	総 数		牛						仔 牛		豚		馬・羊	
			総 数		肉 用		乳 用							
	63年度	62年度	63年度	62年度	63年度	62年度	63年度	62年度	63年度	62年度	63年度	62年度	63年度	62年度
総 数	48,097	54,020	14,808	15,656	11,559	12,033	3,249	3,623	24	26	33,264	38,336	1	2
63年 4月	4,515	4,614	1,494	1,493	1,125	1,142	369	351	3	6	3,018	3,114	—	1
5	3,987	4,091	1,119	1,150	822	812	297	338	1	3	2,867	2,938	—	—
6	3,895	4,490	1,169	1,173	876	840	293	333	2	4	2,724	3,313	—	—
7	3,922	4,309	1,237	1,218	949	917	288	301	—	4	2,685	3,087	—	—
8	3,877	4,158	1,228	1,196	936	935	292	261	1	—	2,648	2,962	—	—
9	3,862	4,216	1,120	1,190	832	862	288	328	5	1	2,737	3,025	—	—
10	3,979	5,088	1,286	1,501	1,006	1,176	280	325	2	1	2,691	3,586	—	—
11	3,966	4,518	1,161	1,288	871	949	290	339	2	—	2,802	3,229	1	1
12	4,792	5,329	1,766	1,756	1,532	1,500	234	256	3	—	3,023	3,573	—	—
元年 1月	3,678	4,373	1,042	1,232	870	995	172	237	—	1	2,636	3,140	—	—
2	3,610	4,376	1,106	1,229	868	963	238	266	1	3	2,503	3,144	—	—
3	4,014	4,458	1,080	1,230	872	942	208	288	4	3	2,930	3,225	—	—
総 数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
63年 4月	9.4	8.5	10.1	9.5	9.7	9.5	11.4	9.7	12.5	23.1	9.1	8.1	—	50.0
5	8.3	7.6	7.6	7.3	7.1	6.7	9.1	9.3	4.2	11.5	8.6	7.7	—	—
6	8.1	8.3	7.9	7.5	7.6	7.0	9.0	9.2	8.3	15.4	8.2	8.6	—	—
7	8.2	8.0	8.4	7.8	8.2	7.6	8.9	8.3	—	15.4	8.1	8.1	—	—
8	8.1	7.7	8.3	7.6	8.1	7.8	9.0	7.2	4.2	—	8.0	7.7	—	—
9	8.0	7.8	7.6	7.6	7.2	7.2	8.9	9.1	20.8	3.9	8.2	7.9	—	—
10	8.3	9.4	8.7	9.6	8.7	9.8	8.6	9.0	8.3	3.9	8.1	9.4	—	—
11	8.2	8.4	7.8	8.2	7.5	7.9	8.9	9.4	8.3	—	8.4	8.4	100.0	50.0
12	10.0	9.9	11.9	11.2	13.3	12.5	7.2	7.1	12.5	—	9.1	9.3	—	—
元年 1月	7.6	8.1	7.0	7.9	7.5	8.3	5.3	6.5	—	3.9	7.9	8.2	—	—
2	7.5	8.1	7.5	7.9	7.5	8.0	7.3	7.3	4.2	11.5	7.5	8.2	—	—
3	8.3	8.3	7.3	7.9	7.5	7.8	6.4	7.9	16.7	11.5	8.8	8.4	—	—

表Ⅱ-15 と畜検査に基づく処分件数、率（と畜検査頭数1,000対）

	解体禁止		全部廃棄		一部廃棄（処分実頭数）		一部廃棄（延べ頭数）	
	63年度	62年度	63年度	62年度	63年度	62年度	63年度	62年度
総 数	—	—	179	153	42,592	49,215	53,900	62,034
牛	—	—	6	10	10,428	11,756	13,994	16,242
仔牛	—	—	1	3	8	9	9	12
馬	—	—	—	1	1	1	2	1
豚	—	—	172	139	32,155	37,449	39,893	45,779
めん羊	—	—	—	—	—	—	—	—
山羊	—	—	—	—	—	—	—	—

率（と畜検査頭数1,000対）

総 数	—	—	3.7	2.8	885.5	911.1	1,120.7	1,148.4
牛	—	—	0.4	0.6	704.2	750.9	945.2	1,037.4
仔牛	—	—	41.7	115.4	333.3	346.2	375.0	461.5
馬	—	—	—	500.0	1,000.0	500.0	2,000.0	500.0
豚	—	—	5.2	3.6	966.7	976.9	1,199.3	1,194.2
めん羊	—	—	—	—	—	—	—	—
山羊	—	—	—	—	—	—	—	—

表Ⅱ-16 全部廃棄病名別頭数、畜種別
前年度比較

	63年度	62年度	対前年度比
牛：			
筋肉変性	2	7	0.29
水腫	1	3	0.33
敗血症	1	—	・
筋肉炎	1	—	・
白血病	1	—	・
計	6	10	0.60
豚：			
筋肉変性	49	50	0.98
膿毒症	49	43	1.14
黄疸	29	9	3.22
敗血症	26	26	1.00
サルモネラ症	8	7	1.14
抗生物質残留	6	1	6.00
豚丹毒	2	2	1.00
筋肉炎	2	—	・
白血病	1	—	・
腫瘍	—	1	・
計	172	139	1.24
馬・仔牛：			
敗血症	1	—	・
筋肉変性	—	2	・
膿毒症	—	1	・
抗生物質残留	—	1	・
計	1	4	0.25

表Ⅱ-17 廃棄原因別頭数 全部・一部廃棄別，畜種

	牛		仔牛		豚		馬・羊	
	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部
豚丹毒	—	—	—	—	2	—	—	—
サルモネラ病	—	—	—	—	8	—	—	—
放線菌病	—	17	—	—	—	—	—	—
ジストマ病	—	64	—	—	—	—	—	—
膿毒症	—	—	—	—	49	—	—	—
敗血症	1	—	1	—	26	—	—	—
黄疸	—	6	—	—	29	2	—	—
水腫	1	53	—	—	—	—	—	—
腫瘍	1	—	—	—	1	—	—	—
炎症・同産物	1	6,354	—	7	2	26,479	—	1
変性・萎縮	2	1,484	—	—	49	154	—	—
他	—	6,016	—	2	6	13,258	—	1
合計	6	13,994	1	9	172	39,893	—	2

表Ⅱ-18 病類別処分件数，率（検査頭数1,000対），割合
牛，対前年度比較

	処 分 件 数			率（検査頭数1,000対）			総件数に占める割合	
	63年度	62年度	増△減	63年度	62年度	対前年比 62年=100	63年度	62年度
総 数	18,617	17,006	1,611	1,257.2	1,086.2	115.7	100.0%	100.0%
循環系疾患	1,999	1,711	288	135.0	109.3	123.5	10.7	10.1
脾うっ血	1,786	1,589	197	120.6	101.5	118.8	9.6	9.3
その他	213	122	91	14.4	7.8	184.6	1.1	0.7
呼吸系疾患	4,106	4,199	△ 93	277.3	268.2	103.4	22.1	24.7
吸入肺	2,790	2,931	△ 141	188.4	187.2	100.6	15.0	17.2
肺炎	343	431	△ 88	23.2	27.5	84.4	1.8	2.5
肺胸膜炎	733	623	110	49.5	39.8	124.4	3.9	3.7
その他	240	214	26	16.2	13.7	118.2	1.3	1.3
消化系疾患	5,932	5,391	541	400.6	344.3	116.4	31.9	31.7
胃潰瘍	87	279	△ 192	5.9	17.8	33.1	0.5	1.6
胃炎	406	436	△ 30	27.4	27.8	98.6	2.2	2.6
腸炎	205	257	△ 52	13.8	16.4	84.1	1.1	1.5
他胃腸疾患	1,183	540	643	79.9	34.5	231.6	6.4	3.2
胆管炎	1,568	1,798	△ 230	105.9	114.8	92.2	8.4	10.6
鋸屑肝	512	526	△ 14	34.6	33.6	103.0	2.8	3.1
肝硬変	89	133	△ 44	6.0	8.5	70.6	0.5	0.8
肝膿瘍	529	580	△ 51	35.7	37.0	96.5	2.8	3.4
肝炎	162	75	87	10.9	4.8	227.1	0.9	0.4
肝包膜炎	161	208	△ 47	10.9	13.3	82.0	0.9	1.2
富脈斑肝	646	408	238	43.6	26.1	167.0	3.5	2.4
他肝・胆疾患	384	151	233	25.9	9.6	269.8	2.1	0.9
泌尿系疾患	2,631	1,909	722	177.7	121.9	145.8	14.1	11.2
腎周囲脂肪壊死	1,534	1,142	392	103.6	72.9	142.1	8.2	6.7
膀胱炎	783	669	114	52.9	42.7	123.9	4.2	3.9
他腎疾患	314	98	216	21.2	6.3	336.5	1.7	0.6
生殖系疾患	385	557	△ 172	26.0	35.6	73.0	2.1	3.3
乳房炎	202	345	△ 143	13.6	22.0	61.8	1.1	2.0
子宮内膜炎	146	180	△ 34	9.9	11.5	86.1	0.8	1.1
他生殖系疾患	37	32	5	2.5	2.0	125.0	0.2	0.2
筋肉系疾患	3,194	2,869	325	215.7	183.3	117.7	17.2	16.9
血液浸潤	2,178	2,105	73	147.1	134.5	109.4	11.7	12.4
膠様浸潤	620	500	120	41.9	31.9	131.3	3.3	2.9
水腫	113	21	92	7.6	1.3	584.6	0.6	0.1
筋肉炎	139	129	10	9.4	8.2	114.6	0.7	0.8
関節炎	26	35	△ 9	1.8	2.2	81.8	0.1	0.2
他筋肉系疾患	118	79	39	8.0	5.0	160.0	0.6	0.5
他 疾 患	370	370	0	25.0	23.6	105.9	2.0	2.2
横隔膜膿瘍・炎症	249	227	22	16.8	14.5	115.9	1.3	1.3
腹膜炎	8	23	△ 15	0.5	1.5	33.3	0.0	0.1
その他	113	120	△ 7	7.6	7.7	98.7	0.6	0.7

表Ⅱ-19 病類別処分件数, 率(検査頭数1,000対), 割合
豚, 対前年度比較

	処 分 件 数			率(検査頭数1,000対)			総件数に占める割合	
	63年度	62年度	増△減	63年度	62年度	対前年比 62年=100	63年度	62年度
総 数	47,106	46,190	916	1,416.1	1,204.9	117.5	100.0%	100.0%
循環系疾患	2,142	1,241	901	64.4	32.4	198.8	4.5	2.7
心 外 膜 炎	2,128	1,237	891	64.0	32.3	198.1	4.5	2.7
他循環系疾患	14	4	10	0.4	0.1	400.0	0.0	0.0
呼吸系疾患	35,964	37,187	△1,223	1,081.2	970.0	111.5	76.3	80.5
吸 入 肺	11,825	13,387	△1,562	355.5	349.2	101.8	25.1	29.0
肺 炎	13,525	11,156	2,369	406.6	291.0	139.7	28.7	24.2
肺 胸 膜 炎	6,825	10,412	△3,587	205.2	271.6	75.6	14.5	22.5
他呼吸系疾患	3,789	2,232	1,557	113.9	58.2	195.7	8.0	4.8
消化系疾患	7,268	6,013	1,255	218.5	156.8	139.3	15.4	13.0
胃 腸 炎	218	69	149	6.6	1.8	366.7	0.5	0.2
他胃腸疾患	11	18	△ 7	0.3	0.5	60.0	0.0	0.0
白 斑 肝	4,813	5,028	△ 215	144.7	131.2	110.3	10.2	10.9
肝 う っ 血	331	76	255	10.0	2.0	500.0	0.7	0.2
肝 炎	89	11	78	2.7	0.3	900.0	0.2	0.0
肝 硬 変	27	55	△ 28	0.8	1.4	57.1	0.1	0.1
他肝疾患	1,779	756	1,023	53.5	19.7	271.6	3.8	1.6
泌尿系疾患	122	154	△ 32	3.7	4.0	92.5	0.3	0.3
腎 炎	55	63	△ 8	1.7	1.6	106.3	0.1	0.1
囊 胞 腎	58	75	△ 17	1.7	2.0	85.0	0.1	0.2
他泌尿系疾患	9	16	△ 7	0.3	0.4	75.0	0.0	0.0
筋肉系疾患	1,132	1,047	85	34.0	27.3	124.5	2.4	2.3
筋 肉 化 膿	663	669	△ 6	19.9	17.5	113.7	1.4	1.4
血 液 浸 潤	321	221	100	9.7	5.8	167.2	0.7	0.5
他筋肉系疾患	148	157	△ 9	4.4	4.1	107.3	0.3	0.3
他 疾 患	478	548	△ 70	14.4	14.3	100.7	1.0	1.2
関 筋 炎	222	216	6	6.7	5.6	119.6	0.5	0.5
骨 折	239	217	22	7.2	5.7	126.3	0.5	0.5
そ の 他	17	115	△ 98	0.5	3.0	16.7	0.0	0.2

表Ⅱ-20 牛、豚枝肉せり売り前再検査異常疾病発見件数

	牛件数	豚件数	総件数	異常疾病 発見率
総 数	467	104	571	100.0%
水 腫	200	—	200	35.0
血液浸潤	94	18	112	19.6
脂肪浸潤	65	—	65	11.4
スポット	43	2	45	7.9
骨 折	2	33	35	6.1
筋肉膿瘍	4	29	33	5.8
筋 肉 炎	24	7	31	5.4
膠様浸潤	27	2	29	5.1
そ の 他	8	13	21	3.7

13. 病・切迫畜のと畜検査

病理検査部門

1) 目的

と畜場には、と畜場法に基づいて、と畜場外でと殺された切迫と殺獣畜及び既に何らかの疾病に罹患した獣畜が、緊急に検査を受ける目的で搬入される。これらは病畜と室において解体前・後検査を行って、と畜場法に規定された疾病の有無及び各臓器での局所病変の発見につとめ、食用の適否を判定している。

2) 方法

解体後の検査方法は一般獣畜の場合と同様であるが、解体前の検査については、何らかの疾病を有しているため、特に炭疽等の伝染性疾患との類症鑑別が必要で、血中細菌有無確認のための血液検査を中心に、外観検査として眼瞼、鼻腔及び口腔の開検、死後硬直、肛門・生殖器の望診・触診を行っている。伝染病が疑われる

表Ⅱ-21 と畜場外と殺頭数、病類別、対前年度比較

		総 数		牛		仔 牛		馬		豚	
		63年度	62年度	63年度	62年度	63年度	62年度	63年度	62年度	63年度	62年度
切迫 と 殺	不慮の災害負傷	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	不慮の災害救済不能	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	難 産	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—
	産 褥 麻 痺	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	急性鼓脹症	4	3	4	2	—	1	—	—	—	—
政令第3条		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
によると殺		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計		4	4	4	3	—	1	—	—	—	—

表Ⅱ-22 緊急と殺検査頭数及び検査率（と殺頭数1,000対），畜種別

	緊急と殺検査頭数			緊急と殺検査率	
	昭63年度	昭62年度	増△減	昭63年度	昭62年度
総 数	90	102	△12	1.87	1.89
牛	36	39	△3	2.43	2.49
仔 牛	3	5	△2	125.0	192.31
馬・羊	1	2	△1	1,000.0	1,000.0
豚	50	56	△6	1.50	1.46

表Ⅱ-23 緊急と殺検査頭数・率¹⁾，畜種，暦月別

	総 数		牛		仔 牛		馬・羊		豚	
	63年度	62年度	63年度	62年度	63年度	62年度	63年度	62年度	63年度	62年度
総 数	90	102	36	39	3	5	1	2	50	56
63年 4月	8	10	5	6	1	1	—	1	2	2
5	9	10	3	2	—	1	—	—	6	7
6	6	7	3	4	—	1	—	—	3	2
7	6	9	3	3	—	1	—	—	3	5
8	6	1	1	1	—	—	—	—	5	—
9	5	6	1	1	—	—	—	—	4	5
10	11	8	5	5	1	—	—	—	5	3
11	19	10	7	3	—	—	1	—	11	6
12	6	14	2	4	1	—	—	1	3	10
元年 1月	2	7	1	1	—	1	—	—	1	5
2	6	9	3	4	—	—	—	—	3	5
3	6	11	2	5	—	—	—	—	4	6
総 数	1.9	1.9	2.4	2.5	125.0	192.3	1,000.0	1,000.0	1.5	1.5
63年 4月	1.8	2.2	3.3	4.0	333.3	166.7	—	1,000.0	0.7	0.6
5	2.3	2.4	2.7	1.7	—	333.3	—	—	2.1	2.4
6	1.5	1.6	2.6	3.4	—	250.0	—	—	1.1	0.6
7	1.5	2.1	2.4	2.5	—	250.0	—	—	1.1	1.6
8	1.5	0.2	0.8	0.8	—	—	—	—	1.9	0
9	1.3	1.4	0.9	0.8	—	—	—	—	1.5	1.7
10	2.8	1.6	3.9	3.3	500.0	—	—	—	1.9	0.8
11	4.8	2.2	6.0	2.3	—	—	1,000.0	—	3.9	1.9
12	1.3	2.6	1.1	2.3	333.3	—	—	1,000.0	1.0	2.8
元年 1月	0.5	1.6	1.0	0.8	—	1,000.0	—	—	0.4	1.6
2	1.7	2.1	2.7	3.3	—	—	—	—	1.2	1.6
3	1.5	2.5	1.9	4.1	—	—	—	—	1.4	1.9

注1)と畜検査頭数1,000対。

場合は作業を中止して精密検査を実施している。

3) 結果

(1) と畜場外と殺(切迫と殺)検査は年々減少し、本年度は僅か4頭(牛)で、原因はすべて急性鼓脹症である(表Ⅱ-21)。

(2) 63年度の緊急と殺頭数は90頭と減少して

いるが緊急と殺率(総と畜検査頭数1,000対)は総数で1.87と前年度(1.89)とはほぼ同じである。(表Ⅱ-22)。

(3) 緊急と殺率を暦月別にみると春季(5月)及び秋季(10月, 11月)に高率で、この傾向は牛で著明である(表Ⅱ-23)。

14. 病理学的・細菌学的精密検査

病理検査部門

1) 目的

一般獣畜又は病・切迫獣畜の検査は、第一段階として肉眼的検査(外観, 視診, 触診, 切開による官能検査)で行われているが、これのみでは疾病の類症鑑別, 枝肉の細菌汚染状態, 伝染病の判定等が困難であるため、内臓, 枝肉の細菌学的, 病理学的検査を実施し、食用適否の総合判定を行っている。

そのうち、と体全体に関係する疾病が疑われる場合は、合否を保留して精密検査を行い、その結果に基づき措置するなど慎重を期している。

2) 方法

(1) 細菌学的検査: グラム染色, 蛍光染色などの顕微鏡検査, 好気・嫌気性培養による菌検出, 同定及び血清学的検査による疾病決定と残留抗生物質のスクリーニングを行う。

(2) 病理学的検査: 組織標本を作製し、各種染色方法で組織所見を観察して疾病の決定を行う。

(3) その他黄疸, 尿毒症等疾病を確かめるた

めの理化学検査及び寄生虫検査を行う。

3) 結果

(1) 合否措置を保留した獣畜は98頭で、総と畜検査頭数1,000頭当たり2.0頭と非常に少ないが、精密検査の結果廃棄するものが44%を占めている。牛では保留率は1,000頭当たり2.2で、廃棄率は9%と低率であるのに対して、豚では保留率が1.9と低率であるが廃棄率が63%と高率の傾向である(表Ⅱ-24)。

(2) 合否保留の理由は、牛では抗生物質残留及び水腫。豚では敗血症が最も多く、次いでサルモネラ症, 抗生物質残留の疑い等が挙げられる(表Ⅱ-25)。

(3) 合否保留し精密検査の結果、廃棄した理由は牛では水腫, 敗血症, 白血病。豚では敗血症, サルモネラ症, 抗生物質残留などが挙げられる(表Ⅱ-26)。

(4) 精密検査を行った頭数は6,780頭, 検査の結果, 疾病が決定できた件数は5,508頭で前

表Ⅱ-24 合否保留率(と殺頭数1,000対)及び廃棄率
畜種別, 対前年度比較

	保留頭数		保留率		廃棄率		と畜検査頭数	
	63年度	62年度	63年度	62年度	63年度	62年度	63年度	62年度
総数	98	85	2.0	1.6	44%	40%	48,097	54,020
牛	33	26	2.2	1.7	9	8	14,808	15,656
豚	62	53	1.9	1.4	63	58	33,264	38,336
仔牛	3	4	125.0	153.8	33	0	24	26
馬	—	2	—	1,000.0	—	50	1	2

年度に比べて検査頭数で1.2倍、決定件数で1.6倍の増加となっている。

(5) 検査件数は、顕微鏡検査671件、病理組織学的検査695件、細菌学的検査6,742件、寄生虫検査79件、血清学検査976件、理化学検査722件、解剖学的検査5,184件となっている(表

Ⅱ-27)。

(6) 精密検査を種類別にみると、各臓器の疾病判定5,649件、家畜疾病抗体調査780件、解体時におけると畜汚染調査93件、残留抗生物質のスクリーニング検査94件、寄生虫検査79件となっている(表Ⅱ-28)。

表Ⅱ-25 合 否 保 留 別 頭 数

	牛		豚		仔 牛		馬	
	63年度	62年度	63年度	62年度	63年度	62年度	63年度	62年度
総 数	33	26	62	53	3	4	—	2
保 留 理 由								
抗生物質残留	26	23	4	8	2	4	—	2
水 腫	2	2	—	—	—	—	—	—
敗 血 症	1	—	34	31	—	—	—	—
尿 毒 症	1	—	—	—	—	—	—	—
黄 疸	1	—	1	—	—	—	—	—
白 血 病	1	—	1	—	—	—	—	—
好酸球性筋肉炎	1	1	—	—	—	—	—	—
サルモネラ症	—	—	14	10	—	—	—	—
膿 毒 症	—	—	3	2	1	—	—	—
豚 丹 毒	—	—	3	1	—	—	—	—
筋 肉 変 性	—	—	2	1	—	—	—	—

表Ⅱ-26 合否保留精密検査結果処置状況

	牛		豚		仔 牛		馬	
	63年度	62年度	63年度	62年度	63年度	62年度	63年度	62年度
合格 総頭数	30	24	23	22	2	4	—	1
廃棄 総頭数	3	2	39	31	1	—	—	1
廃棄理由								
抗生物質残留	—	—	6	—	—	—	—	1
水 腫	1	2	—	—	—	—	—	—
敗 血 症	1	—	19	20	1	—	—	—
白 血 病	1	—	1	—	—	—	—	—
サルモネラ症	—	—	9	8	—	—	—	—
豚 丹 毒	—	—	2	1	—	—	—	—
膿 毒 症	—	—	1	1	—	—	—	—
筋 肉 変 性	—	—	1	1	—	—	—	—

表Ⅱ-27 精密検査頭数，件数，疾病決定件数，処分件数，対前年度比較

		昭63年度	昭62年度	増△減	対前年度比
検査頭数		6,780	5,887	893	1.2
検査 件数	顕微鏡検査	671	1,263	△ 592	0.5
	組織学的検査	695	1,980	△ 1,285	0.4
	細菌学的検査	6,742	9,915	△ 3,173	0.7
	寄生虫検査	79	—	79	・
	血清検査	976	1,072	△ 96	0.9
	理化学検査	722	200	522	3.6
	解剖検査	5,184	4,407	777	1.2
疾病決定件数		5,508	3,516	1,992	1.6
処分 件数	解体禁止	—	—	—	・
	全部廃棄	179	76	103	2.4
	部分廃棄	5,348	3,372	1,976	1.6
検査項目数		57	81	△ 24	0.7

表Ⅱ-28 精密検査頭数・件数，疾病決定件数，処分内容，項目別

	検査 頭数	検査件数							疾病 決定 件数	処分内容		
		顕微鏡	組織	細菌	寄生虫	血清	理化学	解剖		解体 禁止	全部 廃棄	部分 廃棄
口腔粘膜乳頭腫	1	—	5	—	—	—	—	—	1	—	—	1
舌乳頭腫	1	—	5	—	—	—	—	—	1	—	—	1
豚肺疾病	5,174	20	25	32	3	—	—	5,174	5,026	—	—	5,026
心筋壊死	1	—	5	—	—	—	—	—	1	—	—	1
心筋線維症	3	—	15	—	—	—	—	—	3	—	—	3
心外膜炎	1	—	5	—	—	—	—	—	1	—	—	1
リポフスチン沈着	1	—	5	—	—	—	—	—	1	—	—	1
脾臓腫瘍	1	2	5	3	—	—	—	—	1	—	—	1
脾臓壊死	1	—	5	—	—	—	—	—	1	—	—	1
寄生虫性肝炎	1	—	5	—	—	—	—	—	1	—	—	1
肝硬変	1	—	5	—	—	—	—	—	1	—	—	1
肝炎	2	—	10	—	—	—	—	—	2	—	—	2
のう胞肝炎	1	—	5	—	—	—	—	—	1	—	—	1
肝臓血管周囲炎	1	—	5	—	—	—	—	—	1	—	—	1
胆管炎	1	—	5	—	—	—	—	—	1	—	—	1
膵臓膵炎	1	—	5	—	—	—	—	—	1	—	—	1
うっ血肝	1	—	5	—	—	—	—	—	1	—	—	1
リポフスチン沈着	1	—	5	—	—	—	—	—	1	—	—	1
肝蛭症	1	—	5	—	—	—	—	—	1	—	—	1
肝軟性線維腫	1	—	5	—	—	—	—	—	1	—	—	1
偽膜性腸炎	1	—	5	—	—	—	—	—	1	—	—	1
寄生虫性腸炎	3	6	15	—	3	—	—	—	1	—	—	3
腸腺腫	1	2	5	3	—	—	—	—	1	—	—	1
腸腫瘍過形成	1	—	5	—	—	—	—	—	1	—	—	1
非定型抗酸菌症	1	3	5	6	—	—	—	—	1	—	—	1
腎炎	1	—	5	—	—	—	—	—	1	—	—	1
のう胞腎	1	—	5	—	—	—	—	—	1	—	—	1
うっ血腎	1	—	5	—	—	—	—	—	1	—	—	1
卵巣水腫	1	—	5	—	—	—	—	—	1	—	—	1
間性（卵巣精巢）	2	—	10	—	—	—	—	—	2	—	—	2
膀胱腫瘍	1	—	10	—	—	—	—	—	1	—	—	1
筋肉変性	1	—	5	—	—	—	2	—	1	—	1	—
筋肉炎	22	—	65	—	—	—	—	—	22	—	3	19
脂肪浸潤（筋肉）	4	—	20	—	—	—	—	—	4	—	—	4
好酸性筋肉炎	1	—	5	—	—	—	—	—	1	—	—	1
筋肉水腫	162	—	240	—	—	—	360	1	162	—	1	102
P S E 豚	1	—	5	—	—	—	2	—	1	—	—	—
炭疽	94	282	—	24	—	9	—	—	—	—	—	—
豚丹毒	3	6	15	285	—	—	—	—	2	—	2	1
サルモネラ症	17	34	10	323	—	70	—	—	8	—	8	9
白血病	2	—	40	—	—	—	—	—	2	—	2	—
トキソプラズマ症	3	9	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—
萎縮性鼻炎	9	18	—	72	—	—	—	9	6	—	—	6
膿毒症	49	74	10	343	—	108	—	—	49	—	49	—
敗血症	35	70	15	665	—	—	—	—	28	—	28	7
黄疸	34	—	45	—	—	—	70	—	29	—	29	5
異臭肉	2	5	10	12	—	—	10	—	—	—	—	—
病切迫畜検査	94	140	—	24	—	9	—	—	94	—	50	44
残留抗生物質	94	—	—	1,848	—	—	278	—	39	—	6	88
牛枝肉汚染調査	30	—	—	1,980	—	—	—	—	—	—	—	—
牛内臓処理台調査	35	—	—	875	—	—	—	—	—	—	—	—
牛肝臓汚染調査	25	—	—	175	—	—	—	—	—	—	—	—
枝肉保管冷蔵庫調査	3	—	—	72	—	—	—	—	—	—	—	—
トキソプラズマ抗体調査	250	—	—	—	—	260	—	—	—	—	—	—
ヘモフィルス肺炎抗体調査	250	—	—	—	—	260	—	—	—	—	—	—
萎縮性鼻炎抗体調査	250	—	—	—	—	260	—	—	—	—	—	—
犬猫回虫寄生調査	70	—	—	—	70	—	—	—	—	—	—	—

15. 食鳥の病理学的検査

病理検査部門

1) 目的

食生活の向上と共に食肉の需要は伸びている。また、消費者の衛生知識の高揚にともない流通する食肉全般について安全性を求める声が年々強まっている。このため、と畜場法に基づく牛豚等の獣畜以外に昭和61年度から食鳥及び魚介類等についても病理学的検査主体で、これらの衛生状態、食用の適否の判定などを行い、安全確保を図っている。

今回、食鳥については食鳥処理業者へ搬入直前のブロイラー鶏について疾病や衛生状態について実態調査を行った。

2) 検査材料と方法

(1) 検査材料

昭和63年6月～平成元年3月の期間に、京都府内の養鶏場等から搬入された肉用種鶏20羽と採卵用種鶏1羽である。

(2) 検査方法

a. 外形検査：搬入時に1羽毎に望診及び触診を行った。

b. 肉眼的病理検査：放血、脱羽後常法により解剖し、主要臓器について肉眼的に検査を行った。

c. 病理組織学的検査：主要臓器を10%ホルマリン液で固定した後、常法により組織切片を作製し、染色後鏡検した。

d. 寄生虫検査：腸内容物、肝臓、筋肉を用いて、常法により虫体、オーシスト等の検出を行った。

e. 病原菌検索：関節病変を検体として血液加ハートインヒュジョン寒天培地を用いて好氣的培養検査を行った。

f. 食中毒菌の検索：

a) 脱羽後の体表面を滅菌ガーゼで拭き取りにより得た試料原液を用いて病原性ブドウ球菌数を常法により測定した。

b) 腸内容物を用いて、サルモネラ菌、エル

表Ⅱ-29 鶏類の検査羽数及び検査件数

検査頭羽件数	21羽
解剖検査検体数	21羽
病理組織検査検体数	21羽 264検体
H・E染色標本	374
ワンギンソン染色標本	226
鍍銀染色標本	22
PAS染色標本	5
ギムザ染色標本	341
メチレンブルー染色標本	1
血液検査検体数	12羽 12検体
塗抹ギムザ染色標本	12
寄生虫検査検体数	20羽 29検体
糞便塗抹標本	20
圧片標本	24
消化法	8
細菌検査検体数	14羽 31検体
好氣的培養	3
サルモネラ菌	14
エルシニア菌	14
キャンピロバクター菌	14
病原性ブドウ球菌	14
理化学検査検体数	14羽 14検体
残留抗菌物質	14

シニア菌、カンピロバクター菌の分離同定を行った。

g. 残留抗菌物質の検査：食肉の抗菌性物質簡易検査法にもとづいて *M. luteus*, *B. cereus*, *B. subtilis* の試験菌を用いて筋肉について直接法により阻止帯の有無を調べた。

3) 結果

鶏類の検査項目別羽数及び件数は表Ⅱ-29のとおりである。

(1) 外形検査で診断した疾病は、腹水症1羽と外傷1羽であった。

表Ⅱ-30 疾病決定件数(羽), 病類別, 検査方法別

病 名	外形検査	解体後検査	羽数
腹 水 症	1	1	2
腱鞘滑膜炎／関節炎	—	3	3
異 常 体 温	—	2	2
マ レ ッ ク 病	—	1	1
外 傷	1	—	1
疾 病 不 明	—	—	1

表Ⅱ-31 臓器別疾病分類

	羽 数
脂 肪 肝	2
肝 炎	2
胆 管 炎	2
心 筋 炎	1

(2) 解体後の病理検査と細菌検査で決定した診断疾病は、腱鞘滑膜炎／関節炎3羽、マレック病1羽、異常体温2羽、腹水症1羽であった(表Ⅱ-30)。

(3) 臓器別での異常は、脂肪肝2羽、胆管炎2羽、心筋炎1羽であった(表Ⅱ-31)。

(4) 寄生虫検査では腸内容物、肝臓及び筋肉から寄生虫の虫体、虫卵及びオーシスト等は検出されなかった。

(5) 病原菌検索として腱鞘滑膜炎と関節炎を認めた3羽について行ったが、病原菌は検出されなかった。また、病理組織検査では非化膿性炎の組織像が認められた。

(6) 食中毒菌の検索

a. 脱羽後のすべてのと体表面から病原性ブドウ球菌が検出された。菌数は 10^1 台が57%, 10^2 台が43%であった(表Ⅱ-32)。

表Ⅱ-32 鶏と体表面の病原性ブドウ球菌数の分布

菌 数	62年度	63年度
10^1 台	—	8
10^2 台	21	6
10^3 台	13	—
10^4 台	12	—
計	35	14

b. 腸内容物からの食中毒起因菌の検出率は、サルモネラ菌0%, エルシニア菌0%であったが、カンピロバクター菌が79%と高率に検出された(表Ⅱ-33)。

c. 残留抗菌物質の検査では全ての検体で3試験菌に対して阻止を示すような物質は認めなかった。

表Ⅱ-33 腸内容物からの食中毒起因菌の検出率

	サルモネラ菌		エルシニア菌		カンピロバクター菌 (jejuni)	
	検出率	検体数	検出率	検体数	検出率	検体数
62年度	0%	35	8.5%	35	65%	35
63年度	0%	14	0%	14	79%	14

16. 魚介類の病理学的検査

病理検査部門

1) 目的

魚介類の食品としての安全性確保を図るために、その病理学的検査を実施しているが、今回は肉眼的に異常を認めない魚介類について病理学的検索を行い、これらの衛生状態の実態調査を行った。また、魚介類の処理工程や調理時に異常病変として発見された検体について病理学的原因追及を行った。

2) 検体と検査方法

(1) 検査材料

昭和63年4月～平成元年3月の期間に魚屋及び活魚店より入手した肉眼的に異常病変の認められない10魚種16検体と、異常または病変が認められ、保健所等から検査の依頼を受けた5魚種7検体である。

(2) 検査方法

a. 外形検査

搬入時に望診、触診を行った。

b. 病理解剖検査

内臓の摘出および筋肉のカットを行い、各臓器について肉眼的検査を行った。

c. 病理組織学的検査

各臓器を10%ホルマリン液で固定した後、常法により組織切片を作製し、染色後、鏡検した。

3) 結果と考察

魚介類の検査項目別尾数及び件数は表Ⅱ-34のとおりである。

(1) 魚屋、活魚店より入手した検体の検査結果

魚屋、活魚店より入手した10魚種16検体について行った魚種別、臓器別の病理検査結果は表Ⅱ-35のとおりである。

a. 検体の状態による所見の違い

活魚店より入手した活魚では、各臓器とも臓器固有の組織像が明瞭に見られたが、魚屋より入手した鮮魚では、殺処理後時間的に経過しており、全臓器に変性が確認された。特に内臓の

表Ⅱ-34 魚介類の検査尾数及び検査件数

検 査 尾 数	2 3 尾
解剖検査 検 体 数	1 6 尾
病理組織検査検体数	23尾 235検体
H・E 染色標本	248
ワギンソン染色標本	21
P A S 染色標本	197
ギムザ 染色標本	183
マッソン 染色標本	5
グロコット 染色標本	1
生体色素染色標本	8
細菌検査検体数	1 尾 1 検体
真 菌 培 養	1

組織所見では、各臓器中心部では固有の組織像が見られるものの、表層部や粘膜部ではすでに自己融解が起っており、細菌の増殖も認められた。

さらに、冷凍処理の行われているものでは筋線維の中心部が空胞状に融出し、空胞変性に類似した像がみられるなど、冷凍処理に起因する特異な所見が認められた。

b. 内臓に見られた所見

a) 肝臓

10魚種全てに脂肪変性（脂肪肝）が認められた。これは、魚の飼養状態や季節的变化等に関連しているものと考えられる。

b) 腎臓

タイ、ハマチに尿細管上皮の硝子滴変性が認められた。また、カワハギ、タイに寄生虫感染に起因すると思われる好酸性細胞の浸潤が見られた。

c) 脾臓

5魚種にうっ血が認められたが、これは、殺処理時における放血処理の有無等に起因し、ヘモジデリンの沈着もそれに伴って起きている

表Ⅱ-35 魚屋、活魚店より入手した検体の検査結果

魚名	入手先	検体数	各臓器の病理組織所見							備考	
			肝臓	腎臓	脾臓	心臓	胃腸	筋肉	脳		その他
アコウダイ	魚屋	1	変性 脂肪肝	変性	変性	変性 うっ血	変性	変性	—	エラ 変性	冷凍魚
トビウオ	魚屋	3	変性 脂肪肝	変性	変性	変性	変性	変性 胞子虫の寄生	変性	エラ 変性 精巢 変性	冷凍魚1 鮮魚2
アジ	魚屋	2	変性 うっ血	変性	変性 うっ血 ヘモジリン沈着	変性 うっ血 ヘモジリン沈着	変性	変性	変性	卵巣 変性	鮮魚
ツバス	魚屋	2	変性 うっ血 脂肪肝 ヘモジリン沈着	変性 うっ血 血栓形成	変性 血栓形成 うっ血 ヘモジリン沈着	変性 うっ血 巣状心筋炎 ヘモジリン沈着	変性 粘膜下織炎	変性 巣状筋肉炎	変性	—	鮮魚
サバ	魚屋	2	変性 脂肪肝	変性	変性 うっ血 ヘモジリン沈着	変性 うっ血	変性 粘膜下織炎	変性	変性	—	鮮魚
カワハギ	活魚店	1	脂肪肝	好酸性細胞浸潤	著変なし	心筋内、腔内に寄生虫の寄生	胃腔内、腸粘膜・漿膜下織に寄生	著変なし	著変なし	卵巣 著変なし 鰾 著変なし	活魚
タイ	活魚店	1	脂肪肝	好酸性細胞浸潤 尿管上皮の硝子滴変性	著変なし	巣状心筋炎 細血管血栓形成	腸粘膜下織に炎症 直腸に鉤頭虫の寄生	著変なし	著変なし	精巢 著変なし	活魚
コイ	活魚店	1	脂肪肝	細血管壁の肥厚、血栓の形成	著変なし	細血管壁の肥厚、血栓の形成	著変なし	著変なし	著変なし	卵巣 著変なし 鰾 著変なし	活魚
ヒラメ	活魚店	1	脂肪肝	うっ血	うっ血	著変なし	著変なし	著変なし	著変なし	卵巣 著変なし	活魚
ハマチ	活魚店	1	脂肪肝	尿管上皮の硝子滴変性	うっ血 ヘモジリン沈着	細血管壁の肥厚、血栓形成 巣状心筋炎	著変なし	著変なし	著変なし	卵巣 著変なし	活魚
アジ	活魚店	1	脂肪肝	著変なし	著変なし	著変なし	著変なし	著変なし	—	—	活魚

ものと考えられる。

d) 心臓

ツバス、タイ、ハマチの3魚種に限局性の巣状性筋膜炎が、タイ、コイ、ハマチの3魚種で細血管の肥厚や栓塞が認められた。

更に、カワハギでは心筋の実質と心室内に寄生虫が認められた。

e) 胃・腸

ツバス、サバ、タイの3魚種で粘膜下織に細胞浸潤（炎症）を、カワハギ、タイでは消化管内に寄生虫を認めた。

f) 脳

全魚種で特に著変を認めなかった。

g) その他

その他の臓器としてエラ、精巢、卵巣、鰾などについても検査を行ったが、異常は認められなかった。

c. 筋肉に見られた所見

ツバスにおいて限局性筋膜炎が、トビウオでは筋線維内に孢子虫の寄生が認められた。

d. 寄生虫の感染

カワハギ、トビウオ、タイの3魚種5匹に認められた。

カワハギでは、心筋、心室内及び胃腔内、腸漿膜下に各々種類の異なる寄生虫が認められた。

トビウオでは、筋線維内に孢子虫の寄生が認められた。

タイでは、直腸腔内に鉤頭虫と思われる虫体が認められた。

いずれについても、寄生虫の種を同定することはできなかったが、魚特有の寄生虫であり、人への影響はないものと考えられる。

(2) 異常病変検体の検査結果

魚の処理過程や調理途中で異常病変が認められ、保健所等から依頼検査を受けたもので検体別の検査結果は表Ⅱ-36のとおりであった。診断し得たものはタイ卵巣の壊死、コチの筋肉クドア症、生ウニのカビ発生、マグロの粘液孢子虫寄生、タイの線虫の死滅硬化物の5検体であった。

タイ、スズキの俗称シラタと呼ばれる検体については診断不能であった。

表Ⅱ-36 保健所等より依頼された魚介類の検査結果

検 体	異 常 病 変	検 査 方 法	診 断	備 考
鯛 の 卵 巢	卵巣の包膜下に暗赤褐色の硬化物を認める。	H-E PAS ギムザ ワンギーソン 他生体色素染色	壊 死	キクス様病変に類似
鯖 の 筋 肉	筋肉全体が煮肉様に褐色し、スポット様の出血斑が認められる。	H-E PAS ギムザ	粘液孢子虫である が種の同定は不能	俗称 ミッチャ
鱈 の 筋 肉	筋肉全体が煮肉様に褐色（白色化）し、剥離（身割れ）しやすくなっている。	H-E	不 明	俗称 シラタ
鯛 の 筋 肉	同 上	H-E	不 明	俗称 シラタ
コ チ の 筋 肉	筋肉内に直径1～2ミリ程度の紡錘形をした白色顆粒病変が散在する。	H-E PAS ギムザ ワンギーソン	寄生虫Kudoa属の 孢子虫による筋肉 クドア症	
鯛 の 筋 肉	筋肉内に不整形の暗黒褐色の異物様硬化物が散在する。	H-E PAS ギムザ	線虫の死滅硬化し たもの	俗称 キクス
生 ウ ニ	ウニの表面に白色のカビ様のものが発生している。	H-E PAS ギムザ グロコット 培養検査	クモノスカビに属 するカビの発生	

17. その他の食品の病理学的検査

病理検査部門

1) 目的

前述のと畜場法に基づく検査や食鳥、魚介類以外の食品全般についても相談及び検査依頼を受け、食品の安全確保のため病理学的検査を主体に原因追及を行っている。

2) 検体と検査方法

検体は、異常または病変が認められ保健所等から検査依頼を受けた卵2検体、牛肉3検体、豚肉1検体、と牛骨の比重の問い合わせである。

これらについて病理組織検査、細菌学的検査、理化学的検査を行った(表Ⅱ-37)。

3) 結果

検体別の検査結果は表Ⅱ-38のとおりである。

表Ⅱ-37 その他の食品の検査件数

検査件数		7件
病理組織検査検体数		6件 21 検体
H・E	染色標本	21
ワンギンソン	染色標本	3
PAS	染色標本	9
ギムザ	染色標本	6
細菌検査検体数		3件 3 検体
好気的培養		1
嫌気的培養		1
真菌培養		1
一般細菌数測定		3
好冷細菌数測定		2
理化学検査検体数		3件 3 検体
官能検査		2
pH	測定	2
アンモニア試験		2
メチレンブルー還元試験		2
比重測定		1

表Ⅱ-38 その他の食品の病理学的検査結果

検体	異常病変	検査方法	診断	備考
卵	卵白中に寄生虫様物質の迷入	病理学的検査	ミート スポット	ゆで卵
卵	卵白の異常色	病理学的検査	鮮度低下卵	ゆで卵
牛肉	異臭	病理学的検査 細菌学的検査 理化学的検査	初期腐敗	パック詰めステーキ
牛肉	肉特有臭が無い	病理学的検査 細菌学的検査 理化学的検査	食用として問題無い	ブロック肉
牛脂肪	脂肪内に異物	病理学的検査	血リンパ	スキヤキ肉脂
豚肉	異物混入	病理学的検査 細菌学的検査	解体後の変性 (ボーンテイント)	スライス肉中に 味噌状物質
牛骨		理化学的検査		比重測定

18. と畜検査情報の解析

病理検査部門

1) 目的

日々のと畜検査では、と殺解体される獣畜1頭ずつ解剖学的所見、発見される疾病、精密検査結果及び措置についての記録がなされている。これらデーターの解析は、と畜検査結果の効率的処理と正確性を図る上で必要不可欠である。また、解析の結果は生産者、その他の畜産関係者へフィードバックすることによって、家畜の健全な飼育及び衛生管理に役立てられるものである。

そこで、パーソナル・コンピュータを用いてデーターバンキング及び一部の解析を始めている。

2) 方法

1頭ずつ発見疾病名、行政措置等の関係情報をパーソナルコンピュータYHP 9845Bにインプットしている。これを用いて毎月の月報をはじめ、暦月別、出荷者別に疾病の発生状況、廃棄等の行政措置件数等を集計・解析している。

3) 豚の集計結果

(1) 出荷状況

通常、豚は出産後約6ヶ月肥育され、生体重100 kg前後で肉豚としてと畜場に搬入・解体される。一方、そのような肉豚以外にも繁殖用に使用した雄、雌豚及び肥育中発育不良となり早期に出荷する豚がある。昭和63年度の出荷頭数を見ると肉用豚30,166頭、繁殖雌豚1,815頭、繁殖雄豚163頭、発育不良豚1,120頭となっている(表Ⅱ-39)。

また、豚のと畜場への搬入の仕方には、肥育業者による直接搬入と、肥育者から購入したと畜業者による搬入とがある。京都と畜場に出荷した業者数は67業者であったがほとんどは肥育業者が直接出荷している。肥育地については、と畜業者が肥育者から購入した豚について、その詳細な肥育地の確認は困難であるが、63%が京都市、36%が京都府、1%が京都周辺の4府県であった。

(2) 主要疾病の有病率

a. 昭和63年度の臓器別有病率(出荷頭数1,000頭当たりの有病件数)をみると、肺の疾病が644.5と最も高く、次いで肝臓211.6、心臓64.2、枝肉部48.4、腸6.8、腎臓3.6の順となっている。

b. 主な疾患について有病率でみると、肺炎が406.6と最も高く、次いで肺胸膜炎205.2と肺疾患が占め、続いて白斑肝144.7、ヘモフィルス性肺炎66.2、心外膜炎64.0、肺膿瘍35.6、肝線維症26.6、筋肉膿瘍19.5の順となっている。これら疾患は主に細菌、寄生虫の感染が原因と考えられるものが多い。

(3) 暦月別主要疾患の有病率

暦月の有病率を病類別にみると、顕著な季節的変動はないが、春に多い疾患としては肺胸膜炎、夏は肝炎、秋は白斑肝、冬は肝包膜炎、肝うっ血である。

また、春から夏にかけて有病率の高いものは心外膜炎、夏から秋にかけて多いものとしては肺炎、秋から冬にかけて多いものとしては腸炎、ヘモフィルス性肺炎、冬から春にかけて多いものとしては褪色肝がみられた(表Ⅱ-40)。

(4) 出荷者別有病率

表Ⅱ-41は、15の主な出荷者別の主要疾患の有病率を最大値、最小値で要約したもので、Rは有病率の最大値-最小値で、出荷者間の有病率の絶対値としての変動幅であり、これに対して $R/\bar{x}$ は有病率の、15出荷者の平均値に対す

表Ⅱ-39 豚出荷頭数

	頭 数	%
肉 豚	30,166	90.7
繁殖雌豚	1,815	5.4
繁殖雄豚	163	0.5
発育不良豚	1,120	3.4

表Ⅱ-40 と畜場で発見される豚の主要疾患の有病率¹⁾ 暦月別

	昭和63年			平成元年								
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
心 外 膜 炎	46.7	67.3	73.8	64.8	58.2	73.4	67.3	63.2	65.5	53.5	58.7	75.1
腸 炎	3.0	5.9	3.7	6.0	4.5	2.6	7.1	6.4	8.6	6.1	14.8	9.2
白 斑 肝	82.2	95.9	104.3	158.3	170.3	228.0	207.7	153.8	149.9	147.2	118.7	129.0
肝 線 維 症	20.2	21.3	20.2	22.0	20.0	27.0	26.8	20.0	34.1	31.1	51.5	27.3
肝 包 膜 炎	4.6	16.0	14.3	14.9	16.2	19.0	17.8	21.4	25.1	17.1	30.8	22.9
う っ 血 肝	8.9	3.5	8.8	9.7	8.3	11.7	10.0	8.2	15.9	9.1	15.6	9.9
褪 色 肝	8.3	9.4	6.2	6.7	6.0	5.5	7.8	5.0	6.0	8.7	12.4	9.9
肝 炎	0.7	1.7	1.8	3.7	3.0	2.9	2.6	3.6	1.3	2.7	2.8	5.5
腎 炎	2.3	2.1	1.5	1.9	2.3	1.8	3.0	1.8	0.7	0.4	0.4	1.7
筋 肉 膿 瘍	20.2	18.8	14.3	14.9	19.3	16.4	20.8	21.4	18.9	18.6	25.2	24.6
血 液 浸 潤	4.3	6.3	14.3	8.6	8.7	8.8	13.0	8.9	12.6	9.9	10.4	10.6
筋 肉 炎	2.3	0.7	0.4	1.1	3.4	4.0	3.0	0.4	2.3	3.0	0.8	0.7
骨 折	8.0	6.3	11.4	8.6	6.8	5.8	9.7	6.1	5.6	6.8	4.4	6.8
関 節 炎	4.3	6.3	6.6	6.7	5.7	8.8	5.6	4.6	7.6	8.0	10.4	6.1
肺 炎	395.6	411.0	376.3	454.7	532.9	500.8	418.1	464.5	404.5	312.7	357.1	415.8
肺 胸 膜 炎	250.0	269.6	296.7	213.4	233.5	228.6	214.3	185.1	189.3	214.3	217.7	181.5
ヘモフィルス肺炎	49.1	36.6	49.2	77.6	33.9	63.9	64.5	71.1	118.8	100.0	124.1	70.9
肺 膿 瘍	49.1	65.4	37.6	28.0	49.0	23.5	19.2	39.7	44.8	22.2	17.0	41.3

注1) 出荷頭数1,000頭当たりの有病頭数である。

る相対値としての変動幅であり、Gは両者の幾何平均値である。

これをみると、出荷者の変動が大きい疾患と

して、白斑肝、ヘモフィルス性肺炎、肺炎、肺胸膜炎、肺膿瘍、褪色肝がみられる。これら疾病は出荷者の飼育方法と関係していると思われる。

表Ⅱ-41 豚の主要な疾病の有病率¹⁾,出荷者間の比較の要約

疾 病	有病率	最大値	最小値	R	R/ $\bar{x}$	G
心 外 膜 炎	64.0	113.9	41.4	72.5	1.1	9.0
腸 炎	6.4	9.6	1.2	8.4	1.3	3.3
白 斑 肝	144.7	401.5	52.8	348.7	2.4	28.9
肝 線 維 症	26.6	69.7	9.6	60.1	2.3	11.7
肝 包 膜 炎	18.2	36.0	7.2	28.8	1.6	6.7
う っ 血 肝	10.0	18.0	0.0	18.0	1.8	5.7
褪 色 肝	7.6	45.9	0.8	45.1	5.9	16.3
肝 炎	2.7	6.7	0.0	6.7	2.5	4.1
腎 炎	1.7	4.7	0.0	4.7	2.8	3.6
筋 肉 膿 瘍	19.5	47.0	3.1	43.9	2.3	9.9
血 液 浸 潤	9.7	19.0	3.6	15.4	1.6	4.9
筋 肉 炎	1.8	8.2	0.0	8.2	4.5	6.1
骨 折	7.2	20.2	0.0	20.2	2.8	7.5
関 節 炎	6.7	9.0	0.0	9.0	1.3	3.4
肺 炎	406.6	542.5	54.9	487.6	1.2	24.2
肺 胸 膜 炎	205.2	387.1	70.2	316.9	1.5	22.1
ヘモフィルス肺炎	66.2	198.6	0.0	198.6	3.0	24.4
肺 膿 瘍	39.0	127.4	10.4	117.0	3.0	18.7

注1) 出荷頭数 1,000 頭当たりの有病頭数

Ⅲ. 微生物及び免疫に関する試験検査

1. 年間取扱件数

昭和63年度の微生物及び免疫に関する試験検査の取扱件数及び検査項目数は表Ⅲ-1のとおりである。

Ⅲ-1 微生物・免疫に関する試験検査取扱件数

項 目	細 分	総 数		昭和63年												平成元年		
		件 数	項目数	4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1月	2	3			
感染症サーベイランス	ウイルス分離	277	2,030	14	36	41	40	23	24	15	23	17	18	15	11			
	リケッチャ・その他	8	8	1	2	1			2	1	1							
	原虫検査	8	8	1	2	1			2	1	1							
	細菌検査	238	1,517	3	19	19	36	18	22	11	23	17	31	24	15			
日本脳炎ウイルス検査	ウイルス分離	197	197				75	79	43									
	血清試験	434	434			20	20	20	206	168								
風疹ウイルス検査	血清試験	63	63	8	1	3	4	9	14	3	8	5	2	5	1			
インフルエンザウイルス検査	血清試験	314	1,256						166	148								
エイズウイルス検査	血清試験	238	238	19	21	27	34	13	11	21	15	24	23	13	17			
梅毒検査	血清試験	80	256	4	1	4	5	14	2	3	5	15	7	7	13			
伝染病病原体検査	細菌検査	6	18	2		1									3			
	原虫検査	19	76				1								18			
環境細菌検査	細菌検査	3	3					3										
計		1,885	6,104	52	82	117	215	176	492	371	76	78	81	85	57			

2. 京都市結核・感染症サーベイランス事業における病原体検査

微生物検査部門

1) 目的

社会的に重要視されている感染症を対象に、患者の病原体検索を行い、感染症発生状況と起因病原体との関連を検討することにより、各種感染症の流行状況を的確に把握して適切な防疫対策に資することを目的とする。

2) 材料及び方法

(1) 検査材料

検査定点医療機関は、小児科定点の3カ所と性行為感染症（STD）定点の4カ所である。小児科定点の年度内患者総数195人から、ウイルス分離試験の材料として糞便107検体、咽頭ぬぐい液156検体、髄液6検体、計269検体、細菌検査の材料として糞便102検体、咽頭ぬぐい液102検体の計204検体の検査材料が得られ、

これらについて検査を実施した。また、STD定点の年度内患者総数8人から陰部ぬぐい液8検体が得られ、各々について、ウイルス分離試験（単純ヘルペスウイルス）、細菌検査（淋菌）、リケッチャその他の検査（クラミジア）及び、原虫検査（腔トリコモナス）を行った（表Ⅲ-2）。

(2) 検査方法

ウイルス検査は、検体を常法により前処理した後、培養細胞（FL, RD-18S, HEK, Vero）と哺乳マウスを用いて行った。なお、インフルエンザウイルスの分離には、培養細胞（MDCK）のほか発育鶏卵を使用した。分離ウイルスの同定には、中和反応、赤血球凝集抑制反応及び、補体結合反応を用いた。ロタウイルス抗原検出

表Ⅲ-2 昭和63年度京都市結核・感染症サーベイランス事業病原体検査取扱件数

		昭和63年												平成元年				計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
ウイルス分離試験	糞 便	4	17	18	15	7	9	6	10	3	5	6	7	107				
	咽頭ぬぐい液	8	16	22	23	15	13	7	12	14	13	9	4	156				
	髄 液	1	1	—	2	1	—	1	—	—	—	—	—	6				
	陰部ぬぐい液	1	2	1	—	—	2	1	1	—	—	—	—	8				
細菌検査	糞 便	2	17	18	14	6	9	5	10	3	5	6	7	102				
	咽頭ぬぐい液	—	—	—	22	12	11	5	12	14	13	9	4	102				
	陰部ぬぐい液	1	2	1	—	—	2	1	1	—	—	—	—	8				
リケッチアその他	陰部ぬぐい液	1	2	1	—	—	2	1	1	—	—	—	—	8				
原 虫	陰部ぬぐい液	1	2	1	—	—	2	1	1	—	—	—	—	8				
計		19	59	62	76	41	50	28	48	34	36	30	22	505				

はRPHA法により行った。

細菌検査は、常法により病原大腸菌、サルモネラ、腸炎ビブリオ、カンピロバクター、黄色ブドウ球菌、ウェルシュ菌等の菌検出を行った。

肺炎マイコプラズマの検査は、咽頭ぬぐい液

を用いて常法により行った。

クラミジアの抗原検出はEIA法により行い、淋菌の検出は常法により行った。脛トリコモナスの検出には、直接法と培養法を併用した。

成績の詳細については、第6部で述べる。

3. 法定伝染病病原体検査

微生物検査部門

1) 目的

赤痢、コレラ、アメーバ赤痢、腸チフスは法定伝染病であり、主として、東南アジア各地で常在的に流行している。患者との接触者や汚染地区を旅行した有症者等の糞便を検査することにより、患者・保菌者を発見し、伝染病の蔓延

を防止することを目的とする。

2) 材料と方法

材料は、主として保健所の伝染病予防吏員により採取された糞便である。特にアメーバ赤痢の検体は、採取後直ちに当所に搬入された新鮮便を用いた。

表Ⅲ-3 伝染病病原体検査取扱件数

	昭和63年												平成元年				計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
コレラ菌検査	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2				
赤痢アメーバ検査	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	18	—	19				
腸チフス検査	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	3	—	4				
計	2	—	1	1	—	—	—	—	—	—	21	—	25				

検査は常法により実施した。

3) 結果

年間取扱件数は25件である。コレラ菌検査は1回2検体であり、うち1検体から *Shigella flexneri* (B群) を検出した。アメーバ赤痢検

査は2回19検体であったが、いずれもアメーバ赤痢患者発生に伴う接触者調査であり、すべて陰性であった。腸チフス菌検査は、2回4検体実施したが、すべて陰性であった(表Ⅲ-3)。

4. インフルエンザに関する疫学調査

微生物検査部門

1) 目的

本市における昭和63年から平成元年にわたる冬季のインフルエンザの流行を予測し、予防対策に資することを目的として市民の免疫力調査を実施した。また、インフルエンザ流行の実態を把握するために、感染症サーベイランス事業定点病院の呼吸器疾患患者について、ウイルス分離により病原確定診断を行った。

2) 材料と方法

免疫力調査対象は、学童58人(1校)、成人(妊婦)175人、高齢者81人(2施設)、計314人である。対象者の血液は昭和63年9月から10月にかけて、衛生局保健予防課と各保健所の協力によって採血された。HI抗体価の測定はマイクロタイター法により、常法により行った。測定に用いた抗原は、今季のワクチン株である

A/山形/120/86(H1 N1)、A/福岡/C29/85(H3 N2)、A/四川/2/87(H3 N2)、B/長崎/1/87の4型である。

3) 結果

(1) 年齢別に抗体価分布を見ると、学童では4抗原型すべてに抗体価を持つ者がほとんどであり、A/山形とA/福岡に高い抗体価(128倍以上)を示し、B/四川とB/長崎に中程度の抗体価(32~64倍)を示す者が多かった。

成人では、A/山形とA/福岡に中程度の抗体価を示す者が多かった。A/四川とB/長崎に対しては、16倍未満の者がそれぞれ約42%と約29%おり、抗体保有者でも低い抗体価(16倍)を示す者が多かった。

高齢者では、A/福岡に高い抗体価を示す者が多かったが、他の抗原については、中程度の

表Ⅱ-4 インフルエンザHI抗体価分布

抗 原	对 象	数	抗 体 価									抗 体 保 有 率 %	
			< 16	16	32	64	128	256	512	1,024	2,048	≥ 16	≥ 64
A／山形／120／86	学 童	58	—	—	4	7	17	16	14	—	—	100.0	93.1
	成 人	175	28	19	39	32	32	15	10	—	—	84.0	50.9
	高齢者	81	5	4	8	15	17	18	9	5	—	93.8	79.0
A／福岡／C29／85	学 童	58	—	—	—	5	6	21	16	6	4	100.0	100.0
	成 人	175	16	14	56	35	32	9	5	7	1	90.9	50.9
	高齢者	81	2	—	4	8	16	12	12	15	12	97.5	92.6
A／四川／2／87	学 童	58	2	1	16	29	8	2	—	—	—	96.6	67.2
	成 人	175	73	43	35	19	4	—	1	—	—	58.3	13.7
	高齢者	81	14	18	24	10	8	4	3	—	—	82.7	30.9
B／長崎／1／87	学 童	58	2	1	16	21	12	6	—	—	—	96.6	67.2
	成 人	175	51	30	45	31	14	4	—	—	—	70.9	28.0
	高齢者	81	8	13	11	16	14	11	8	—	—	90.1	60.5

表Ⅲ-5 昭和62年, 63年のインフルエンザHⅠ抗体保有状況比較

抗原名	対象	≥ 64 抗体保有者数 (%)			
		昭和62年度		昭和63年度	
		人数	%	人数	%
A/山形/120/86 (H1 N1)	学 童	84	98.8	54	93.1
	成 人	64	37.0	89	50.9
	高齢者	82	82.0	64	79.0
	計	230	64.2	207	65.9
A/福岡/C29/85 (H3 N2)	学 童	85	100.0	58	100.0
	成 人	101	58.4	89	50.9
	高齢者	95	95.0	75	92.6
	計	281	78.5	222	70.7
B/茨城/2/85	学 童	78	91.8	—	—
	成 人	84	48.6	—	—
	高齢者	78	78.0	—	—
	計	240	67.0	—	—
A/四川/2/87 (H3 N2)	学 童	—	—	39	67.2
	成 人	—	—	24	13.7
	高齢者	—	—	25	30.9
	計	—	—	88	28.0
B/長崎/1/87	学 童	70	82.4	39	67.2
	成 人	42	24.3	49	28.0
	高齢者	69	69.0	49	60.5
	計	181	50.6	137	43.6

抗体価を示す者が多かった(表Ⅲ-4)。

(2) 64倍以上抗体価保有率を昭和62年度と63年度とで比較すると、全年齢層でA/山形, A/福岡, B/長崎とも大きな差はなかった(表Ⅲ-5)。

(3) 感染症サーベイランス事業定点病院の呼吸器疾患患者の病原体検査の結果, A(H1 N1)型ウイルスを12月13日採取の検体から初めて検出し, 計14株検出した。

4) 考察

学童ですべてのワクチン型に対して96%以上の高い抗体保有率を示したことは, この年齢層におけるワクチン接種が円滑に行われていることを示している。

すべての年齢層においてA/福岡株に対し, 512倍以上の極めて高い抗体価を示す人が多いのは, 昭和63年度に本型ウイルスによる流行が一部であったことを示している。しかし, 同型株で昭和63年度に新たにワクチン株として加えられたA/四川に対する64倍以上抗体保有率が, A/福岡株と比較して, 全年齢層で極めて低いのは両株間に大きな抗原構造上の差があることを意味しており, 本ウイルス流行に対する今後の警戒が必要である。

一方, 昭和62年度の主な流行型であったB/長崎に対し, 成人を除いて90%以上の高い抗体保有率を示したが, 512倍以上の極めて高い抗体価を示したのは高齢者の8人のみであった。

このことは、今年度のB型による流行が比較的小規模なものであったことを示している。

全体的には、ワクチン接種を受けていない成人及び高齢者がインフルエンザの流行に対して

無防備の状態にあると思われるが、とりわけ体力のない高齢者に対する対策が急務であると考えられる。

5. 日本脳炎流行予測調査及び日本脳炎ウイルス増幅抑制効果調査

微生物検査部門

1) 目的

日本脳炎ウイルスの増幅に豚が重要な役割を果たしていることから、本市では市全域の飼育豚に対し、日本脳炎生ワクチン接種を実施している。このワクチン接種によるウイルス増幅抑制効果を検討し、あわせて日本脳炎流行予測を行うことを目的として、各種野外調査を実施した。

また、本年も市内学童を対象に日本脳炎追加予防接種が実施されたので、その効果を検討するため、学童を始め市民の抗体調査を行った。

2) 材料と方法

(1) 未吸血蚊からのウイルス分離

7月上旬から9月上旬にわたる毎週1回、計10回に、夜間河川敷でドライアイス法により蚊の採集を行った。採集した未吸血コガタアカイエカ 3,504 個体、97プールを材料とし、哺乳マウス脳内接種法により日本脳炎ウイルス分離試験を行った。

(2) 吸血蚊からのウイルス分離

7月中旬から9月中旬にわたる毎週1回、計10回に、豚舎にライト・トラップを設置し、夜間蚊の採集を行った。採集した吸血コガタアカ

イエカ 1,730 個体、100 プールを材料に、哺乳マウス脳内接種法により日本脳炎ウイルス分離試験を行った。

(3) と場豚の抗体測定

6月末から10月にわたる6回に各20頭、計120頭の豚からと殺時に採血し、得られた血清を材料に、赤血球凝集抑制(HI)抗体価の測定を行い、抗体の推移からワクチン接種の効果を検討した。

(4) 蚊の季節消長調査

6月中旬から9月下旬にわたる毎週1回、豚舎に設置したライト・トラップにより採集した蚊を同定・計数し、コガタアカイエカの季節消長を調査した。

(5) 市民の抗体調査

6月上旬に日本脳炎追加予防接種が行われた市内1小学校の6年生58人から、10月に採血し、得られた血清のHI抗体価を測定し、ワクチン接種後の抗体保有状況を調査した。また、学童と比較するため、9月～10月に採血した成人(妊婦)175人と高齢者81人についても抗体調査を行った。

表Ⅲ-6 昭和63年度日本脳炎流行予測調査及び日本脳炎ウイルス増幅抑制効果調査取扱件数

			昭和63年												平成元年				計
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
日本脳炎ウイルス検査	分離試験	野外蚊	—	—	—	75	79	43	—	—	—	—	—	—	197				
	血清試験	と場豚	—	—	20	20	20	40	20	—	—	—	—	—	120				
		学 童	—	—	—	—	—	—	58	—	—	—	—	—	58				
		成 人	—	—	—	—	—	85	90	—	—	—	—	—	175				
		高齢者	—	—	—	—	—	81	—	—	—	—	—	—	81				
衛生動物検査	鑑別同定試験		—	—	9	32	40	17	—	—	—	—	—	—	98				
計			—	—	29	127	139	266	168	—	—	—	—	—	729				

これらに関する取扱件数の内訳は表Ⅲ-6に示すとおりであり、調査方法及び成績の詳細に

ついては、第6部で述べる。

6. 風疹ウイルス抗体検査

微生物検査部門

1) 目的

風疹は小児に好発する急性の発疹性ウイルス感染症で、通常、軽症の経過をとるが、成人になって罹患すると、その症状は重篤になる。また、女性が妊娠初期に感染すると、流産または白内障、心疾患、難聴などの障害を持った子供が生まれる可能性があり（20%～25%）、軽視できない。これら先天性異常児出生の予防を目的として、妊婦及び妊娠予定者の赤血球凝集抑制（HI）抗体価測定を行った。

2) 材料と方法

検体はすべて保健所から送付されたもので、原則として、妊婦は2週間隔で、急性期と回復期の2回採血し、妊娠予定者は1回採血した。HI抗体価測定は、常法により、マイクロタイター法で行った。

3) 結果

被検者は59人、検体数は63件であった。感染症サーベイランス事業の患者情報によると、風疹の発生は昭和61年11月頃から徐々に増加し、62年の3月～4月をピークに5年ぶりの大流行となり、62年度は検査件数が著しく増加した。63年度もその影響が注目されたが、患者発生数

は全国で例年より若干多かったものの、京都市では低水準で推移し、検査件数は例年並となった（表Ⅲ-7）。

内訳は、妊娠予定者50人、妊婦9人で、2回測定したのは、4人であった。この4人中、抗体保有者は2人（128倍1人、16倍1人）であったが、抗体価が上昇した例は見られなかった。1回のみ検査した妊婦5人のうち抗体保有者は3人（64倍1人、16倍2人）であった。通常、抗体価512倍以上の場合は、ごく最近に初感染した可能性が高い。今回検査した妊婦の陽性者40人はすべて256倍以下であったので、過去に風疹に感染していたものと考えられる。

抗保有者は59人中33人で、保有率は55.9%であった。抗体保有率の年次推移については、明らかな増加傾向がうかがえる。京都市では昭和52年度から中学2年生を対象に風疹ワクチンを接種している。予防接種実施前後で保有率を見ると、実施前（25歳以上）では50人中28人（56.0%）であるのに対して、実施後（24歳以下）では9人中7人（77.8%）であり、明らかに後者の保有率が高くなっている（表Ⅲ-8）。

表Ⅲ-7 風疹ウイルス抗体検査取扱件数

		昭和63年												平成元年				計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
検査 取扱数	妊娠予定者	8	—	1	2	5	13	2	8	4	2	3	2	50				
	妊婦	—	2	2	2	3	1	—	2	—	—	1	—	13				
	計	8	2	3	4	8	14	2	10	4	2	4	2	63				
被検者数	妊娠予定者	8	—	1	2	5	13	2	8	4	2	3	2	50				
	妊婦	—	2	1	1	2	1	—	1	—	—	1	—	9				
	計	8	2	2	3	7	14	2	9	4	2	4	2	59				

表Ⅲ-8 区分別、年齢別、接種別風疹HI抗体保有状況

			<8	8	16	32	64	128	256	512	計	保有率%
区 分 別	妊 娠 予 定 者		21	1	4	8	6	8	2	—	50	58.0
	妊 婦	急 性 期	3	1	3	—	1	1	—	—	9	66.7
		回 復 期	1	1	1	—	—	1	—	—	4	75.0
年 齢 別	1 9 歳 以 下		1	—	—	—	1	—	—	—	2	50.0
	2 0 ～ 2 4 歳		1	—	—	2	—	4	—	—	7	85.7
	2 5 ～ 2 9 歳		19	2	4	5	5	5	—	—	40	52.5
	3 0 ～ 3 4 歳		3	—	2	—	1	—	1	—	7	57.1
	3 5 ～ 3 9 歳		—	—	1	1	—	—	1	—	3	100.0
	4 0 歳 以 上		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ワ ク チ ン	ワクチン接種前		22	2	7	6	6	5	2	—	50	56.0
チ ン	ワクチン接種後		2	—	—	2	1	4	—	—	9	77.8
	計		24	2	7	8	7	9	2	—	59	59.3

7. エイズ抗体検査

微生物検査部門

1) 目的

エイズはエイズウイルス(HIV)の感染によって起こる後天性免疫不全症候群のことである。日本では、昭和60年に最初の患者が認定され、現在(1989.4末)103人を数え、うち60人が死亡している。また、キャリア(抗体陽性者)も1,104人となっている。国内のエイズ感染経路は諸外国とは異なり、輸血・血液製剤を介した感染者が非常に多く、次いで同性愛者の性的接触によるものになっている。しかし、血液製剤の加熱処理が行われるようになった今、適切な予防対策が講じられるならば、欧米諸国のように爆発的な流行をみることはないと考えられる。エイズ感染の現状を把握し、市民にたいする予防対策に資することを目的として、本検査を実施した。

2) 材料と方法

検体は、週1回の検査指定日に中京保健所を訪れた受検希望者の血液であり、抗体測定は、富士レビオ社のゼラチン凝集法(PA法)によった。更に、一部の検体については、HIV抗体測定試薬(オルガノンテクニカ社のバイロノスチ

カ anti-HTLV-Ⅲ)を用いる酵素免疫測定法(ELISA)も合わせ実施した。

3) 結果

HIV抗体検査数は238件であり、すべて陰性であった。ELISA法はPA法と測定方法、判定のメカニズム等も異なっているが、両法を併用した検体については、同じく陰性であることを確認した。

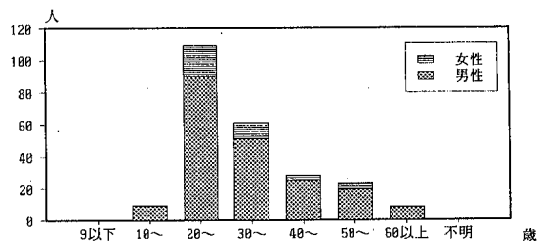
検査依頼者の内訳は男性が202人、女性が36人であった。年齢区分は前年同様20代が圧倒的に多く、次いで30代であり、両年齢層で全体の71%を占めた(表Ⅲ-9、図Ⅲ-1)。

市民のエイズに対する関心は高いものの、パニック状態になることはなくなった。月別検査件数は6、7月が若干多かったものの、年間で見ると月平均20人前後で推移し、総計でも前年の半数以下となった。これはエイズの感染様式などが市民に周知されるようになり、無用な心配がなくなったためと思われる。しかし、中には複数回受検している者もあり、3回受検した者が4人、2回が4人あった。今後もエイズ窓

表Ⅲ-9 エイス抗体検査取扱件数

	昭和63年					平成元年							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
男性	17	17	20	28	13	10	17	12	22	19	13	14	202
女性	2	4	7	6		1	4	3	2	4		3	36
計	19	21	27	34	13	11	21	15	24	23	13	17	238

口相談の充実とともに、正確で迅速な検査体制の確立が必要であると考える。



図Ⅲ-1 被検者年齢分布

8. 梅毒血清反応検査

微生物検査部門

1) 目的

梅毒の患者数は、公衆衛生の向上、治療の確立等に伴い年々減少していたが、昭和57年頃から、増加の傾向を見せている。梅毒は、早期発見や治療判定が非常に難しい疾病であり、種々の検査法を用いて正確な診断を行い、性病予防に寄与することを目的としている。

2) 材料と方法

検体は、すべて保健所から送付されたものである。性病予防法にかかわる行政依頼検査については、保健所でガラス板法によるスクリーニング検査を実施し、その結果陽性又は疑陽性であったものについて、当所で緒方法(ワッセルマン氏法)とTPHA法を実施した。また、入学、就職等のための健康診断にかかわる一般依頼検査については、依頼された項目(緒方法、TPHA法、ガラス板法など)について検査を行った。しかし、正確な判定を下すために、すべての検体について、依頼項目以外の検査法も自主的に実施した。更に、いずれかの検査法で陽性であったものは、免疫蛍光抗体法(F A法)で確認

した。なお、ガラス板法のための依頼の場合は保健所で検査を行っている。

3) 結果

総検体数80件中、行政依頼検査は28件、一般依頼検査は52件であった。一般依頼検査のうち、緒方法のみの依頼が34件、緒方法とTPHA法との組み合わせの依頼が8件、ガラス板法と凝集法との組み合わせの依頼が3件、TPHA法と凝集法との組み合わせの依頼が1件、TPHA法のみの依頼が6件あった(表Ⅲ-10)。

各種の検査法の成績を比較すると、80件中、3種以上の検査法が陰性で一致した例は68件、陽性で一致した例は9件であり、これら一致例の占める割合は、96.3%であった。逆に、不一致例は1件(その他に緒方法で異常反応を呈したものの2件)であった(表Ⅲ-11)。その原因としては、検査法の原理の相違、生物学的偽陽性の原因ともなる他疾患や妊娠によるものと考えられる。

表Ⅲ-10 梅毒血清反応検査取扱件数

		昭和63年										平成元年				
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計		
検	体 数	4	1	4	5	14	2	3	5	15	7	7	13	80		
依	緒 方 法	4	1	4	5	12	2	3	5	8	6	7	12	69		
	ガラス板法	—	—	—	—	3	—	1	—	—	—	—	1	5		
	TPHA法	3	1	1	—	5	1	2	4	10	2	1	3	33		
頼	凝 集 法	—	—	—	—	2	—	—	—	1	—	—	1	4		
自	緒 方 法	—	—	—	—	2	—	—	—	7	1	—	1	11		
	ガラス板法	4	1	4	5	11	2	2	5	15	7	7	12	75		
	TPHA法	1	—	3	5	9	1	1	1	5	5	6	10	47		
主	F A 法	1	1	—	2	3	—	2	1	2	—	—	—	12		

表Ⅲ-11 各種検査法の成績比較

ガラス 板法	緒方法 A法	T P H A法	凝集法	F A法	年 齢 区 分						計
					19以下	20～29	30～39	40～49	50～59	60以上	
—	—	—	—		1	3	—	—	—	—	4
—	—	—		—	—	—	—	—	—	2	2
—	—	—			14	27	3	7	3	8	62
+	+	+		+	1	—	1	—	—	6	8
+	+	+			—		—	—	1	—	1
—	+	—		—	—	1	—	—	—	—	1
—	*	—		—	—	—	—	—	—	1	1
—	*	—			—	—	—	—	—	1	1

*: 異常反応

Ⅳ. 衛生動物に関する試験検査

1. 年間取扱件数

昭和63年度の衛生動物に関する試験検査の取扱件数は表Ⅳ－1のとおりである。

表Ⅳ－1 衛生動物に関する試験検査取扱件数

	総件数	昭和63年												平成元年			
		4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1月	2	3				
蚊幼虫天敵検査	50	11	3	8	9	6	6	7	—	—	—	—	—				
衛生動物鑑別検査	440	5	34	71	88	105	71	46	2	7	6	4	1				
衛生相談	34	2	3	4	4	3	4	3	6	1	2		2				
合 計	524	18	40	83	101	114	81	56	8	8	8	4	3				

2. 蚊幼虫駆除のためのタップミノーの活用

微生物検査部門

1) 目的

昭和62年度に引き続き、蚊幼虫駆除を目的としてタップミノーの飼育を行い、蚊の発生する用水路に放流して、その効果について検討すると共に、昨年放流を行った養斎下水溝での、越冬、定着状況を調査した。

2) 方法及び結果

前年度の調査で蚊幼虫の発生が認められた伏見区淀周辺の用水路において、計6000匹のタップミノーを3月下旬に放流した。それらの水域と養斎下水溝で、蚊幼虫とタップミノーの生息密度を調査した。

(1) 養斎下水溝

昭和62年度の調査で、養斎下水溝に放流したタップミノーは、秋季には下水溝の多くの区画で50匹以上/ m^2 の密度にまで繁殖していたが、本年は越冬したタップミノーを5月下旬～6月中旬に認めたものの、その密度は1匹以下/ m^2 で、遊泳状態も不活発であり、6月下旬以降は確認できなくなった。下水溝は一般的に水深や水質の変動が非常に大きく、タップミノーの定着は困難であり、本魚による蚊幼虫の駆除は期

待できないものと判断せざるをえない。

(2) 用水路

伏見区周辺の用水路では、各水域ともタップミノーの生息密度は昨年と比べて増大した。特に消防署横水路と競馬場西側水路では、5～6月に既に10匹以上/ m^2 の密度レベルが確保され、その後も高密度の生息状況が維持された。しかし、競馬場南側水路では8月以降生息密度が低下し、また淀水路中流では、生息密度が一定しない傾向があった。

淀水路一帯は水域面積が広いため継続した放流が望まれる。

また、昨年の秋季に放流した伏見区の因幡沼では、7月初旬の観察ではタップミノーを確認出来なかった。一方、山科区の六兵エ池では昨年までと同様に、高密度のタップミノーの生息が認められた。

なお今年度は各水域とも蚊幼虫の発生を認めなかった。これはタップミノーの密度増大による効果に加えて、ライトトラップによる蚊成虫の消長調査結果からみても、蚊の発生自体が低調であったためと考えられる。

3. 衛生動物検査及び衛生相談

微生物検査部門

1) 目的

住宅、公共施設、寝具などに発生する各種昆虫類、ダニ類や食品中の異物、寄生虫などについて、保健所、市民、業者などからの依頼にもとづき検査を行っている。また、これらの衛生動物の生態、駆除方法に関する相談に応じている。月別取扱件数は表Ⅳ-2のとおりである。

2) 結果

そ族・節足動物の検査は、近年不快昆虫に関するものが多いが、昭和63年度も室内に出現するアリ、トビムシ、ハエ、ガ幼虫など多種多様な検査依頼があった。特に羽アリの発生が各地で著しかったと思われ、トビイロケアリに関する検査依頼が多かった。

刺咬被害の訴えによるものとしては、オオハ

リアリ、ネコノミ、トリサンダニなどの例があり、また、市営の集合住宅で大規模に発生したツメダニに関する検査依頼があった。

食品に発生する昆虫類としては、メイガ類、コクゾウムシ、タバコシバンムシなど、また寄生虫としてはアニサキスを同定した例があった。

本年度は、ライトトラップ及び粘着シートを用いて、衛生研究所構内及び西京区の住宅で昆虫類を採集し、標本資料の整備に努めた。

衛生相談では、押し入れ内のチャタテムシ、カボチャを食害するミバエの生態、ゴミ集積場のカラス対策など、多方面に及んだが、特に不快なダニ類として近年訴えの多い、タカラダニに関する相談が多かった。

表Ⅳ-2 衛生動物検査及び衛生相談件数

	昭和63年									平成元年				計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
そ族・節足動物試験	3	32	61	56	65	52	45	1	7	5	4	1	332	
寄 生 虫 試 験	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1	
異 物 試 験	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	
原 虫 試 験	1	2	1	—	—	2	1	1	—	—	—	—	8	
野 外 蚊 同 定 試 験	—	—	9	32	40	17	—	—	—	—	—	—	98	
衛 生 相 談	2	3	4	4	3	4	3	6	1	2	—	2	34	

V. 母子・成人・老人保健等に関する試験検査

1. 年間取扱件数

昭和63年度の母子・成人・老人保健等に関する試験検査の取扱件数及び検査項目数は、表 V

表 V-1 母子・成人・老人保健等に関する試験検査取扱件数

	総 数		昭和63年										平成元年			
	件 数	項目数	4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1月	2	3		
先天性代謝異常	16,854	101,124	1,357	1,507	1,393	1,413	1,532	1,491	1,485	1,446	1,187	1,411	1,223	1,409		
神 経 芽 細 胞 腫	13,365	26,730	1,054	1,016	1,144	1,117	1,145	1,034	1,059	1,036	1,100	1,206	1,088	1,366		
血 液 検 査	3,961	46,872	351	462	371	335	343	462	356	306	186	86	309	394		
ク ー ム ス 試 験	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—		
母乳中PCB・農薬	22	220	—	—	—	—	22	—	—	—	—	—	—	—		
計	34,204	174,948	2,762	2,985	2,908	2,865	3,042	2,987	2,900	2,788	2,475	2,703	2,620	3,169		

2. 先天性代謝異常症等検査

臨床検査部門

1) 目的

先天性代謝異常症については300種以上知られているが、厚生省はこれらの疾患のうち、早期発見で治療可能なフェニルケトン尿症、ヒスチジン血症、メープルシロップ尿症、ホモシスチン尿症、ガラクトース血症及びクレチン症の計6疾患についてマス・スクリーニング対象疾患と指定している。

本市においても母子保健対策の一環として心身障害発生予防のために、新生児について上記6疾患についてマス・スクリーニングを行い早期発見に努めている。

2) 方法

京都市内の医療機関から郵送された血液ろ紙（生後5～7日の新生児の足の裏から採血し、ろ紙にしみこませた後、乾燥したもの）を用いて検査を行った。

検査項目のうちフェニルケトン尿症、ホモシスチン尿症、メープルシロップ尿症及びヒスチジン血症については、血中アミノ酸濃度を枯草

菌と阻害剤との組合わせによって寒天プレート上で半定量的に測定した（ガスリー法）。

ガラクトース血症については、ボイトラー法とペイゲン—吉田法を用いて行った。

クレチン症については、血中の甲状腺刺激ホルモン（TSH）濃度を酵素免疫法（EIA，試験管競合法）で測定した。

3) 結果

(1) 初検の検体受付総数は16,854であり、前年度にくらべてほぼ同数であった。初検において疑陽性又は検査不能検体として再採血を依頼した件数は127件で、このうち117件を再検検体として受け付けた。なお、初検の段階で6件（クレチン症）を高値のため陽性と判定したが、この6名については再採血を待たず直ちに関係医療機関に精密検査を要請した（表V-2）。

(2) 再採血を依頼した疑陽性74件のなかで、算も多かった疾患はクレチン症24件（32.4％）で、ついでガラクトース血症22件（29.7％）であった。また、精密検査を必要とする陽性者7

名の疾患別内訳はガラクトース血症3名、ホモシスチン尿症1名、クレチン症2名であった(表Ⅴ-3)。陽性者については、医療機関に連絡の上、精密検査さらには治療などの処置がとられている。

(3) 検査不能のために再採血を依頼した53件のうち最も多い理由としては、阻害作用のために判定不能が23件で全体の43.4%を占めていた(表Ⅴ-4)。

表Ⅴ-2 先天代謝異常検査成績

	検受総 体付数	検査 総数			再採血要請	
			正 常	陽 性	疑 陽 性	検査不能
初 検	16,737	17,145	17,012	6	74	53
再 検	117	118	111	7	—	—
計	16,854	17,263	17,123	13	74	53

表Ⅴ-3 疑陽性、陽性疾病別内訳

疾 病 名	疑陽性	陽 性
フェニルケトン尿症	2	0
メープルシロップ尿症	0	0
ヒスチジン血症	10	1
ホモシスチン尿症	13	1
ガラクトース血症	22	3
(ボイトラー法)	3	0
クレチン症	24	8
計	74	13

表Ⅴ-4 検査不能検体内訳

理 由	件 数
血液量不足	14
採血後10日以上経過	6
血液ろ紙汚染	0
哺乳不良	0
出生後4日以内に採血	8
阻害作用のため判定不能	23
重ねづけのため判定不能	2
計	53

3. 神経芽細胞腫検査

臨床検査部門

1) 目的

神経芽細胞腫は極めて予後の悪い小児がんの一種であるが、生後一年以内に発見し、早期に治療すると大部分が治癒する疾患である。

本市では、全国に先駆けて昭和47年からこの神経芽細胞腫のマス・スクリーニングを行っている。当初、スクリーニングはスポット法を用いて行われていたが、昭和60年11月からは本市独自で開発した高速液体クロマトグラフィ(HPLC)による検査法を用いたスクリーニングを実施し

している。

2) 方法

各家庭から郵送された6ヶ月児の尿(尿道口に於てた脱脂綿より容量2.5mlの魚型醤油用小型ポリエチレン製採尿器に吸い取ったもの)を用いて検査を行った。採尿容器から3滴(約0.14ml)を0.1Mリン酸1.4mlで希釈後、うち1mlをHPLC用オートサンプラー容器に移し、3000rpm、10分間遠沈しHPLC用試験溶液とした。残液はFolin-Wu法でクレアチニン濃度を測定した。HPLC

によるVMA, HVAの測定はカラム切り替え法によって行った。すなわち、注入した試料はプレカラム (Cosmosil 5C, 4.6 mm×5 cm) を通して溶離液A (0.02Mリン酸, pH 3.2, 0.5% アセトニトリル) によりカラムA (Shimpac-CLC-ODS, 6.0 mm×15 cm) に送り, 3.8分後にバルブを切り替え, 以後の低極性成分を溶離液B (0.02Mリン酸, pH 3.2, 12.5%アセトニトリル) でカラムB (YMC-AM-302-ODS, 4.6 mm×15 cm) に送り, それぞれ分離溶出させた。検出器には電気検出器を用いた。HPLCによる測定後, 対クレアチニン比を計算し, カットオフ値 (VMA 25, HVA 35 $\mu\text{g}/\text{mg}$ クレアチニン)

以上については再採尿を依頼し, 再測定で再びカットオフ値を越えた場合はスクリーニング陽性とした。

3) 結果

初検及び再検の検体受付総数, 並びに疑陽性及び検査不能による再採尿要請の検体数はともに前年度とほぼ同数であった。再採尿を要請した疑陽性者数は139名で, 再検査の結果, スクリーニング陽性者は4名であった。陽性者については, 保護者に連絡の上, 精密検診さらには治療などの処置がとられている。また, 尿不足など検査不能のため再採尿を要請した検体は427件であった (表V-5)。

表V-5 神経芽細胞腫検査成績

	検体 受付 総数	検査 総数	正 常 陽 性		再 採 尿 要 請	
					疑陽性	検査不能
初 検	12,671	12,518	11,952	0	139	427
再 検	694	661	650	11	—	—
計	13,365	13,179	12,602	11	139	427

4. 血液の一般並びに生化学的検査

臨床検査部門

1) 目的

高齢人口が増加しつつある社会状況の中で, 成人病の早期発見と保健指導の徹底をはかり市民の健康を守ることは, 衛生行政を推進していく上で重要な施策の一つである。

このような観点から, 保健予防課では保健所・支所における基本健康診査 (基本健診) 及び同和地区成人病健診に係る循環器疾患健康診断 (循環器健診) 事業に取り組んでいるが, これらの事業のうち血液検査については当部門が昭和62年9月から担当している。

また, 本市職員の健康診断 (職員健診) のうち血液検査も当部門で行っている。

2) 方法

(1) 受診対象者

基本健診は40歳以上, 循環器検診は35歳以上, 職員健診は40, 45, 55歳以上の成人男女を対象にそれぞれ該当保健所において採血を行った。

(2) 検査方法及び検査項目

生化学検査には自動分析装置 (日立製作所, 7050型) を, 血球検査には自動血球計数装置 (東亜医用電子株式会社, SysmexCC-780) を用いた。

表V-6に各健診の検査項目を掲げる。基本健診及び循環器健診は, 生化学検査として総コレステロール (CHO), 総蛋白 (TP), グルタミン酸オキザロ酢酸アミノ基転移酵素 (GOT), グルタミン酸ピルビン酸アミノ基転移酵素 (GPT),

アルカリフォスファターゼ (ALP), 硫酸亜鉛混濁度 (ZTT), グルコース (Glu) の7項目と、血球検査として赤血球数 (RBC), 血色素量 (Hgb), ヘマトクリット値 (Ht) の測定を行った。また、同時に自主的な検査として尿素窒素 (UN), 尿酸 (UA) も併せて行った。職員健診は、生化学検査のうち尿酸のかわりに γ -グルタミルペプチド転移酵素 (γ -GTP) を含む8項目と、白血

球数 (WBC) を加えた4項目の血球検査を実施した。

3) 結果

表Ⅴ-7に、今年度行った検査件数を示す。基本健診1,463件、循環器健診2,287件、職員健診170件であった。現在、検査結果を解析中である。

表Ⅴ-6 各健診の検査項目

健 診 名		検 査 項 目
基本健診及び 循環器健診	生化学	CHO, TP, UN, UA, GOT GPT, ALP, ZTT, Glu
	血 球	RBC, Hgb, Ht
職 員 健 診	生化学	CHO, TP, UN, γ -GTP, GOT GPT, ALP, ZTT, Glu
	血 球	RBC, Hgb, Ht, WBC
婦 人 健 診	生化学	SI

表Ⅴ-7 健診別検査件数

健 診 名	昭和63年				平成元年								総 数
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
基本健診	164	101	150	129	131	127	106	147	49	38	161	160	1,463
循環器健診	187	361	218	179	65	327	249	159	137	37	136	232	2,287
職員健診	—	—	—	24	146	—	—	—	—	—	—	—	170
婦人健診	—	—	3	3	1	8	1	—	—	11	12	2	41
計	351	462	371	335	343	462	356	306	186	86	309	394	3,961

5. 血清鉄検査

臨床検査部門

1) 目的

現在、保健所で実施している婦人健康診査事業において、貧血検査としては赤血球数、血色素量等の測定を行っている。しかし、更に貧血検査の内容を充実させ、よりの確な貧血予防のための指導ができるように、今年度は試行的に血清鉄の検査を実施した。

2) 方法

血清鉄の測定は自動分析装置 (日立製作所, 7050型) を用い、フェロジンによる発色法によって行った。

3) 結果

今年度は保健所で貧血症状が認められた41件について血清鉄検査を行った (表Ⅴ-7)。その結果、26件 (63.4%) が正常値 ($70 \sim 180 \mu\text{g}/\text{dl}$) 以下の値を示した。

6. クームス試験

臨床検査部門

1) 目的

日本人にはRh式血液陰性の人の割合が非常に少なく、流・死産を繰り返す妊婦では、予めRh式血液型を判定しておいて出産時に備える必要がある。保健所では妊産婦のRh式血液型判定を行っているが、判定の紛らわしいもの及び陰性

と判定されたものについて、クームス試験による確認を行っている（表Ⅴ-1）。

2) 結果

昭和63年度は、Rh式血液型判定を行ったが、そのうち1名が陰性者であった。

7. 母乳中のPCB及び有機塩素系農薬の検査

理化学検査部門

1) 目的

母子衛生に役立てるために、また、環境汚染の一つの指標として、衛生局保健予防課の依頼により、母乳中のPCB及び有機塩素系農薬の分析を行っている。

2) 方法

厚生省「母乳中の残留有機塩素剤の検査法」に準じて行った。

3) 結果

母乳（22件）中PCBなどの濃度の平均値と範囲は表Ⅴ-8に示すとおりである。どの測定項目も、過去5年間の平均より減少している。ただし、 β -BHCとp,p'-DDEの項目でそれぞれ1名づつやや高い値を示すものがあったが、今のところ原因は不明である。

現在では、我が国で使用されていない農薬も輸入食品等から摂取することも考えられるので、今後も監視していく必要があると思われる。

表Ⅴ-8 昭和63年度母乳中のPCB及び有機塩素系農薬の平均値と範囲（全乳あたり）

測定物質名等	（単位）	平均値	最高値	最低値	平均値（昭和58～62）
PCB	（ppm）	0.0117	0.022	0.003	0.019
β -BHC	（ppm）	0.0219	0.090	0.002	0.037
p,p'-DDT	（ppm）	0.0013	0.005	ND	0.003
p,p'-DDE	（ppm）	0.0240	0.110	0.003	0.030
総DDT	（ppm）	0.0253	0.115	0.003	0.033
ディルドリン	（ppm）	N.D.	N.D.	N.D.	0.0006
脂 肪	（％）	4.69	8.0	1.4	3.50

1. PCBの標準にはカネクロール500（KC-500）を用いた。
2. 総DDTは、p,p'-DDT及びp,p'-DDEを合計したものである。
3. NDは検出限界以下であることを示す（p,p'-DDT：0.001 ppm）。
4. α -, γ -, δ -BHC, p,p'-DDD, o,p'-DDTは全検体検出限界以下であった（0.001 ppm以下）。
5. ディルドリンの検出限界：0.0005 ppm。

第 3 部 公衆衛生情報

目 次

- | | |
|--------------------------|----|
| 1. 公衆衛生情報の解析提供 | 67 |
| 2. その他の公衆衛生情報の収集提供 | 67 |

1. 公衆衛生情報の解析提供

疫学情報部門

昭和59年9月、当所における公衆衛生情報の解析提供システムのあり方について、検討委員会を設けて検討を行い報告書に取りまとめている。

その中で、公衆衛生情報の解析提供の中心課題となる情報として指摘された「試験検査及び調査研究のうちサーベイランス的情報」の一つとして、従来から進めている京都市保健需要度の時系列的測定に必要な資料の収集について検討を行った。

その結果、京都市各保健所に保管されている人口動態調査票（出生・死亡・死産）の目的外使用の申請を総務庁に行い、61年度にその許可が得られたことから、62年度に51～55年度分のデータをコンピューターに入力した。

63年度は、これらのデータを活用し、死因別、地域別に人口動態解析を行い、地域医療計画並びに健康づくり政策の策定に資する基礎的な統計情報としてとりまとめた。

2. その他の公衆衛生情報の収集提供

疫学情報部門

単行本、逐次刊行物（学術雑誌を含む）、各種報告書等を収集・收受し、分類整理して図書室に配架・保管している。

また、図書室の管理運営業務として、各種刊行物の分類整理、蔵書目録の作成、蔵書点検、製本及び補修等を行った。

昭和63年度購入雑誌並びに所蔵邦文逐次刊行物目録・地研年報類編を次に示す。

1) 63年度購入雑誌

(1) 欧文雑誌

Abstracts on Hygiene and Communicable Diseases.

The American Journal of Epidemiology.

The American Journal of Tropical Medicine and Hygiene.

Archives of Environmental Health.

Association of Official Analytical Chemists Journal.

Bulletin of Environmental Contamination and Toxicology.

Excerpta Medica. Virology Section 47

Journal of Chromatographic Science.

Journal of Medical Entomology.

Proceedings of the Society for Experimental Biology and Medicine.

(2) 邦文雑誌

アイソトープニュース

医学のあゆみ

ジャパンフードサイエンス

科学技術文献速報 化学・化学工業編（外国編）
環境公害編

国会雑誌記事索引 科学技術編

厚生指標

日本医事新報

日本公衆衛生雑誌

水道協会雑誌

食品衛生研究

蛋白質・核酸・酵素

臨床検査

用水と廃水

2) 所蔵邦文逐次刊行物目録・地研年報類編

単行本の蔵書目録は、既に作成されている（作成後10数年経過し、現在ではその新版の発行が望まれている）が、逐次刊行物目録は存在していなかった。そこで、61年度より逐次刊行物目録の作成を手がけ、年報53号に所蔵欧文雑誌目録を、54号に所蔵邦文逐次刊行物目録を掲載した。本55号には、前号からの続きとして、地方衛生研究所等が発行する年報、所報、研究報告等を収録することとした。また、その補遺として、地研等の発行する記念誌、業績目録集等も収録した。

所蔵邦文逐次刊行物目録・地研年報類編(地域順)

1989年3月末現在

凡例 刊行物名 (発行地名)
 巻数(号)(西暦年号)-〔欠号〕-巻数(号)(西暦年号)
 巻表示のない刊行物については、号数を普通書体で表示
 末尾の+印は、継続受入を、——は、前誌名を表示

北海道公害防止研究所報 (札幌)
 3(1976)-10(1983)

北海道立衛生研究所報 (札幌)
 1(1951)-〔11〕-38(1988)+

札幌市公衆衛生研究業績集 衛生試験所編
 (札幌)
 1963年度-1973年度

札幌市衛生研究年報 (札幌)
 1(1973)-14(1986)+
 ——札幌市公衆衛生研究業績集 衛生試験所編

青森県衛生研究所所報 (青森)
 1(1960)-25(1988)+

青森県公害センター業務年報 (八戸)
 1976年度-1985年度

青森県公害センター所報 (八戸)
 3(1977)-7(1985)

青森県公害調査事務所報 (青森)
 1(1976)-〔4〕-8(1986)

岩手県衛生研究所年報 (盛岡)
 1(1956)-〔10〕-30(1987)+

秋田県衛生研究所報 (秋田)
 1(1954)-〔2〕-7(1962)

秋田県衛生科学研究所報 (秋田)
 8(1963)-32(1987)+
 ——秋田県衛生研究所報

秋田県公害技術センター年報 (秋田)
 5(1977)-7(1979)

秋田県環境技術センター年報 (秋田)
 8(1980)-〔12〕-14(1986)+
 ——秋田県公害技術センター年報

宮城県衛生研究所報告 (仙台)
 20(1953)-〔21-36, 46〕-49(1974)

宮城県衛生研究所年報 (仙台)
 50(1974)-57(1981)
 ——宮城県衛生研究所報告

宮城県衛生研究所事業報告 (仙台)
 1965年度-〔1968〕-1973年度

宮城県保健環境センター年報 (仙台)
 1(1982)-6(1987)+
 ——宮城県衛生研究所年報

宮城県公害技術センター報告 (仙台)
 1(1972)-〔2, 3〕-7(1978)

仙台市衛生試験所報 (仙台)
 1(1967)-17(1987)+

山形県衛生研究所報 (山形)
 1(1956)-〔2〕-21(1988)+

山形県衛生研究所研究報告 (山形)

1 (1962), 2 (1965)

福島県衛生研究所研究報告 (1) (福島)

1 (1953) - [6, 8-20, 47, 49-54,
62] - 63 (1964)

福島県衛生研究所研究報告 (2) (福島)

16 (2) (1968) - 22 (4) (1975)

—— 福島県衛生研究所研究報告 (1)

福島県衛生公害研究所研究報告 (福島)

23 (1975) - [26 (1) - 28 (1)]

- 30 (1982)

—— 福島県衛生研究所研究報告 (2)

福島県衛生公害研究所年報 (福島)

1 (1983) - 5 (1987) +

—— 福島県衛生公害研究所研究報告

福島県いわき市公害対策センター業務年報

(いわき市)

1975年度, 1976年度

茨城衛生研究報告 (水戸)

2 (1) (1959), 3 (1) (1960)

茨城県衛生研究所年報 (水戸)

1 (1964) - 26 (1988) +

茨城県衛生研究所業績集 (水戸)

1955-1975, 1975-1985

茨城県公害技術センター年報 (水戸)

6 (1973) - 12 (1979)

茨城県公害技術センター研究報告 (水戸)

1973年

栃木県衛生研究所所報 (宇都宮)

1 (1964) - [2-9] - 18 (1988) +

栃木県衛生研究所業績報告 (宇都宮)

1 (1961) - [2, 3, 5, 8] - 9 (1973)

栃木県公害研究所年報 (宇都宮)

1 (1975) - 7 (1983)

栃木県公害研究所試験研究報告 (宇都宮)

1 (1977)

群馬県衛生研究所年報 (前橋)

1 (1960) - [3] - 9 (1977)

群馬県公害研究センター年報 (前橋)

4 (1972) - 9 (1977)

群馬県衛生公害研究所年報 (前橋)

10 (1978) - 20 (1988) +

—— 群馬県衛生研究所年報

千葉県衛生研究所年報 (千葉)

1 (1953) - 36 (1987) +

千葉県衛生研究所研究報告 (千葉)

1 (1978) - 11 (1987) +

千葉県公害研究所年報 (市原)

2 (1970) - [7, 11] - 15 (1983)

千葉県公害研究所研究報告 (市原)

2 (1974) - [4] - 16 (1984)

千葉県水質保全研究所業務年報 (千葉)

1975年度-1978年度

千葉県水質保全研究所研究報告 (千葉)

4 (1976) - 5 (1978)

埼玉県衛生研究所報 (浦和)

- 1 (1957) - 21 (1987) +
- 埼玉県公害センター年報 (浦和)
1 (1974) - 5 (1978)
- 東京都立衛生研究所年報 (東京)
2 (1950) - [4] - 20 (1968)
- 東京都立衛生研究所研究年報 (東京)
21 (1969) - 39 (1988) +
—— 東京都立衛生研究所年報
- 東京都立衛生研究所研究報告 (東京)
1 (1951) - [3, 8, 13, 19, 28] - 36 (1986) +
- 東京都立衛生研究所事業概要 (東京)
1970年 - 1988年 +
- 東京都公害研究所年報 (東京)
2 (1971) - 6 (1975)
- 東京都清掃研究所研究報告 (東京)
1979年度 - 1987年度 +
- 東京都杉並区衛生試験所年報 (東京)
1 (1982) - 6 (1987) +
- 神奈川県衛生研究所年報 (横浜)
1 (1951) - [5, 6, 12] - 37 (1987) +
- 神奈川県衛生研究所研究報告 (横浜)
1 (1971) - 18 (1988) +
- 神奈川県公害センター年報 (横浜)
5 (1972) - 14 (1982)
- 神奈川県公害センター研究報告 (横浜)
1 (1979) - 5 (1983)
- 横浜市衛生研究所年報 (横浜)
- 1 (1959) - [3] - 27 (1987) +
- 横浜市公害研究所報 (横浜)
1 (1977), 2 (1978)
- 神奈川県温泉研究所報告 (小田原)
1 (1963) - 3 (1966)
- 川崎市衛生研究所年報 (川崎)
1 (1963) - 22 (1986) +
- 川崎市公害研究所年報 (川崎)
7 (1979) - [8 - 11] - 14 (1987) +
- 新潟県衛生研究所年報 (新潟)
1 (1966) - 19 (1984)
- 新潟県衛生研究所集談会抄録 (新潟)
1950年度 - [1951下, 1952上, 1954下, 1957, 1961, 1964, 1965] - 1977年度
- 新潟県公害研究所年報 (新潟)
6 (1971) - 9 (1974)
- 新潟県公害研究所集談会抄録 (新潟)
1971年度 - 1974年度
- 新潟県公害研究所研究報告 (新潟)
1 (1975) - 10 (1984)
—— 新潟県公害研究所年報
- 新潟県公害研究所業務年報 (新潟)
5 (1975) - 14 (1984)
—— 新潟県公害研究所年報
- 新潟県衛生公害研究所年報 (新潟)
1 (1985) - 3 (1987) +
—— 新潟県衛生研究所年報, 公害研究所研究報告; 業務年報

新潟市衛生試験所年報 (新潟)

1 (1976) - 12 (1987) +

富山県衛生研究所年報 (1) (富山)

1974年度 - 1976年度

富山県衛生研究所年報 (2) (富山)

1 (1977) - 11 (1987) +

—— 富山県衛生研究所年報 (1)

富山県公害センター業務年報 (富山)

3 (1974), 4 (1975)

富山県公害センター年報 (富山)

5 (1976) - [8, 9, 11 - 14] - 15 (1987) +

石川県衛生研究所調査研究報告 (金沢)

4 (1952) - [6 - 8, 14] - 22 (1956)

石川県衛生研究所年報 (金沢)

1 (1964) - 8 (1971)

石川県衛生公害研究所年報 (金沢)

9 (1972) - 24 (1987) +

—— 石川県衛生研究所年報

福井県衛生研究所報 (福井)

1 (1956)

福井県衛生研究所業務年報 (福井)

1959年度

—— 福井県衛生研究所報

福井県衛生研究所所報 (福井)

1960年度 - [1962 - 1970] - 1984年度

—— 福井県衛生研究所業務年報

福井県衛生研究所研究報告 (福井)

1 (1968) - [2, 3] - 6 (1972)

福井県衛生研究所調査研究報告 (福井)

7 (1973) - [12] - 23 (1985)

—— 福井県衛生研究所研究報告

福井県衛生研究所年報 (福井)

24 (1985) - 25 (1986) +

—— 福井県衛生研究所調査研究報告

福井県公害センター年報 (福井)

7 (1977)

山梨医学研究所報 (甲府)

1 (1951)

山梨県立医学研究所報 (甲府)

1 (1957), 2 (1958)

—— 山梨医学研究所報

山梨県立衛生研究所報 (甲府)

3 (1959) - 9 (1965)

—— 山梨県立医学研究所報

山梨県立衛生研究所年報 (甲府)

10 (1966) - [15] - 18 (1974)

—— 山梨県立衛生研究所報

山梨県衛生公害研究所年報 (甲府)

19 (1975) - 31 (1987) +

—— 山梨県立衛生研究所年報

長野県公衆衛生研究記録 (長野)

1 (1950) - 4 (1953)

長野県衛生研究所研究報告 (長野)

1 (1953) - 4 (1953)

長野県衛生研究所調査研究報告 (長野)

1 (1956) - [3 - 5, 18, 20, 38, 44, 46, 52, 73, 74] - 92 (1970)

—— 長野県衛生研究所研究報告

長野県公害センター調査研究報告 (長野)
1 (1970)

長野県衛生公害研究所調査研究報告 (長野)
93 (1971) - [113, 114, 130, 131]
- 152 (1978)
—— 長野県衛生研究所調査研究報告

長野県衛生公害研究所研究報告 (長野)
1 (1979) - 11 (1988) +
—— 長野県衛生公害研究所調査研究報告

長野県衛生公害研究所業務年報 (長野)
1 (1985) - 3 (1987) +

岐阜県衛生研究所業報 (岐阜)
6 (1953) - [8, 9, 11] - 14 (1961)

岐阜県衛生研究所年報 (岐阜)
1 (1955) - [5] - 15 (1969)

岐阜県衛生研究所報 (岐阜)
17 (1972) - 33 (1988) +
—— 岐阜県衛生研究所年報

岐阜県衛生研究所業務概要 (岐阜)
1985年度 - 1987年度 +

岐阜県公害研究所報 (岐阜)
2 (1972), 3 (1973)

岐阜県公害研究所年報 (岐阜)
1 (1969) - [2] - 16 (1988) +
—— 岐阜県公害研究所報

岐阜市衛生試験所報 (岐阜)
1 (1976) - [2] - 7 (1988) +

静岡県衛生研究所年報 (静岡)
2 (1952) - [3, 5-7, 11-13] - 17 (1974)

静岡県衛生研究所報告 (静岡)
18 (1975) - 24 (1981)
—— 静岡県衛生研究所年報

静岡県衛生環境センター報告 (静岡)
25 (1982) - 30 (1987) +
—— 静岡県衛生研究所報告

静岡県公害防止センター年報 (静岡)
4 (1975) - 6 (1981)

静岡市衛生試験所年報 (静岡)
2 (1986) - 3 (1987) +
—— 静岡市衛生試験所ハンドブック概要
編

愛知県衛生研究所報 (名古屋)
2 (1950) - [14] - 38 (1988) +

愛知県衛生研究所年報 (名古屋)
1 (1973) - 16 (1987) +

愛知県公害調査センター所報 (名古屋)
1 (1973) - 6 (1978)

名古屋市衛生研究所所報 (名古屋)
1 (1951) - 34 (1988) +

名古屋市衛生研究所事業概要 (名古屋)
1960年, 1962年

名古屋市公害研究所報 (名古屋)
1 (1972) - 8 (1978)

三重県衛生研究所報 (津)
2 (1950)

三重県衛生研究所年報 (津)
5 (1958) - [9, 10, 20] - 32 (1986) +
—— 三重県衛生研究所報

三重県公害センター年報 (四日市)

1 (1973) - 4 (1976)

三重県環境科学センター研究報告 (四日市)

1 (1977) - [4] - 8 (1988) +

滋賀県立衛生研究所報 (大津)

1 (1954) - [2] - 12 (1976) ただし
9 (1973), 10 (1974) の誌名は滋賀県立
衛生公害研究所報

滋賀県立衛生環境センター所報 (大津)

13 (1977) - 22 (1987) +
—— 滋賀県立衛生研究所報

滋賀県立環境センター所報 (大津)

1 (1975), 2 (1976)

大津市公害研究室報 (大津)

2 (1981), 3 (1984)

京都府衛生研究所所報 (京都)

2 (1950) - [5] - 9 (1957)

京都府衛生研究所年報 (京都)

10 (1959) - 21 (1977)
—— 京都府衛生研究所所報

京都府衛生公害研究所年報 (京都)

22 (1977) - 33 (1988) +
—— 京都府衛生研究所年報

京都府公害研究所年報 (京都)

1 (1972) - 5 (1977)

京都府衛生公害研究所概要 (京都)

1982年度

京都市衛生試験所報告 (京都)

1 (1919) - [2, 3, 5] - 21 (1941)

京都市衛生研究所年報 (京都)

22 (1950) - 54 (1987) +
—— 京都市衛生試験所報告

京都市公害センター年報 (京都)

1 (1980) - 7 (1986) +

奈良県衛生研究所年報 (奈良)

1 (1965) - 22 (1987) +

奈良県薬事指導所報告 (奈良)

4 (1969) - [6, 7] - 9 (1987) +

和歌山県衛生研究所年報 (1) (和歌山)

1 (1952), 2 (1953)

和歌山県衛生研究所年報 (2) (和歌山)

1 (1955) - [8, 12] - 28 (1982)
—— 和歌山県衛生研究所年報 (1)

和歌山県衛生公害研究センター年報 (和歌山)

29 (1983) - 34 (1988) +
—— 和歌山県衛生研究所年報 (2)

和歌山市衛生研究所報 (和歌山)

1 (1979) - 5 (1986) +

大阪府立衛生研究所報 (大阪)

1953年 - 1955年

大阪府立公衆衛生研究所年報 (大阪)

1962年 - 1987年度 +
—— 大阪府立衛生研究所報

大阪府立衛生研究所報告 (大阪)

1 (1953) - [4] - 5 (1959)

大阪府立公衆衛生研究所公衆衛生部報告 (大阪)

6 (1960) - 8 (1963)
—— 大阪府立衛生研究所報告

大阪府立公衆衛生研究所研究報告：

公衆衛生編 (大阪)

2 (1965) - [4, 9 - 12] - 26 (1988) +
——大阪府立公衆衛生研究所公衆衛生部
報告

大阪府立公衆衛生研究所研究報告：

精神衛生編 (大阪)

1 (1964) - [3, 4, 9 - 12] - 26 (1988) +
——大阪府立公衆衛生研究所公衆衛生部
報告

大阪府立公衆衛生研究所研究報告：

労働衛生編 (大阪)

1 (1964) - [9 - 12] - 26 (1988) +
——大阪府立公衆衛生研究所公衆衛生部
報告

大阪府立公衆衛生研究所研究報告：

薬事指導編 (大阪)

1 (1967) - [4 - 8] - 22 (1988) +
——大阪府立公衆衛生研究所公衆衛生部
報告

大阪府立公衆衛生研究所研究報告：

食品衛生編 (大阪)

1 (1970) - [2 - 5] - 19 (1988) +
——大阪府立公衆衛生研究所公衆衛生部
報告

大阪府立公衆衛生研究所研究報告：

公害編 (大阪)

1 (1964) - 6 (1968)
——大阪府立公衆衛生研究所公衆衛生部
報告

大阪府立公衆衛生研究所研究報告：

公害衛生編 (大阪)

1 (1980) - 9 (1988) +
——大阪府立公衆衛生研究所公衆衛生部

報告

大阪府立公衆衛生研究所研究報告：

環境衛生編 (大阪)

1 (1969)
——大阪府立公衆衛生研究所公衆衛生部
報告

大阪府立公害監視センター調査室研究報告

(大阪)

1 (1970) - 3 (1972)

大阪市立衛生研究所研究所報告 (大阪)

27 (1965) - 36 (1973)

——大阪市立衛生研究所研究報告

大阪市立衛生研究所研究報告 (大阪)

19 (1957) - [24, 25] - 26 (1964)

——大阪市立生活科学研究所報告

大阪市立衛生研究所事業成績概要 (大阪)

1950年度 - [1959 - 1961] - 1963年度

——大阪市立生活科学研究所事業成績概
要

大阪市立衛生試験所報告 (大阪)

13 (1) (1940)

大阪市立環境科学研究所研究所報告 (大阪)

37 (1974) - 41 (1978)

——大阪市立衛生研究所研究所報告

大阪市立環境科学研究所報告：

事業年報 (大阪)

1979年度 - 1987年度 +

——大阪市立衛生研究所事業成績概要

大阪市立環境科学研究所報告：

調査研究年報 (大阪)

42 (1979) - 50 (1987) +

- 大阪市立環境科学研究所研究所報告
- 大阪市立生活科学研究所事業成績概要(大阪)
1945年
- 大阪市立生活科学研究所報告 (大阪)
17(1946), 18(1950)
—— 大阪市立衛生試験所報告
- 堺市衛生研究所年報 (堺)
1(1983) - 5(1987) +
- 兵庫県衛生研究所調査研究紀要 (神戸)
1(1963)
- 兵庫県衛生研究所主要研究調査研究報告
(神戸)
1966年
—— 兵庫県衛生研究所調査研究紀要
- 兵庫県衛生研究所研究報告 (神戸)
2(1967) - 22(1987) +
—— 兵庫県衛生研究所主要研究調査研究報告
- 兵庫県衛生研究所年報 (神戸)
1(1967) - 3(1969)
- 兵庫県公害研究所研究報告 (神戸)
1(1970) - 19(1987) +
- 兵庫県公害研究所年報 (神戸)
1(1969)
- 神戸市立衛生研究所報研究報告 (神戸)
10(1952) - [14-16] - 17(1956)
- 神戸市衛生研究所年報 (神戸)
1(1956) - 4(1964)
—— 神戸市立衛生研究所報研究報告
- 神戸市衛生研究所研究報告 (神戸)
5(1965) - 9(1971)
—— 神戸市衛生研究所年報
- 神戸市環境保健研究所研究報告 (神戸)
10(1972) - 14(1981)
—— 神戸市衛生研究所研究報告
- 神戸市環境保健研究所報 (神戸)
15(1985) - 17(1987) +
- 神戸市衛生研究所業務報告 (神戸)
5(1963) - 6(1968)
- 神戸市環境保健研究所業務報告 (神戸)
8(1971) - 11(1978)
—— 神戸市衛生研究所業務報告
- 尼崎市立衛生研究所報 (尼崎)
1(1971) - 13(1988) +
- 姫路市環境衛生研究所報 (姫路)
1(1976), 2(1978)
- 岡山県衛生研究所年報 (岡山)
2(1951) - [5] - 23(1976)
- 岡山県環境保健センター年報 (岡山)
1(1977) - 12(1988) +
—— 岡山県衛生研究所年報
- 広島県衛生研究所報 (広島)
6(1956) - 19(1969)
- 広島県衛生研究所研究報告 (広島)
20(1973) - 34(1987) +
—— 広島県衛生研究所報
- 広島県衛生研究所業務年報 (広島)
1966年度 - 22(1987) +

広島市衛生研究所年報 (広島)

1 (1981) - 6 (1986) +

鳥取県衛生研究所報 (鳥取)

1 (1962) - [6, 9, 12] - 28 (1987) +

鳥取県衛生研究所調査研究報告 (鳥取)

1 (1965) - [3 - 28] - 31 (1977)

島根県衛生研究所報 (松江)

1 (1958)

島根県衛生研究所年報 (松江)

2 (1959) - 13 (1971)

—— 島根県衛生研究所報

島根県衛生公害研究所年報 (松江)

14 (1972) - 17 (1975)

—— 島根県衛生研究所年報

島根県衛生公害研究所報 (松江)

18 (1976) - 28 (1986) +

—— 島根県衛生公害研究所年報

島根県衛生公害研究所業績報告 (松江)

1 (1962) - [14] - 15 (1972)

山口県衛生研究所年報 (山口)

1 (1958) - [5] - 29 (1986)

山口県衛生研究所業績報告 (山口)

1 (1963) - 8 (1986)

山口県衛生公害研究センター年報 (山口)

30 (1987) +

—— 山口県衛生研究所年報

山口県公害センター年報 (山口)

1 (1975) - 4 (1978)

香川県衛生研究所年報 (高松)

1 (1961), 3 (1963)

香川県衛生公害研究所報 (高松)

4 (1975)

—— 香川県衛生研究所年報

香川県衛生研究所報 (高松)

5 (1976) - 16 (1987) +

—— 香川県衛生公害研究所報

徳島県衛生研究所年報 (徳島)

1 (1953) - [3] - 21 (1982)

徳島県保健環境センター年報 (徳島)

1 (1983) - 5 (1987) +

—— 徳島県衛生研究所年報

徳島県公害センター年報 (徳島)

3 (1977)

愛媛県立衛生研究所研究報告 (松山)

1 (1954) - [6, 7, 10] - 31 (1970)

愛媛県立衛生研究所年報 (松山)

33 (1971) - 49 (1987) +

—— 愛媛県立衛生研究所研究報告

愛媛県立衛生研究所報 (松山)

1 (1957), 2 (1962)

高知県立衛生研究所研究報告 (高知)

2 (1952) - [10, 13, 14] - 17 (1960)

高知県衛生研究所報 (高知)

26 (1980) - 34 (1988) +

—— 高知県立衛生研究所研究報告

福岡県衛生研究所報 (福岡)

1 (1951) - 15 (1972)

福岡県衛生研究所研究報告 (福岡)
1 (1962) - 5 (1969)

福岡県衛生公害センター年報 (福岡)
1 (1973) - 15 (1987) +
—— 福岡県衛生研究所報

福岡市衛生試験所報 (福岡)
1 (1975) - 13 (1987) +

北九州市環境衛生研究所報 (北九州)
1 (1973) - 15 (1987) +

佐賀県衛生研究所年報 (佐賀)
4 (1951)

佐賀県衛生研究所報 (佐賀)
5 (1954) - [7, 8] - 14 (1987) +
—— 佐賀県衛生研究所年報

佐賀県公害センター所報 (佐賀)
1 (1976)

長崎県衛生研究所報 (長崎)
1 (1955) - 14 (1974)

長崎県衛生公害研究所報 (長崎)
15 (1975) - 29 (1987) +
—— 長崎県衛生研究所報

大分県衛生研究所年報 (大分)
1 (1967)

大分県衛生研究所報 (大分)
1973年
—— 大分県衛生研究所年報

大分県公害衛生センター年報 (大分)

1 (1973) - 14 (1986) +
—— 大分県衛生研究所報

熊本県衛生研究所報 (熊本)
1 (1970)

熊本県衛生公害研究所報 (熊本)
2 (1972) - 17 (1987) +
—— 熊本県衛生研究所報

熊本市保健衛生研究所報 (熊本)
1 (1984)

宮崎県衛生研究所報 (宮崎)
1 (1960) - 29 (1987) +

宮崎県公害センター年報 (宮崎)
1 (1976) - 3 (1978)

鹿児島県衛生研究所年報 (鹿児島)
1 (1951)

鹿児島県衛生研究所報 (鹿児島)
2 (1962) - 7 (1971)
19 (1983) - 23 (1987) +
—— 鹿児島県衛生研究所年報

鹿児島県公害衛生研究所報 (鹿児島)
8 (1972) - 18 (1982)
—— 鹿児島県衛生研究所報

琉球衛生研究所報 (那覇)
5 (1970)

沖縄県公害衛生研究所報 (那覇)
6 (1972) - 20 (1986) +
—— 琉球衛生研究所報

地研年報類編補遺 — 記念誌、業績目録集等 —

1989年3月末現在

凡例	刊行物名 (発行地名)
	発行年又は発行年度

- | | |
|------------------------|------------------------|
| 北海道立衛生研究所事業報告 (札幌) | 1973年 |
| 1973年度-1974年度 | |
| | 長野県衛生公害研究所調査研究目録集(長野) |
| 北海道立衛生研究所事業概要 (札幌) | 1978年 |
| 1986年度-1987年度 | |
| | 静岡市衛生試験所ハンドブック 概要編 |
| 青森県衛生研究所創立35周年記念誌 (青森) | (静岡) |
| 1984年 | 1986年 |
| | |
| 青森県公害センター創立15周年記念誌(青森) | 愛知県衛生研究所創立30周年記念誌(名古屋) |
| 1986年 | 1978年 |
| | |
| 宮城県衛生研究所設立30周年記念誌 (仙台) | 名古屋市衛生研究所創立30周年記念誌 |
| 1980年 | (名古屋) |
| | 1954年 |
| | |
| 仙台市衛生試験所創立25周年記念誌 (仙台) | 名古屋市衛生研究所創立50周年記念誌 |
| 1980年 | (名古屋) |
| | 1974年 |
| 山形県衛生研究所創立30周年記年誌 (山形) | |
| 1984年 | |
| | 名古屋市公害研究所新築記念誌 (名古屋) |
| 千葉県公害研究所10周年記念誌 (千葉) | 1978年 |
| 1978年 | |
| | 岐阜県衛生研究所年報補遺(1) (岐阜) |
| 新潟県衛生研究所業績目録 (新潟) | 1961年 |
| 1977年 | |
| | 岐阜県衛生研究所年報第9号別冊 (岐阜) |
| 石川県衛生研究所10周年記念誌 (金沢) | 1963年 |
| 1959年 | |
| | 岐阜県衛生研究所創立15周年記念誌 (岐阜) |
| 山梨県立衛生公害研究所創立30周年記念誌 | 1963年 |
| (甲府) | |
| 1979年 | |
| | 滋賀県立衛生環境センター創立30周年記念誌 |
| 長野県衛生公害研究所25周年記念誌 (長野) | (大津) |
| | 1982年 |

京都市衛生試験所創立満10周年記念報告
(京都)
1931年

京都市衛生研究所業績一覧 創立50周年記念
(京都)
1970年

和歌山県衛生研究所研究業績題目集
＜1951年度－1968年度＞ (和歌山)
1969年

大阪府立公衆衛生研究所創立10周年記念誌
(大阪)
1971年

大阪府立公衆衛生研究所創立25周年記念誌
(大阪)
1985年

大阪府立放射線中央研究所十年の歩み (堺)
1969年

大阪市立衛生研究所業績一覧(1) (大阪)
1956年

大阪市立衛生研究所業績一覧(2) (大阪)
1966年

大阪市立衛生研究所業績一覧(3) (大阪)
1974年

大阪市立環境科学研究所業績一覧(4) (大阪)
1986年

広島県衛生研究所30年の歩み (広島)
1979年

島根県立衛生公害研究所35年の歩み (松江)
1985年

北九州市環境衛生研究所10年の歩み
記念特集号 (北九州)
1984年

福岡県衛生公害センター創立10周年記念誌
(福岡)
1984年

長崎県衛生公害研究所創立30周年記念誌
(長崎)
1982年

熊本県衛生公害研究所創立40周年記念誌
(熊本)
1988年

第 4 部 監視指導業務

目 次

1. 京都市中央卸売市場第一市場における監視指導業務 ----- 81
2. 京都市中央卸売市場第二市場における監視指導業務 ----- 83

1. 京都市中央卸売市場第一市場における監視指導業務

理化学検査部門

1) 監視指導及び収去に関する業務

第一市場を流通する主な食品は、野菜、果実、魚介類及びその加工品、そうざいなどである。

深夜から早朝にかけて入荷するこれらの食品の衛生が保たれるように、せり売りの始まる前から早朝監視による厳重なチェックを行い、有毒魚介類、食用不適格品、食品衛生法に違反する食品の排除に努めている。

更に、せり売りされた食品が仲卸店舗に移動した段階でも、食品及びその取り扱いについて、より綿密な監視指導を行っている。

また、ふぐの季節には、ふぐ毒による事故防止のために、ふぐ取り扱い業者・販売業者に対する監視指導を強化している。

昭和63年度の月別監視指導件数は表1のとおりであり、監視対象743施設に対する年間監視指導件数は37,264件である。

また、条例に基づくふぐ取り扱い業および販売業の施設は併せて112件で、監視指導件数は4,146件であった。

監視指導業務の内容は表2に示すとおりである。また、監視指導に伴う細菌検査を100件実施した(表3)。

2) 廃棄処分及び措置命令

農産品及び水産品の監視総量及び廃棄総量は表4のとおりである。

食用不適格により廃棄されたものは、水産品で9件(魚介類7件、その加工品2件)あり、これらは自主廃棄処分とした。

3) 食品衛生講習会開催状況

本年度は京都国体及び身体障害者スポーツ大

表1 月別監視指導件数

			対 象	計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
食 品 衛 生 法 の 許 可 業 種	飲	一 般 飲 食	23	445	41	44	34	29	30	37	42	35	38	35	37	43
	食	軽 飲 食	12	214	15	11	14	13	15	19	20	16	24	26	22	19
	店	調 理 施 設	12	266	19	25	27	18	18	27	28	27	26	17	14	20
	菓	子 製 造 業	2	50	5	2	3	5	3	4	6	4	6	4	4	4
	魚	介 類 販 売 業	269	18,353	1,780	1,539	1,388	1,288	1,122	1,557	1,554	1,510	1,772	1,644	1,597	1,602
	魚	介 類 せ り 売 営 業	2	894	98	82	72	84	62	68	74	68	74	68	68	76
	食	品 の 冷 凍 又 は 冷 蔵 庫	5	66	7	5	4	5	4	11	6	5	5	5	4	5
	喫	茶 店 (自 動 販 売)	7	73	7	6	6	9	9	8	7	7	2	3	5	4
	乳	類 店 頭 販 売	4	48	6	4	5	4	3	6	4	4	4	4	2	2
	販	売 業 自 動 販 売	2	28	2	2	2	2	2	2	4	4	2	2	2	2
	食	肉 処 理 業	2	56	6	5	3	4	3	4	4	6	4	5	6	6
	食	肉 販 売 業	7	176	13	17	11	13	9	13	14	16	18	19	16	17
	め	ん 類 製 造 業	1	15	2	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1
氷 雪 製 造 業 種	氷	雪 製 造 業	1	24	2	2	3	4	2	2	1	2	1	1	2	2
	氷	雪 販 売 業	1	22	2	2	2	4	1	2	1	2	1	1	2	2
	小 計		350	20,730	2,005	1,747	1,576	1,484	1,284	1,761	1,766	1,707	1,978	1,835	1,782	1,805
	給 食 施 設 (事 業 所)		2	45	2	2	4	5	4	4	4	4	4	4	4	4
	野 菜 ・ 果 物 販 売 業		151	8,097	971	721	676	593	613	644	521	608	708	684	623	635
	そ う ざ い 販 売 業		54	2,336	201	110	168	187	199	189	167	149	277	255	231	203
	菓 子 (パ ン を 含 む) 販 売 業		9	243	12	17	22	13	21	22	13	20	22	34	30	17
	器 具 容 器 包 装 (お も ち) 販 売 業		19	272	27	25	25	17	22	23	22	17	29	27	22	16
	食 品 販 売 業 (上 記 以 外)		46	1,395	77	68	89	76	86	83	91	87	176	180	192	190
	小 計		281	12,388	1,290	943	984	891	945	965	918	885	1,216	1,184	1,102	1,065
ふ ぐ 条 例	ふ	ぐ 取 扱 業 A	1	305	34	28	25	25	25	24	25	24	26	22	22	25
	ふ	ぐ 販 売 業 A	84	2,892	203	177	174	162	132	157	252	249	338	389	335	274
	ふ	ぐ 販 売 業 B	27	949	88	89	70	51	55	49	85	81	110	103	97	71
	小 計		112	4,146	325	294	269	238	212	230	362	354	524	514	454	370
計			743	37,264	3,620	2,984	2,829	2,613	2,441	2,956	3,046	2,946	3,718	3,533	3,338	3,240

会の開催年にあたり、食中毒防止特別対策の一環として、食品衛生講習会を実施し、食品衛生思想の普及向上に努めた。講習会の実施回数は9回、出席者延べ人数は646名であった。

表2 監視指導業務内容

通年実施事業	収去・監視指導	○せり前における入荷食品の監視 ○魚介類及びその加工品並びに青果物及びその加工品の収去 ○卸、仲卸、関連事業者、ふぐ処理場等の施設の監視 ○食品の取扱い管理、表示等についての監視指導 ○行商、自動車営業等についての監視指導
季節の特筆実施事業	収去・監視指導	○青果物及び水産物食品衛生対策協議会 (5月, 6月) ○食品衛生講習会 (6月, 10月, 3月) ○夏期食品一斉取締り (7～8月) ○水産棟薬剤散布 (8月) ○場内一斉保菌検査 (8月, 9月, 3月) ○青果物及び水産物消費者懇談会 (11月, 12月) ○年末年始食品一斉取締り (12～1月) ○ふぐ、生かき一斉監視及び啓発リーフレット配布 (12月) ○生野菜に対する添加物使用について啓発ビラ配布 (12月)

表3 食品衛生に関する月別細菌検査取扱件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
件数	—	13	8	20	32	8	19	—	—	—	—	—	100

表4 食品の種類別監視総量及び食用不適格件数・数量¹⁾

	種類	監視総量 (kg)	食用不適格品	
			件数	数量 (kg)
農産品	野菜	227,126,118	—	—
	果物	114,732,288	—	—
	小計	341,858,406	—	—
水産品	魚介類	58,934,923	7	153.4
	魚介類加工品	55,572,719	2	135
	小計	114,507,642	9	288.4
計		456,366,048	9	288.4

注. 1) 自主廃棄処分とした。

2. 京都市中央卸売市場第二市場における監視指導業務

病理検査部門

1) 一般監視指導

と畜場法に基づいて、場内の大・小動物けい留所、大・小動物解体室、内臓処理室、枝肉保管冷蔵庫及びせり場の清潔、汚物処理、そ族昆虫の駆除並びに清潔な器具の使用、完全な水洗、枝肉・内臓の衛生的処理等について、と畜場管理者、と畜業者、と畜作業者に対して常時監視指導を行い、と畜場の衛生保持と、枝肉・内臓の安全を図っている。

また、場内の食品衛生関係営業施設（食肉処理業2、食品冷凍及び冷蔵業1、飲食店営業1）に対して、施設の衛生保持、食品の清潔な取扱いについて監視指導を行っている。

昭和63年度の月別監視指導件数は表5のとおり

りて、総監視指導件数は1,025件（と畜場231件、食品関係営業施設794件）である。

2) 瑕疵検査

京都市中央卸売市場業務条例では、卸売された枝肉が買受人（食肉販売業）でカット処理した際に発見される異常・病変等は、予見できない瑕疵がある場合として救済する、いわゆる瑕疵制度を定めている。この際市職員の確認が必要で、第二市場からの依頼で食用の適否の判定のため現場に赴き、異常部位の肉眼的検査又は病理組織学的検査を行っている。

昭和63年度の瑕疵検査総件数は144件で、前年度に比べて36件の増加となっており、牛では水腫、筋肉炎、血液浸潤。豚では骨折、筋肉膿瘍、筋肉炎等が挙げられる。前年度にくらべ牛では水腫、豚では骨折の増加が著しい（表6）。

表5 場内食品衛生営業許可施設数及び監視指導件数

		総 数	と畜場	食 品 関 係 営 業			
				総 数	食肉処理業	飲食店	食品冷蔵業
営業許可施設数		5	1	4	2	1	1
監視指導件数	63年 4月	95	20	75	40	13	22
	5	89	20	69	40	11	18
	6	86	19	67	37	13	17
	7	84	18	66	38	12	16
	8	76	19	57	36	10	11
	9	75	18	57	34	11	12
	10	78	17	61	38	10	13
	11	76	20	56	34	10	12
	12	100	22	78	44	12	22
	元年 1月	87	19	68	38	11	19
	2	83	18	65	36	11	18
	3	96	21	75	42	12	21
計		1,025	231	794	457	136	201

表6 枝肉の瑕疵検査件数，病名別

検査頭数	牛				豚			
	件数		%		件数		%	
	昭和63年度	昭和62年度	昭和63年度	昭和62年度	昭和63年度	昭和62年度	昭和63年度	昭和62年度
	117	97			27	11		
水腫	42	18	33.3	18.6	—	1	—	9.1
筋肉炎	41	34	32.6	35.1	6	1	20.7	9.1
血液浸潤	10	9	7.9	9.3	3	2	10.3	18.2
脂肪浸潤	10	7	7.9	7.2	—	—	—	—
筋肉出血(スポット)	10	12	7.9	12.4	—	1	—	9.1
血腫	5	6	4.0	6.2	1	—	3.5	—
骨折	2	—	1.6	—	10	2	34.5	18.2
筋断裂	2	1	1.6	1.0	—	—	—	—
好酸球性筋肉炎	1	3	0.8	3.1	—	—	—	—
膠様浸潤	1	2	0.8	2.1	1	2	3.5	18.2
筋肉膿瘍	1	3	0.8	3.1	7	2	24.1	18.2
筋肉変性	1	—	0.8	—	1	—	3.5	—
奇形	—	1	—	1.0	—	—	—	—
異臭	—	1	—	1.0	—	—	—	—
病名件数	126	97	100.0%	100.0%	29	11	100.0%	100.0%

第 5 部 消費者コーナー業務

目 次

1. 食品衛生に関する相談	85
2. 食品衛生講座の開催	85
3. 刊行物の発行	85
4. 参考品の展示並びに簡易な検査	87

1. 食品衛生に関する相談

管理課

昭和63年度に取扱った相談件数は86件で、相談項目別の件数は、図1のとおりである。

1) 食品の品質と安全性

加工食品の利用は年々増加の傾向にあるが、その成分、保存方法、安全性の問題等についての相談が多く寄せられた。

2) 食品の保存

家庭で相当長期間経過した食品の食用適否などの相談があった。

3) 健康食品

家庭で作った自家製品のカビ発生についての相談、健康食品の安全性についての相談があった。

4) 台所用品

合成樹脂製食器の安全性についての相談があった。

5) その他

衛生害虫や家庭用品の安全性についての相談などがあった。

2. 食品衛生講座の開催

管理課

昭和63年度に行った食品衛生講座は、表1に示すとおりで15回、参加者は455人であった。

映画、スライド、ビデオ等の視聴覚教材を用いて、消費者の食品衛生に関する知識の向上を目的に講座を開催するとともに、消費者自らがコーナー実験室において、細菌検査、発色剤など簡易なテストを体験し、これらをとおして知識を深めている。

また、所蔵の16ミリ映画フィルム18巻は、上記講座での活用のほか、保健所等関係機関への貸出しも行っている。

- 食中毒関係 6巻 ○その他(ビデオ) 3巻
- 食品添加物関係 8巻
- 環境衛生関係 4巻

3. 刊行物の発行

管理課

安心できる食生活を目標に、市民を対象とし

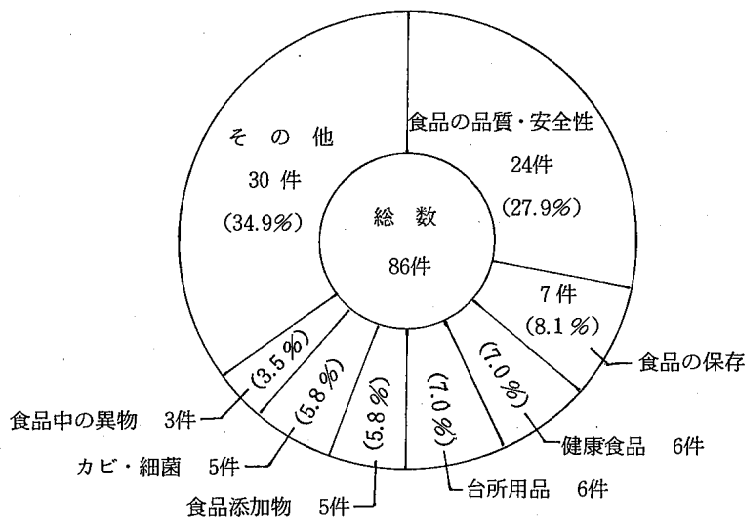


図1 相談内容

表1 食品衛生講座開催状況

年 月	団 体 名	参加人員(名)
63. 4	主婦連合会京都支部	20
5	京都府立医科大学	50
5	京都市主催による一般市民の消費生活コース	60
6	京都看護専門学校	19
6	京都市立双ヶ丘中学校	8
6	キョウト・ミナミ・ウーマン・プラザ	48
7	七条第三学区婦人会	19
8	京都大学医療技術短期大学部	37
10	光徳学区婦人会	15
10	京都女子大学	6
11	京都保健衛生専門学校	46
11	同 上	35
11	京都料理専修学校	40
11	京都中央看護専門学校	49
12	京都文教短期大学	3
計	14 団 体	455

たパンフレット「消費者コーナー・ニュース」を発行し、来所者や希望者に無料で配布している(表2)。

昭和63年度発行の消費者コーナー・ニュースの主な内容は次のとおりである。

1) コーナーNEWS No.45

(1) 食中毒

食中毒全体の90%近くを占める細菌性食中毒について、その症状・原因・予防法について紹介した。

(2) 最近話題の食物繊維

測定方法、多く含んでいる食品、食物繊維のもつ効用について紹介した。

2) コーナーNEWS No.46

(1) これから注目される機能性食品

食品の機能、機能性食品の位置づけ並びに厚生省の対応について解説した。

(2) タバコと健康

喫煙が他の物質等による健康障害を増強するという事例並びに喫煙に関する最近の情報を紹

介した。

3) コーナーNEWS No.47

(1) 安全な食鳥肉を提供するために

食鳥肉について食品衛生上の様々な問題点をあげ、食鳥肉の安全確保を図るための検査制度を紹介した。

(2) 実行しましょうがんを防ぐための12カ条

わが国では、昭和56年以降がんによる死亡率が第一位を占めている。そこで、日常生活のなかで心がけたい「がんを防ぐための12カ条」を紹介した。

4. 参考品の展示並びに簡易な検査

管理課

消費者コーナーでは、食品衛生の知識向上のため一般市販食品、容器包装、パネル、図書等の展示を行うとともに、食品に関する相談と、併せて簡易な実験を行い、消費者の要望に対応している。

1) 展示品

表2 消費者コーナー・ニュースの内容

No. 45 (7月)	
○食中毒	
○私の意見 — ストレス解消の奨め	
○検査・研究の窓	
部門紹介シリーズ — 調査研究部門 —	
○ミニ・ニュース	
・最近話題の食物繊維	
○あなたも知っておきましょう	
・赤ワインを使って料理した肉がすっぱくなった	
・梅干しを漬けて変色した合成樹脂の重石	
No. 46 (11月)	
○これから注目される機能性食品	
○私の意見 — 食生活の安全性について	
○検査・研究の窓	
— 京都の天然水について —	
○ミニ・ニュース	
・タバコと健康	
○あなたも知っておきましょう	
・白味噌の変色	
・ワンタン皮にできた黒色斑点	
No. 47 (2月)	
○安全な食鳥肉を提供するために	
○私の意見 — 検査と健康	
○検査・研究の窓	
— 京都市民の成人病検診受診状況 —	
○ミニ・ニュース	
・実行しましょう	
がんを防ぐための12カ条	
○あなたも知っておきましょう	
・古い食用油の見分け方	
・充てん豆腐と普通の豆腐の相違点	

(1) 参考食品等の展示

市販食品（健康食品、レトルト食品等）及び食品添加物等を展示。

(2) その他

合成樹脂製容器、食品衛生知識に関するパネル、食品関係図書などを展示。

2) 簡易な検査

消費者自身が行った実験及び市民が簡易な検査用に持ち込んだ検体の種類とその件数は表3に示すとおりである。なお、いずれの検体についても、検査項目としては発色剤のみであった。

表3 検体の種類別件数

		件数
ハ	ム	3
た	ら	1

